みどり市
公共施設等総合管理計画

平成 30 年 3 月

【みどり市】

公共施設等総合管理計画

平成 30 年 3 月

目　次

第１章　公共施設等総合管理計画とは……1

１．公共施設等総合管理計画の策定に当たって …… 1
２．計画の位置づけ …… 3
３．組織の位置づけ …… 4
４．計画期間 …… 5
５．対象範囲 …… 6
６．取組体制 …… 7

第２章　みどり市の現状……9

１．位置・面積 …… 9
２．人口動向 …… 10
３．財政状況 …… 15
４．対象施設 …… 17
５．公共施設の現状 …… 18
６．更新費用試算 …… 31
７．対象施設の課題の整理 …… 35

第３章　公共施設等総合管理計画の基本方針……39

１．公共施設等の管理に関する基本的な考え方 …… 39
２．維持管理に関する実施方針 …… 42
３．統合や廃止に関する実施方針 …… 50
４．推進体制 …… 52

第４章　施設類型ごとの管理に関する基本的な方針……53

１．公共施設（建物）の管理に関する基本的な方針 …… 53
２．インフラ資産の管理に関する基本的な方針 …… 78

第５章　今後の取組……81

１．方針の定期的な見直しについて …… 81
２．推進体制について …… 81
３．今後の取組に向けて …… 81

資料編 83
調査概要 84
集計結果 85

※　本計画における年号の表記について
本文及び図表の年号は新しい年号が決まっていないため、「平成」表記としていますが、
平成 31 年 5 月以降、新年号に読み替えることとします。

第１章　公共施設等総合管理計画とは

１．公共施設等総合管理計画の策定に当たって

（１）策定の背景と目的

みどり市（以下「本市」といいます。）では旧市町村時代から、拡大する行政需要や市民ニーズの多様化に対応するため、数多くの公共施設等を整備してきました。

その結果、本市が所有する公共施設は、小学校・中学校・給食センターなどの学校教育系施設、公民館・集会所、文化・スポーツ施設、市民の住環境確保に資する市営住宅、市庁舎・支所・消防施設などの行政系施設等々、多岐にわたるものとなっています。

こうした施設は、大規模改修※や建て替えを行わなければ老朽化が進行し、安心して使用できなくなる可能性があります。そして、今後多くの施設が老朽化に対応するための更新時期を迎えることから、将来的に多額の費用が必要になると見込まれます。

一方、高齢化など社会構造の変化に伴う社会保障費の増加や生産年齢人口の減少による税収の減少等を踏まえると、本市の財政状況は更に厳しくなることも想定され、公共施設等の維持・管理に係る費用を確保することはより難しくなると予想されます。

また、それぞれの施設が整備された当時とは市民ニーズも変化していることから、公共サービスのあり方そのものも時代に即して見直しを進める必要があります。

このような状況から、公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことで財政負担を軽減することが重要と考えられます。

これは本市に限った問題ではなく、「過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える」「地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある」という、全国の自治体が同様に抱えている問題に対し、国では平成 25 年（2013 年）に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、平成 26 年（2014 年）には地方自治体に対して保有する公共施設等の状況、更新費用の見込みと基本的な方向性を示す「公共施設等総合管理計画」の策定要請を発出しました。

これを受け、本市においても施設の適切な規模とあり方を検討し、公共施設等の機能を維持しつつ、可能な限り次世代に負担を残さない効率的・効果的な公共施設等の最適な配置を実現することを目的に「みどり市公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」といいます。）を策定しました。

※大規模改修：一部分だけでなく、建物内の多くの場所を対象として行う改修のこと。

（２）公共施設等総合管理計画の概要

本計画は、平成 26 年（2014 年）4 月 22 日の総務大臣通知（「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」）による要請事項「公共施設等総合管理計画」として策定するものであり、以下がその概要となります。

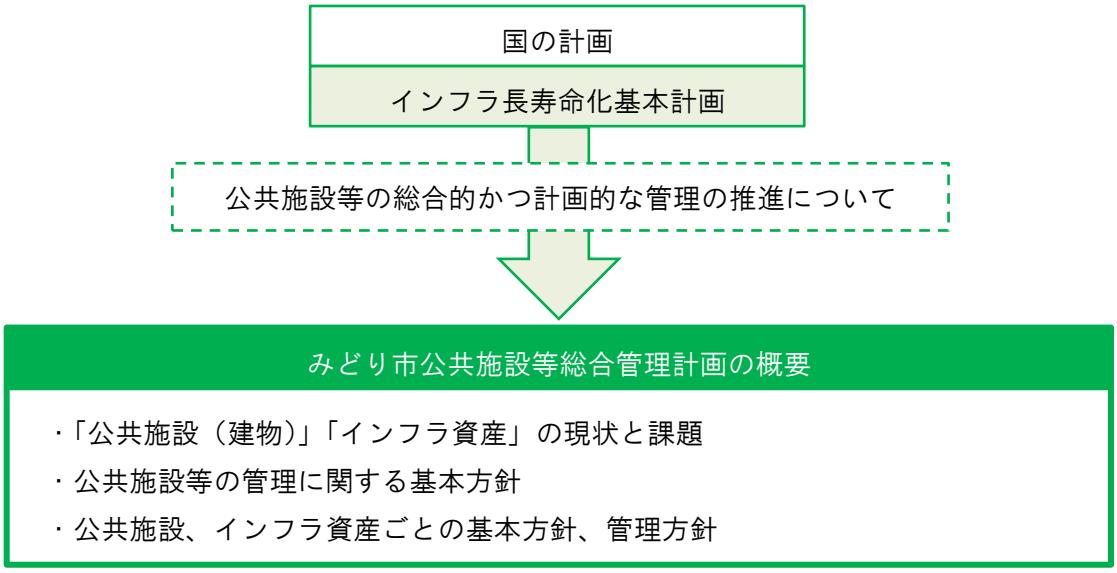

また、公共施設等総合管理計画は、公共施設全般における基本方針、管理方針と共に、施設類型※ごとの管理に関する基本的な考え方も記載することとされています。個別施設計画については、既に策定されている計画は次回見直し時に本計画との整合を図ることとし、今後新たな個別施設計画の策定を検討する場合は本計画を上位計画と位置づけます。

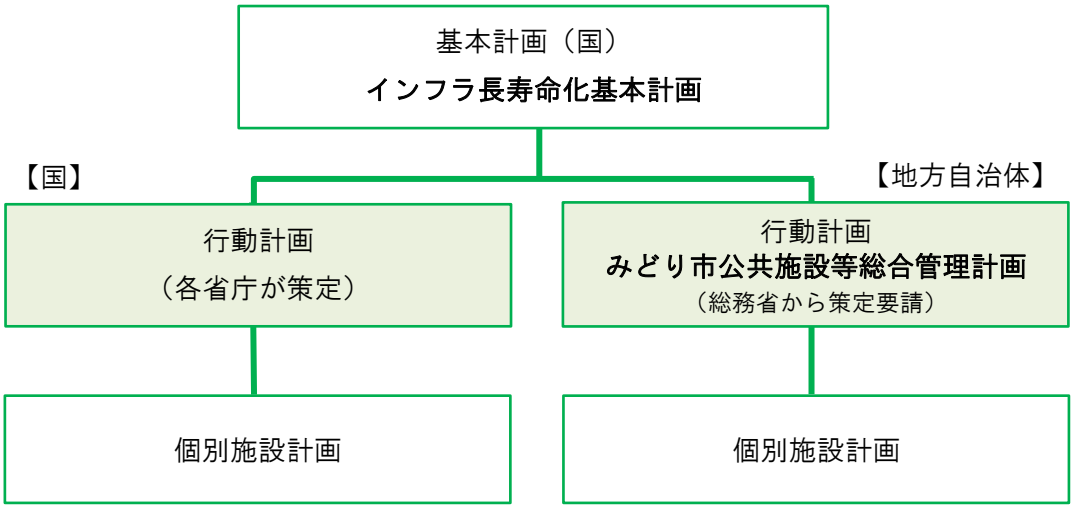

※施設類型：公共施設を目的や使い方などで分類してグループ分けした状態。

２．計画の位置づけ

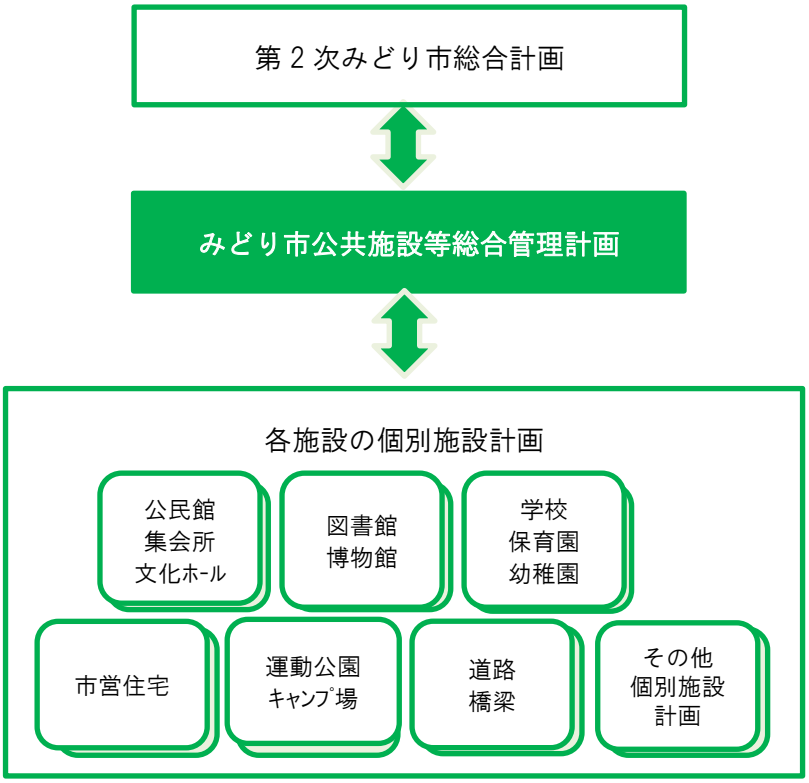

本計画は「第 2 次みどり市総合計画」を推進していく上で、本市の公共施設（建物）及びインフラ資産（道路・橋梁等）を将来にわたって総合的かつ計画的に維持管理していくための基本的な方針として位置づけるものです。

また、今後本計画に基づいて作成する各施設の個別施設計画の指針となると同時に、本市全体の公共施設等の総合管理における各所管課統一的な方針を果たすものとなります。

本計画は、公共施設における基本方針、管理方針、施設類型ごとの管理に関する基本的な考え方を示したもので、個別施設を補う部分としては、各個別施設計画を別途策定します。

3．組織の位置づけ

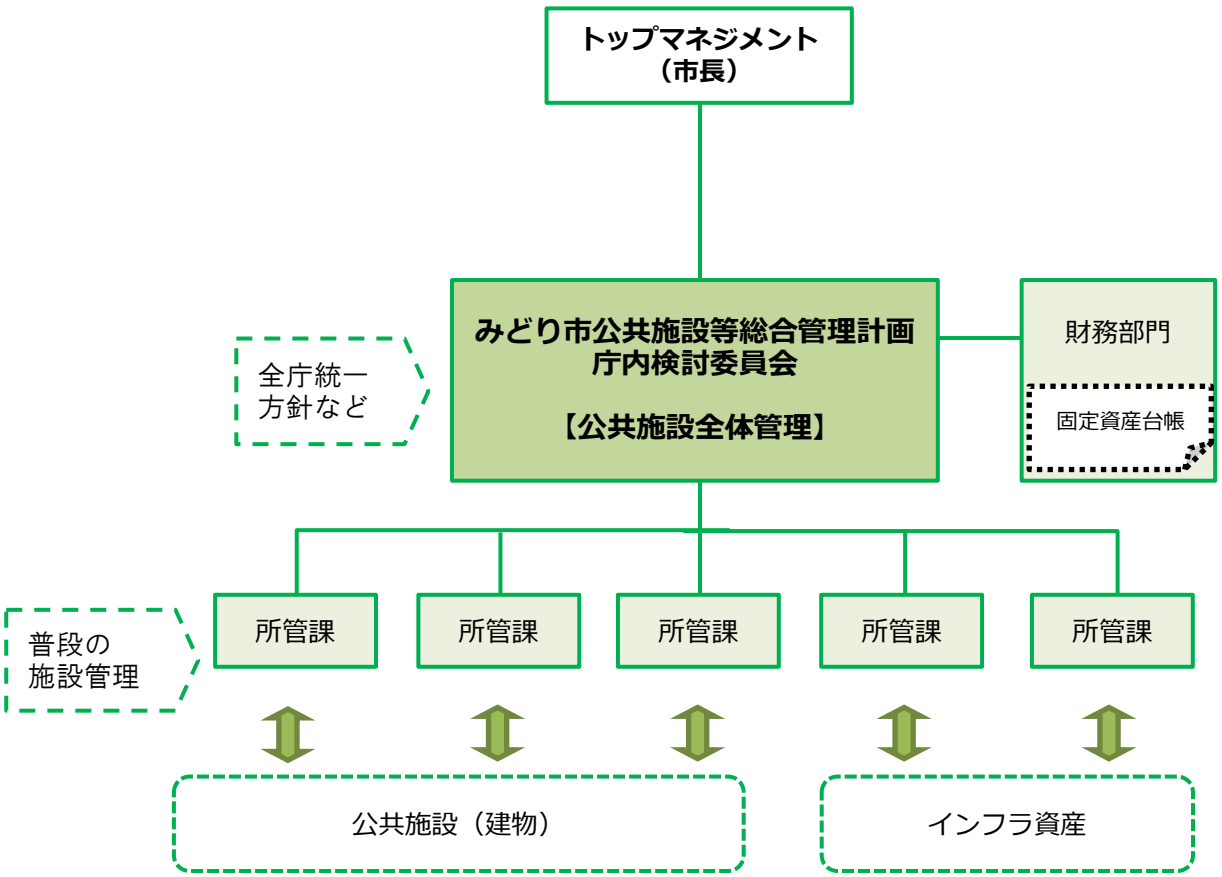

普段の施設管理は従来どおり各所管課で行いますが、施設を効率的に管理するため全庁統一的な方針やデータ管理、計画の進捗管理について一元的な管理を行い公共施設等のマネジメント推進体制を構築します。

本計画の推進に当たっては、各所管課が管理する施設を俯瞰する組織として「みどり市公共施設等総合管理計画庁内検討委員会」（事務局：総務部財政課）が公共施設等マネジメントの推進について計画の方針の改定や目標の見直しを行っていきます。

４．計画期間

本計画の期間は、今後 30 年以内に大規模改修や建て替えが多く発生するため、平成 30 年度（2018 年度）から平成 59 年度（2047 年度）の 30 年間を見据え、昨今急速に変化する環境や社会情勢を踏まえ、具体的な計画期間は 10 年「平成 30 年度（2018 年度）から平成 39 年度（2027 年度）」とします。

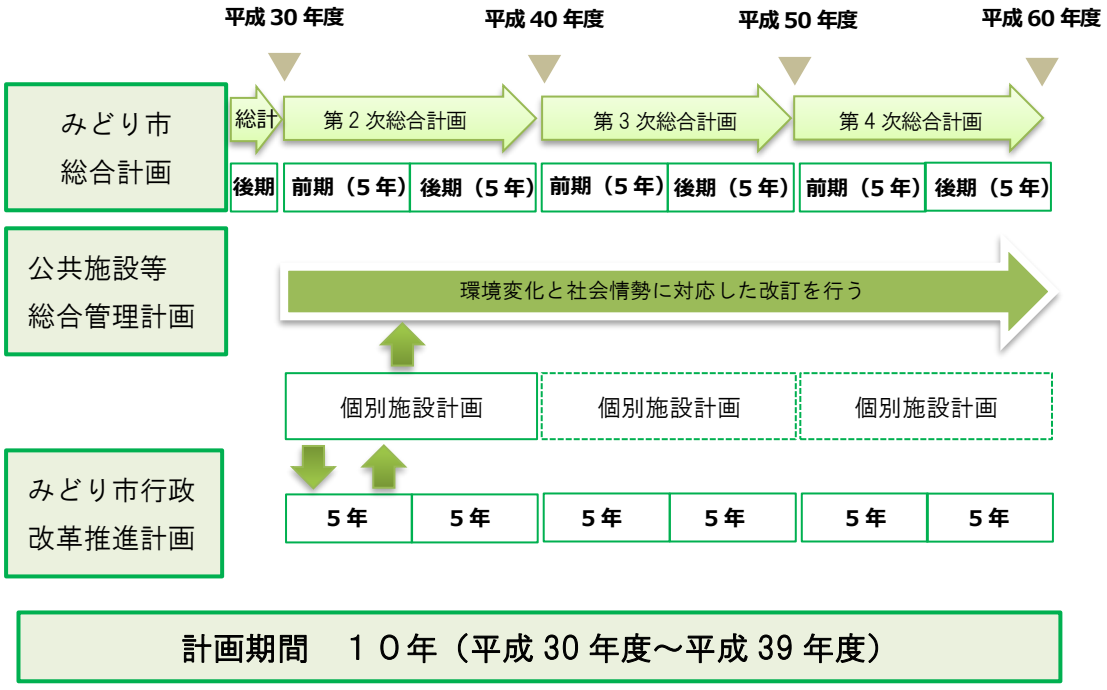

５．対象範囲

本計画は、本市が所有する公有財産のうち、公共施設（建物）及びインフラ資産を対象とします。

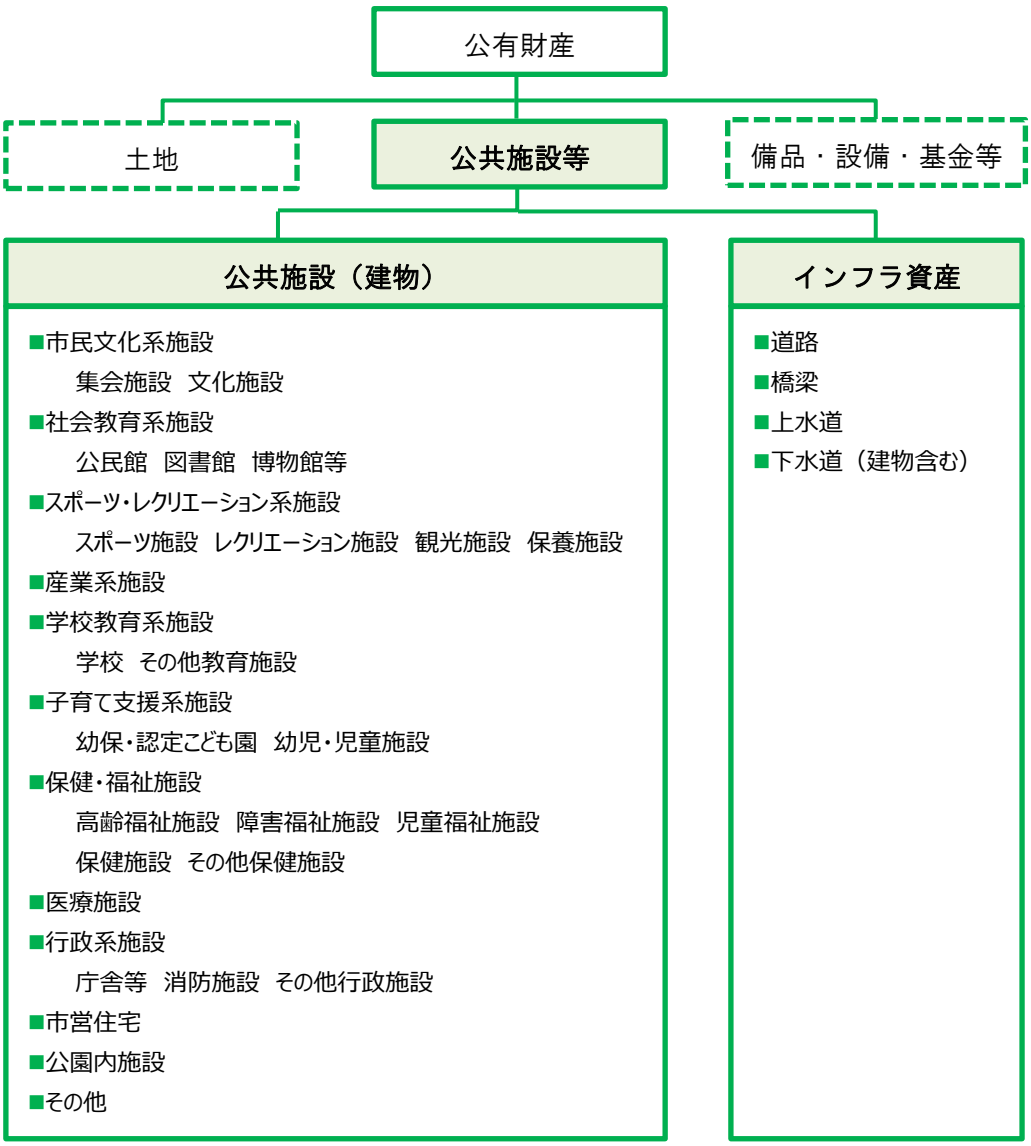

※施設の分類は、総務省「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書〔公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究〕」を基に分類しています。

６．取組体制

（１）全庁的な取組体制

公共施設にはそれぞれ所管している課があり、所管課ごとに管理が行われています。これは施設の目的や機能、運営実態が様々であることや、所管課の専門的な知見が管理上重要であること、運営等に関する意思決定が迅速になることなどから行われてきたものです。

一方、各所管課が個々に管理を行うことで、設計や修繕の記録が散逸してしまう、管理レベルに差が出るなどの問題も起こり得ます。また、職員一人ひとりが公共施設等のマネジメント導入の意義を理解し、市民サービスの向上のため創意工夫を実施する必要があります。

財政状況が厳しさを増す状況の中では、特にコスト面での無駄は全庁をあげて省く必要があり、公共施設等の管理についても全庁的にレベルを揃え、情報が所管課を超えて共有されるような取組体制が重要となります。

（２）広域的な連携について

今後は、公共施設の機能全てを市の施設でまかなうばかりではなく、より広い視点からその利活用を考えていくことも求められます。

本市の行政区域にとらわれることなく、近隣自治体、あるいは国、県と連携して、実際の人の動きに合わせた取組を行うことも検討する必要があります。特に将来の人口減少局面においては、市町村の域を越えて施設の統廃合などを進めていくことも考えられます。

第２章　みどり市の現状

１．位置・面積

本市は、平成 18 年（2006 年）3 月 27 日に、新田郡笠懸町、山田郡大間々町、勢多郡東村が合併して誕生した、群馬県で 48 年ぶりにして第 12 番目の新しい市です。群馬県の東部に位置し、総面積は 208.42 ㎢となります。市域は桐生市、栃木県日光市をはじめ、群馬、栃木両県の７市と接しており、首都東京からは 100 ㎞圏内になります。

交通網をみると、南北には栃木県日光市から埼玉県を経由して東京都までつながる国道 122 号、東西には前橋市から茨城県水戸市へとつながる国道 50 号が走り、交通の要衝地としての役割を担っています。また、市の南部付近に建設された北関東自動車道では太田藪塚インターチェンジが開設され、インターチェンジへのアクセス道路が整備されることで、より一層の利便性の向上と地域の発展が期待されています。鉄道においても、東京都ともつながる JR 両毛線、東武鉄道桐生線のほか、地元住民の身近な交通手段として上毛電鉄、わたらせ渓谷鐵道があります。

2．人口動向

（1）人口の推移

• 本市全体の人口推移

みどり市人口ビジョン：「みどり市の人口の現状」より
平成 27 年（2015 年）は、国勢調査結果数値を使用

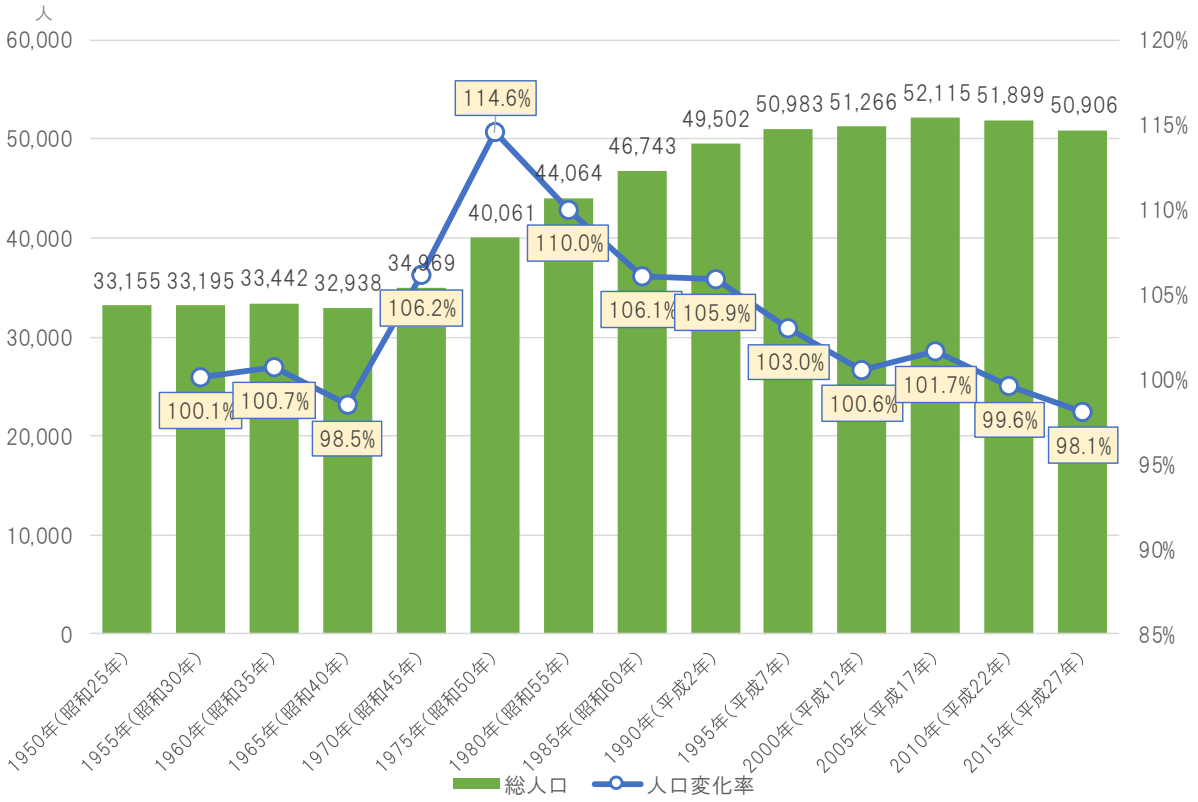

本市の人口は、昭和 25 年（1950 年）から昭和 45 年（1970 年）までは 3 万人強で推移し、昭和 50 年（1975 年）からは 4 万人台となり、平成 7 年（1995 年）からは 5 万人を超えて推移しています。平成 22 年（2010 年）には 51,899 人となりましたが、以降は微減傾向にあります。

人口変化率（前年度比）では、昭和 45 年（1970 年）から昭和 50 年（1975 年）にかけて前年比 114.6%と急激に人口が増加したことがわかります。このためこの時期に必要な公共施設等も多く建設されています。その後も、前年比 100%を超えて推移していましたが、近年は 100%を下回っています。

本市の南側に位置する笠懸地区は東西に国道 50 号が通り、JR 両毛線も乗り入れていることから、西は伊勢崎・高崎へと、東は桐生・小山へと交通の利便性も良く人口が集まる傾向にあります。大間々地区、東地区は国道 122 号とわたらせ渓谷鐵道が縦断していますが、通勤・通学など交通の利便性を考えた場合、人口の流出が考えられます。これらの状況を考慮し、人口増減の状況や地域環境に応じた施設の配置を行うことが必要になってきます。

• 地区別・人口推移

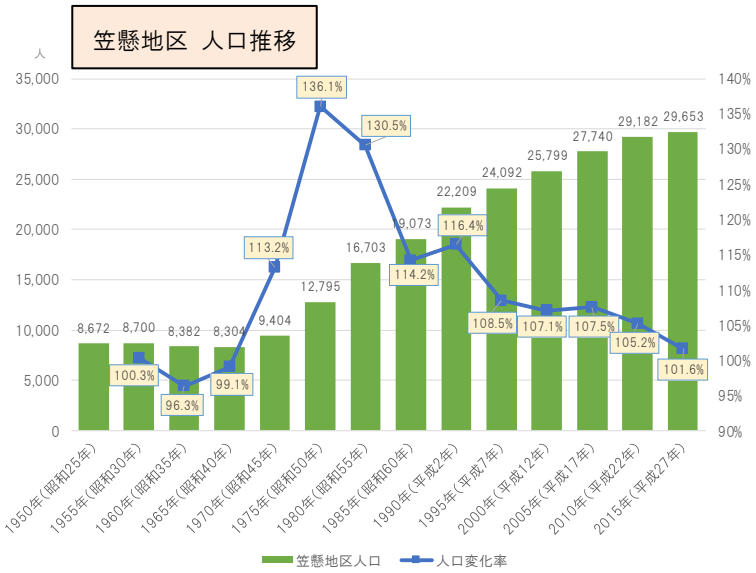

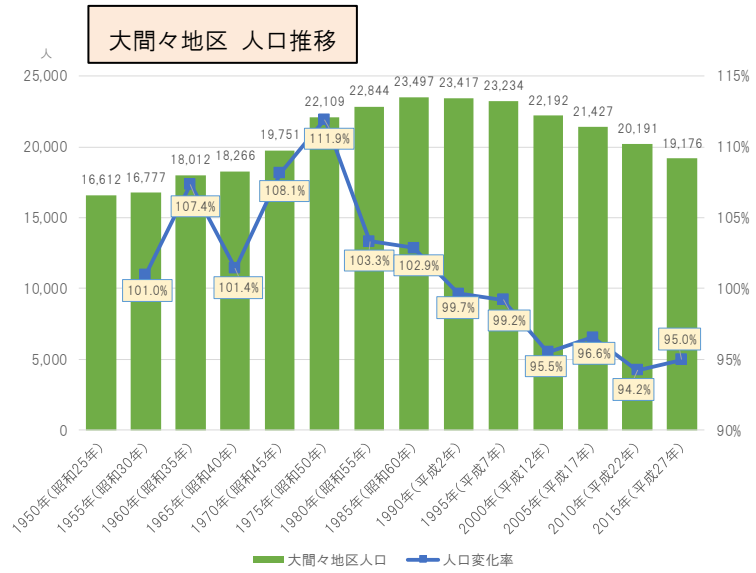

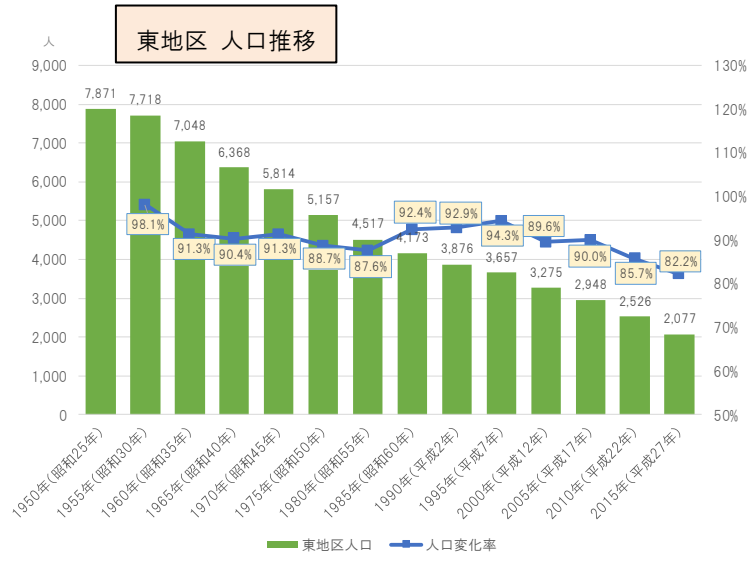

本市の地区別人口推移では、笠懸地区が昭和 45 年（1970 年）まで 1 万人弱で推移していましたが、昭和 50 年（1975 年）に 1 万人を超え年々増加し、平成 27 年（2015 年）には 29,653 人と 3 万人に迫る勢いで増加しています。

大間々地区では、昭和 60 年(1985 年)の 23,497 人をピークに減少傾向が続いており、2015 年（平成 27 年）に 2 万人を割込み 19,176 人となっています。

東地区では昭和 25 年（1950 年）の 7,871 人より年々減少が続いており、平成 27 年（2015 年）に 2,077 人となっています。

地区別の人口推移では、南側に位置する笠懸地区に人口が多く集まり、北側に位置する東地区の人口減少が顕著になっています。今後は、地区ごとの環境に配慮し、現役世代（生産年齢人口）が働きやすい環境を支援する施設をはじめ、老年人口や年少人口に合わせた施設を適正に維持する必要があります。

（2）年齢 3 区分推計

• 本市全体の人口推移

みどり市人口ビジョン：「人口の将来展望 ④推計結果」より

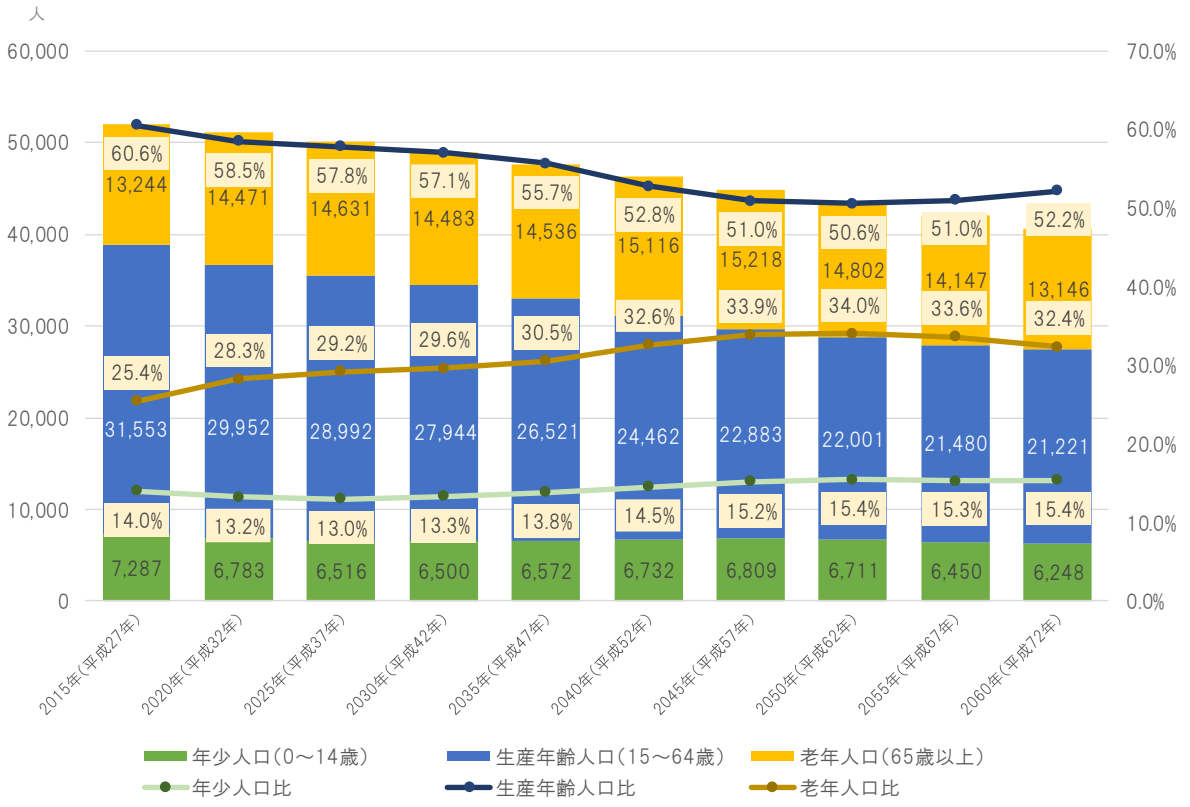

年齢 3 区分の将来推計では、平成 27 年（2015 年）から平成 72 年（2060 年）にかけて、生産年齢人口比が 60.6%から 52.2%へ 8.4%減少し、老年人口比は 25.4%から 32.4%へと 7.0%増加しています。年少人口比は 14.0%から 15.4%へ 1.4%増加し、6 千人を超える人口推移になっています。本市の特徴として年少人口は平成 72 年（2060 年）にかけ 6 千人を維持し、割合として微増傾向にあります。これは、「みどり市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく各施策の実施により少子化に歯止めがかかっている兆候かと思われます。しかし、全国の地方公共団体と同様に高齢化は進み平成 57 年（2045 年）には老年人口が全体の 1/3 を占める推計となっています。

これらの状況を踏まえ、年少人口が利用する学校教育系施設や子育て支援系施設を維持しながらも、高齢者が利用する保健・福祉施設の充実が求められます。

• 本市全体の人口推移

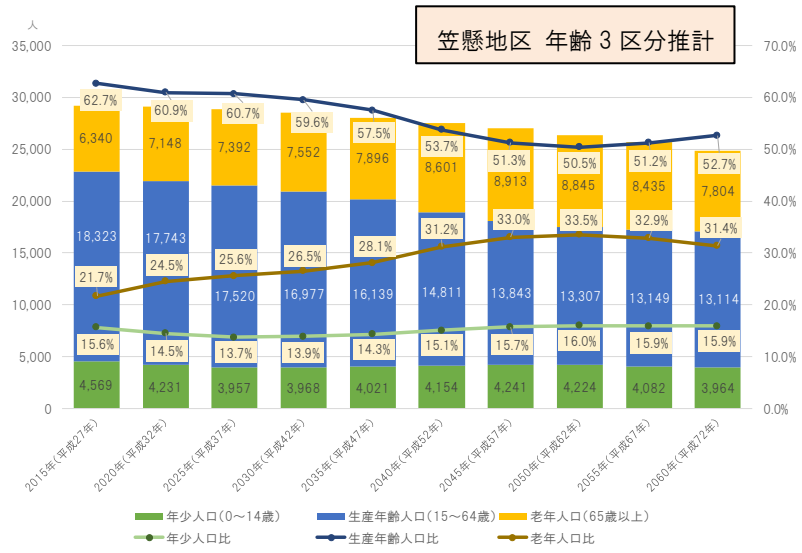

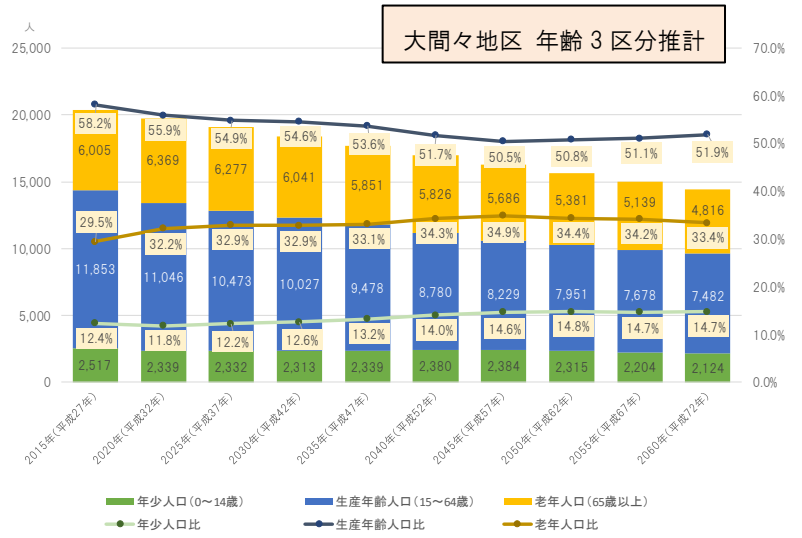

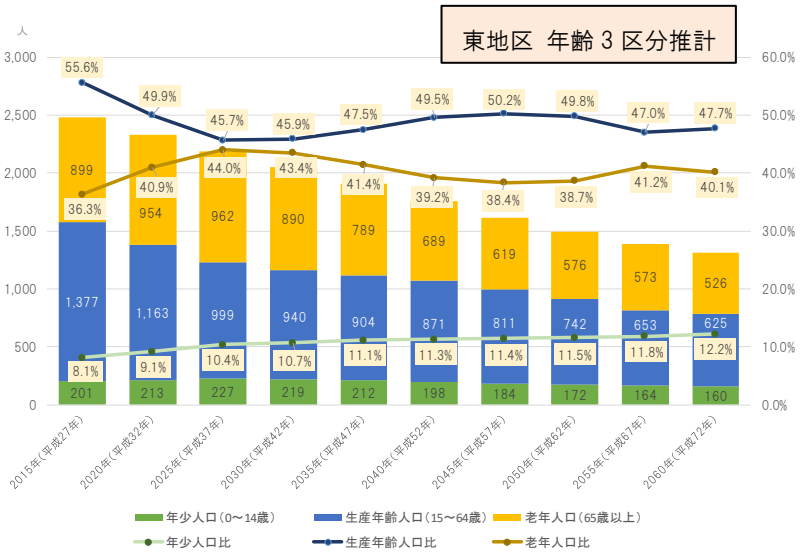

３地区の年齢３区分の将来推計では、各地区とも平成 72 年（2060 年）にかけて老年人口が約３割を占める推計となっていますが、特に人口減少の激しい東地区では 10 人に４人が 65 歳以上となり、公共施設の利用状況にも影響が出てきます。生産年齢人口の割合も各地区で減少傾向となっています。

半面、年少人口では、「みどり市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく各施策の実施により少子化に歯止めがかかっており、子どもの数は平成 72 年（2060 年）にかけて微減傾向にはあるものの平成 27 年（2015 年）以降ほぼ変わりません。年少人口の割合をみた場合、笠懸地区は 15%台で推移し、大間々地区は 14%台、東地区は 12%台で推移しているのがみられます。したがって、笠懸地区、大間々地区、東地区とも子育て支援系施設や学校教育系施設の縮減よりは維持管理のほうが必要となってきます。

（3）将来人口の見通し

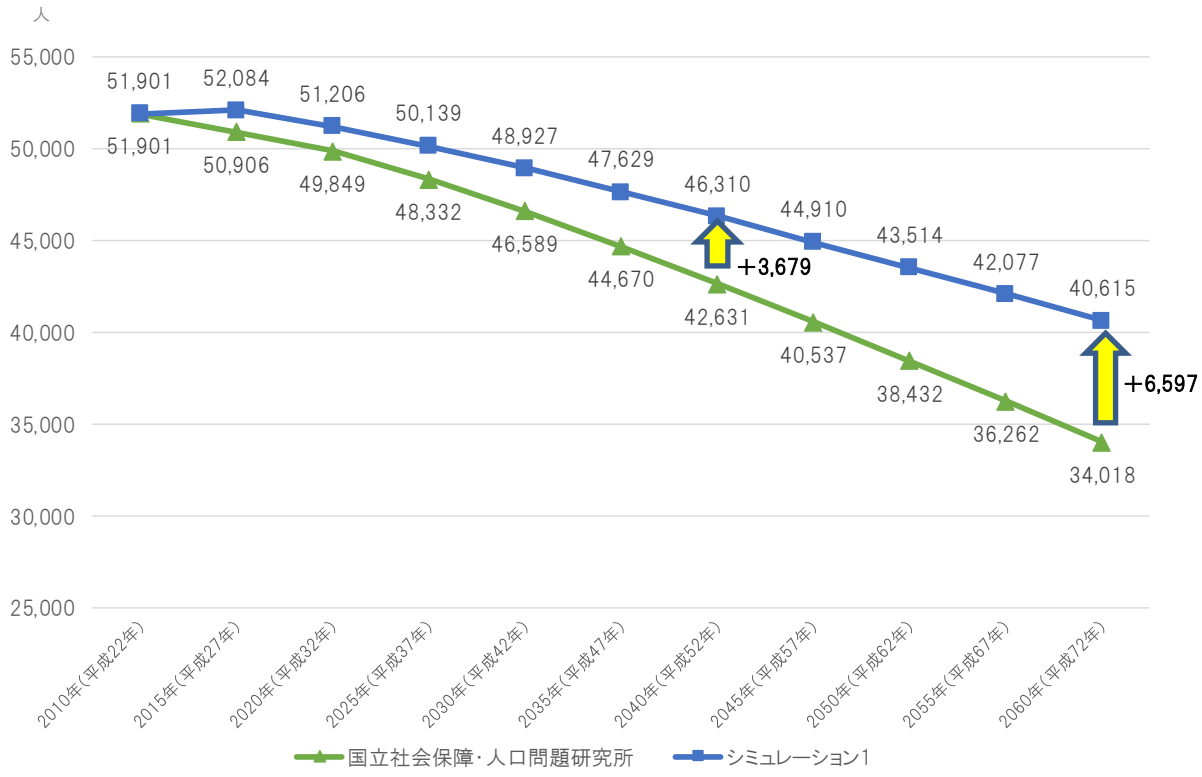

みどり市人口ビジョン：「人口の将来展望」より

合計特殊出生率：2020 年（平成 32 年） 1.66　2040 年（平成 52 年）2.20

本市の将来人口展望では、「みどり市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標である「市民の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、安心して住み続けることができる環境づくりを推進する」を実施する（合計特殊出生率 1.66 から 2.20）ことにより、平成 72 年（2060 年）人口を 40,615 人と約 4 万人を維持する推計をしています。

したがって、市民 4 万人が利用する施設を適正に維持管理するとともに、交流人口を考慮しながら、現在老朽化が進む施設は、複合化や統合、用途変更や機能移転などの様々な対応が必要となります。

地区別での人口推移を鑑みた場合、笠懸地区では周辺都市との近接性、鉄道駅周辺の利便性による若い世代の転入もあり、子育て支援系施設や学校教育系施設の充実が求められます。

大間々地区では環境資源を生かした交流人口や生産年齢人口（30 代・40 代）の定住に必要な施設が必要となることが予測されます。東地区では定住ニーズが高いことから、地域住民が安心して暮らすことができる市民文化系施設や保健・福祉施設が必要となってきます。

また、若い世代の人口推移の安定と高齢人口比率の増加を考慮した場合、将来にわたって公共施設の利用の仕方、あり方に変化が現れます。現在における人口の将来展望を見据えた公共施設の基本方針の策定は重要な課題となります。

３．財政状況

（１）歳入

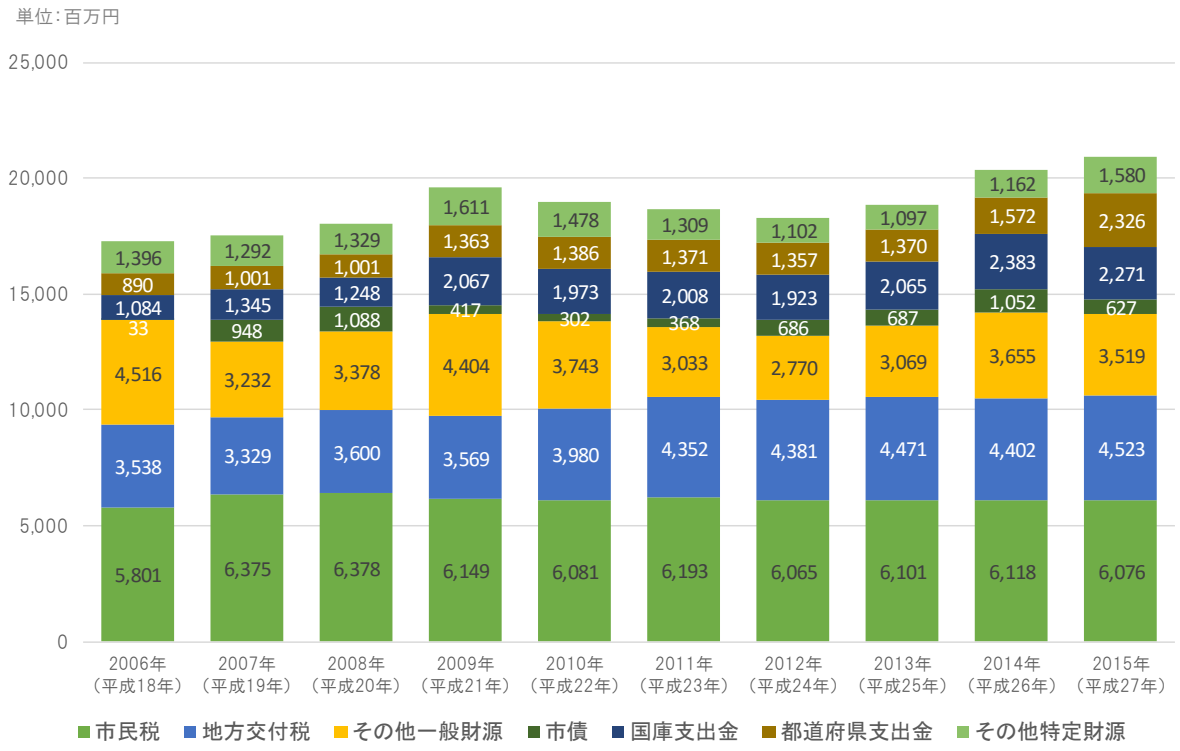

本市の歳入総額は、年度によって増減があるものの、おおむね 170～200 億円前後で推移しています。

市民税は平成 18 年（2006 年）に 58 億円であったものの、平成 19 年（2007 年）には国からの税源移譲により 60 億円を超え、以降 60 億円台で推移し歳入の約 3 割を占めています。地方交付税は平成 22 年（2010 年）まで 30 億円台後半で推移していましたが、国の景気対策などにより交付税の交付額を増やす動きがあり、また、竜巻や大雪被害による特別交付税の増加もあって、平成 23 年（2011 年）以降は 40 億円を超え、平成 27 年（2015 年）は 45 億円と増える傾向にあります。その他一般財源では、平成 18 年（2006 年）以降平成 24 年（2012 年）まで減少傾向にありましたが、新市建設のための市民体育館の建設や臨時財政対策債などの国による施策などの影響により、平成 25 年（2013 年）から増加傾向に転じています。国庫支出金は、平成 18 年（2006 年）の 10 億円から増減を繰り返しましたが、平成 27 年（2015 年）には 22 億円と増加傾向にあります。都道府県支出金も国庫支出金と同様に平成 18 年（2006 年）の 9 億円弱から平成 27 年（2015 年）の 23 億円へと増加傾向にあります。その他特定財源は、平成 18 年（2006 年）から平成 27 年（2015 年）までの 10 年間に、10 億円台から 15 億円台で推移しています。

長期的にみると人口減少及び高齢化の進展により生産年齢人口の減少が見込まれることから、今後も市民税の安定を考える必要があります。

（2）歳出

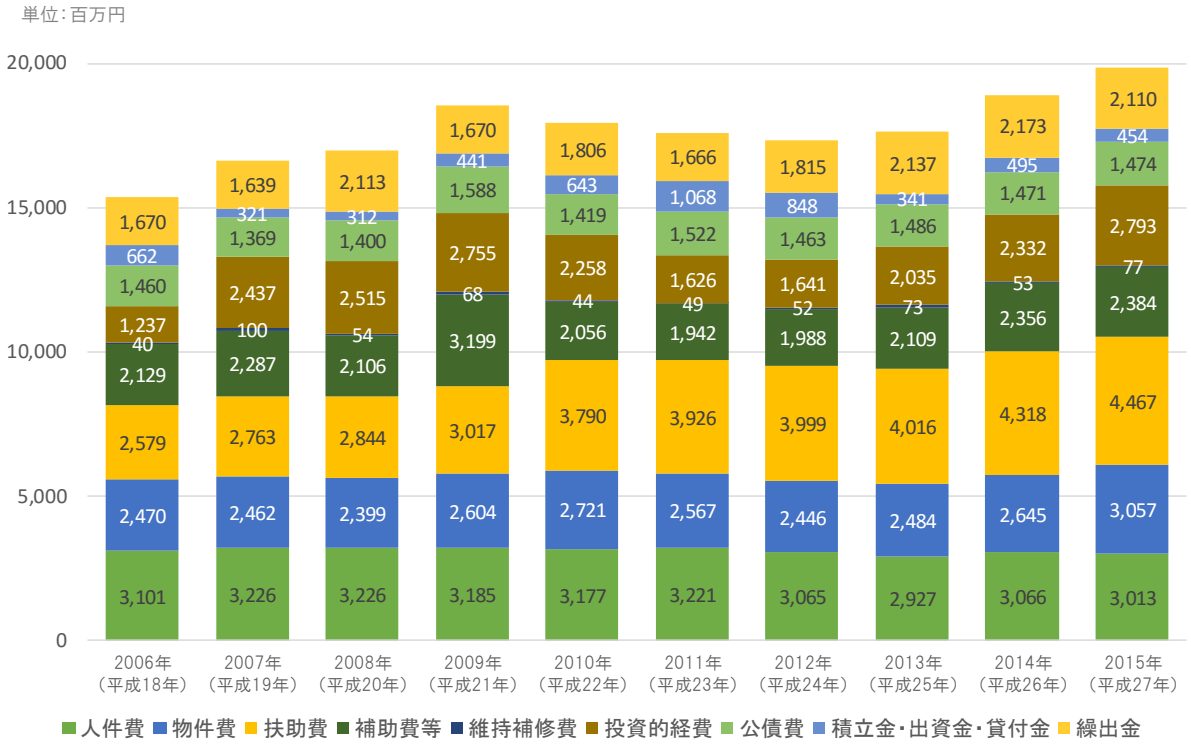

本市の歳出総額は、平成 18 年（2006 年）の 153 億円から平成 27 年（2015 年）の 198 億円と増加傾向で推移しています。

人件費、物件費ともおおむね 30 億円で推移しています。扶助費では平成 18 年（2006 年）の 25 億円から増加傾向にあり平成 27 年（2015 年）に 44 億円台となっています。補助費等は年度により増減はあるものの 20 億円台で推移しています。維持補修費は平成 18 年（2006 年）の 4,000 万円から増加傾向にあり平成 27 年（2015 年）には 7,700 万円となっています。

投資的経費は 25 億円前後で推移していましたが、平成 23 年（2011 年）、平成 24 年（2012 年）に 20 億円を下回り、平成 25 年（2013 年）以降は 20 億円から 28 億円へと増加傾向にあります。公債費は 14 億円台で平均して推移しています。今後は学校等の建設が予定されていますので、一時的に増加することが予測されます。

４．対象施設

（１）対象施設

原則、本市の所有する全ての施設を対象とします。

（２）施設の分類

類型区分	大分類	中分類	小分類
公共施設（建物）	市民文化系施設	集会施設	地区公民館
		文化施設	市民文化センター
	社会教育系施設	公民館	公民館
		図書館	図書館
		博物館等	博物館、郷土資料館、美術館
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	市民体育館、テニスコート、野球場、サッカー場
		レクリエーション施設・観光施設	キャンプ場
	産業系施設	産業系施設	勤労会館
	学校教育系施設	学校	小学校、中学校
		その他教育施設	学校給食センター
	子育て支援系施設	幼保・認定こども園	幼稚園、保育所、認定こども園
		幼児・児童施設	児童館、子育て支援センター、放課後児童クラブ
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人福祉センター、生きがい活動センター、老人憩いの家
		障害福祉施設	障害者総合支援センター、デイサービスセンター
		保健施設	保健センター
		その他保健施設	福祉会館
	医療施設	医療施設	診療所
	行政系施設	庁舎等	市庁舎、支所
		消防施設	詰所
	市営住宅	公営住宅	市営住宅
	公園	公園施設	管理棟、倉庫、便所
	その他	その他	駐車場、駐輪場、職員住宅
インフラ資産		道路	一級市道、二級市道、その他の市道
		橋梁	RC 橋、PC 橋、鋼橋、石橋等
		下水道施設	下水処理施設、農業集落排水施設

（※分類名出典：公益社団法人　日本ファシリティマネジメント協会）

5．公共施設の現状

（1）建物系公共施設・延床面積構成比

• 本市全体

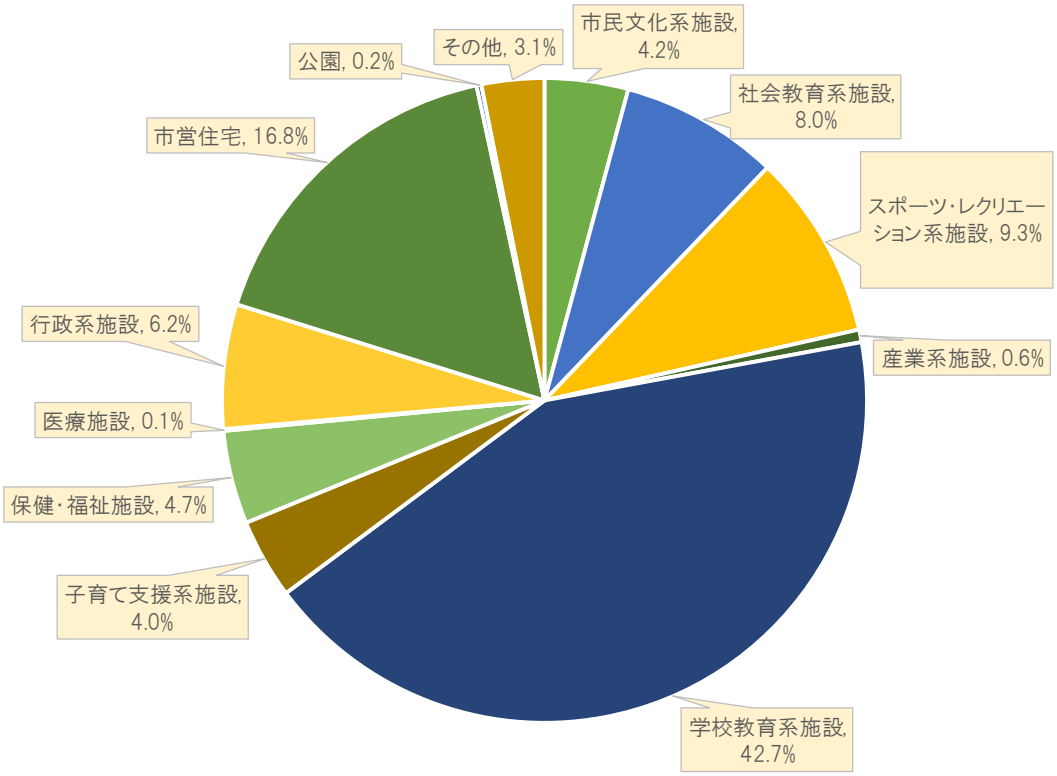

施設類型分類	施設数	延床面積	構成比
市民文化系施設	34	9,739.5 ㎡	4.2%
社会教育系施設	28	18,512.7 ㎡	8.0%
スポーツ･レクリエーション系施設	95	21,660.8 ㎡	9.3%
産業系施設	7	1,472.7 ㎡	0.6%
学校教育系施設	76	99,270.1 ㎡	42.7%
子育て支援系施設	19	9,317.7 ㎡	4.0%
保健･福祉施設	23	10,888.4 ㎡	4.7%
医療施設	2	199.0 ㎡	0.1%
行政系施設	38	14,503.1 ㎡	6.2%
市営住宅	194	39,058.5 ㎡	16.8%
公園	17	559.8 ㎡	0.2%
その他	84	7,304.6 ㎡	3.1%
合計	617	232,486.9 ㎡	

図・表：延床面積でみた施設類型ごとの割合

• 笠懸地区

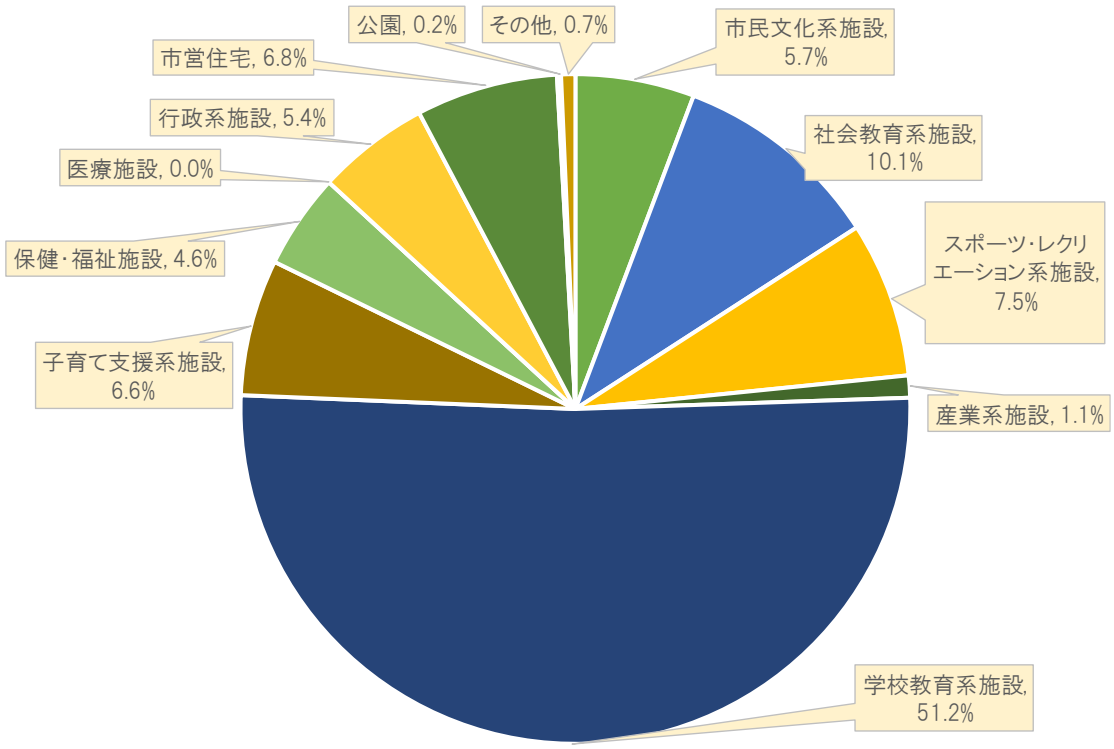

施設類型分類	施設数	延床面積		構成比
市民文化系施設	2	4,757.0	㎡	5.7%
社会教育系施設	10	8,394.1	㎡	10.1%
スポーツ･レクリエーション系施設	10	6,230.0	㎡	7.5%
産業系施設	2	885.7	㎡	1.1%
学校教育系施設	38	42,409.0	㎡	51.2%
子育て支援系施設	12	5,451.4	㎡	6.6%
保健･福祉施設	8	3,810.2	㎡	4.6%
医療施設	0	0.0	㎡	0.0%
行政系施設	12	4,501.0	㎡	5.4%
市営住宅	13	5,669.9	㎡	6.8%
公園	3	161.6	㎡	0.2%
その他	13	569.2	㎡	0.7%
合計	123	82,839.1	㎡	

• 大間々地区

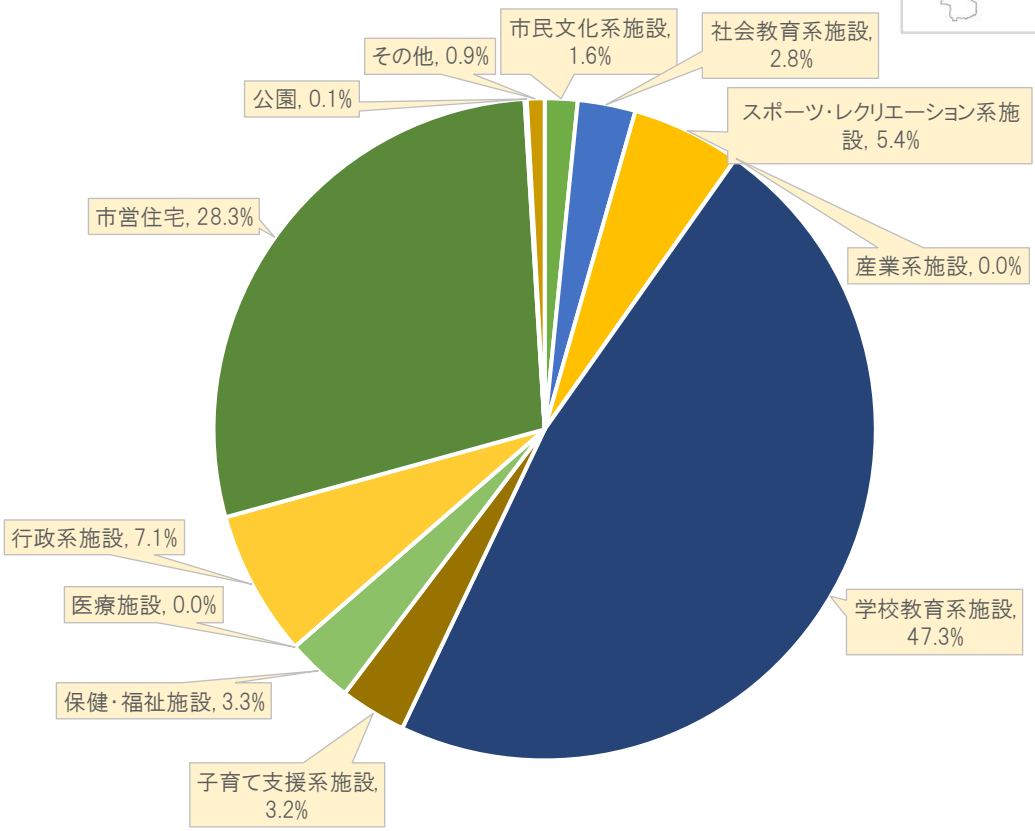

施設類型分類	施設数	延床面積	構成比
市民文化系施設	9	1,653.5 ㎡	1.6%
社会教育系施設	7	2,920.8 ㎡	2.8%
スポーツ･レクリエーション系施設	39	5,543.8 ㎡	5.4%
産業系施設	0	0.0 ㎡	0.0%
学校教育系施設	31	48,936.0 ㎡	47.3%
子育て支援系施設	6	3,350.9 ㎡	3.2%
保健･福祉施設	9	3,400.2 ㎡	3.3%
医療施設	0	0.0 ㎡	0.0%
行政系施設	17	7,368.1 ㎡	7.1%
市営住宅	145	29,285.7 ㎡	28.3%
公園	5	112.9 ㎡	0.1%
その他	13	893.7 ㎡	0.9%
合計	281	103,465.6 ㎡	

・東地区

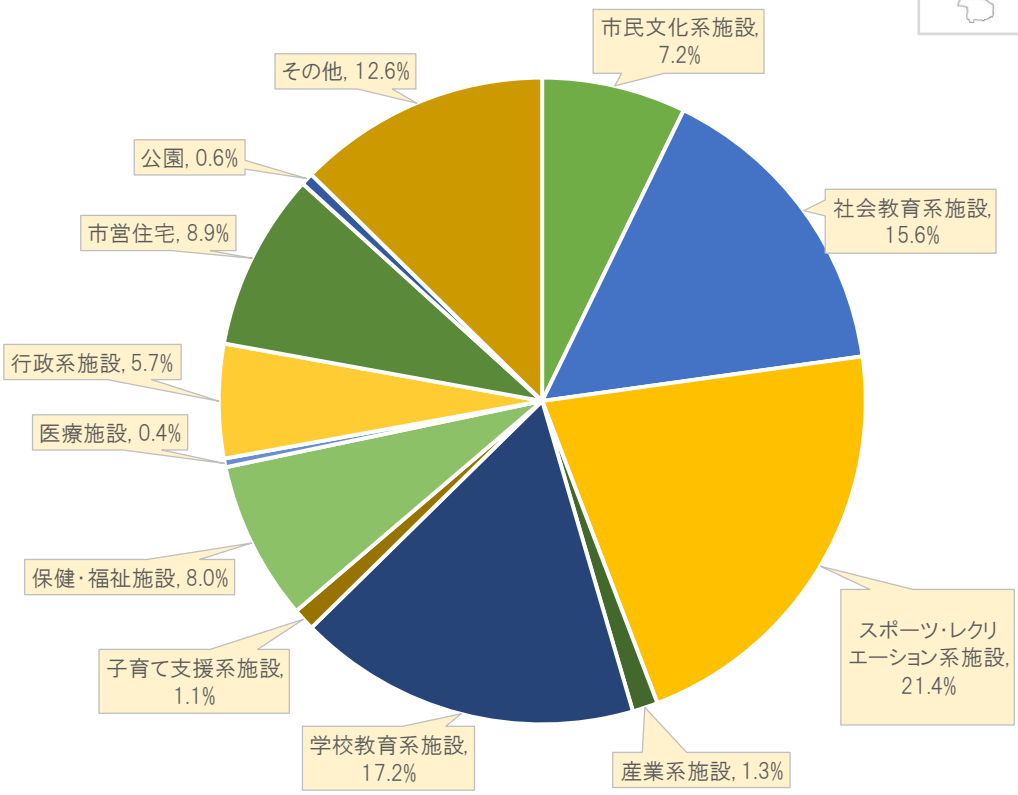

施設類型分類	施設数	延床面積	構成比
市民文化系施設	23	3,329.0 ㎡	7.2%
社会教育系施設	11	7,197.8 ㎡	15.6%
スポーツ･レクリエーション系施設	46	9,887.0 ㎡	21.4%
産業系施設	5	587.0 ㎡	1.3%
学校教育系施設	7	7,925.0 ㎡	17.2%
子育て支援系施設	1	515.4 ㎡	1.1%
保健･福祉施設	6	3,678.0 ㎡	8.0%
医療施設	2	199.0 ㎡	0.4%
行政系施設	9	2,634.0 ㎡	5.7%
市営住宅	36	4,103.0 ㎡	8.9%
公園	9	285.3 ㎡	0.6%
その他	58	5,841.8 ㎡	12.6%
合計	213	46,182.3 ㎡	

公共施設全体の構成比から、学校教育系施設が 42.7%、市営住宅が 16.8%となり、合わせて 59.5%と全体の約 6 割を占めています。

学校教育系施設が全体の約 4 割を占めますが、本市は少子化に歯止めがかかり、将来にわたり安定した児童生徒数の数が見込めるため、現在の延床面積は維持する必要があります。

また、年間利用人数の多い笠懸公民館や笠懸図書館・大間々図書館、市民体育館、厚生会館をはじめ、富弘美術館、温泉施設かたくりの湯、高齢者生活福祉センター等も市民の利活用や交流人口増加を目的とした維持管理の持続が必要となってきます。

地区別での延床面積は、笠懸地区の 51.2%を学校教育系施設が占め、社会教育系施設や子育て支援系施設も充実しています。これは高崎・伊勢崎方面や桐生・小山方面への通勤・通学の利便性等から子育て世代が集まっている傾向があり、年少人口が他地区に比べて多くなっているためです。大間々地区でも学校教育系施設が延床面積の半数近くを占めていますが、戸数をみた場合、市営住宅が多く、市民文化系施設や子育て支援系施設が少ない現状です。東地区では学校教育系施設が他地区と比べ少ないことがわかります。これは東地区の人口減少傾向と比例して少子化の影響が考えられます。東地区の特性として、自然環境に恵まれていることからスポーツ・レクリエーション系施設が多く、全施設の 21.4%の延床面積があります。

笠懸地区では人口の集中を鑑み学校教育系施設や子育て支援系施設、市民文化系施設の充実が求められ、大間々地区や東地区では定住ニーズを満たすための施設と観光を意識したスポーツ・レクリエーション系施設の充実が求められます。

今後は、地区ごとの特徴を生かした施設の配置を考慮し、老朽化した施設や利用頻度の低い施設は、複合化や統合、用途変更や移転等で施設の適正化を図る必要があります。

（２）建物系公共施設・施設数

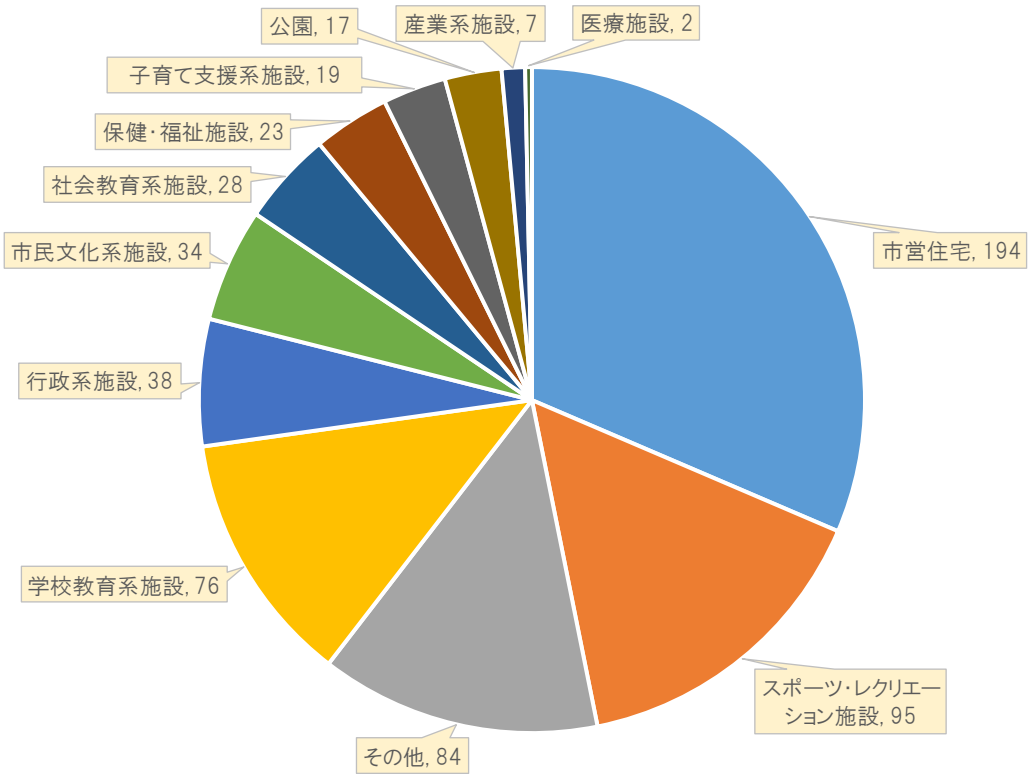

施設類型分類	施設数	延床面積	構成比
市営住宅	194	39,058.5 ㎡	31.4%
スポーツ･レクリエーション系施設	95	21,660.8 ㎡	15.4%
その他	84	7,304.6 ㎡	13.6%
学校教育系施設	76	99,270.1 ㎡	12.3%
行政系施設	38	14,503.1 ㎡	6.2%
市民文化系施設	34	9,739.5 ㎡	5.5%
社会教育系施設	28	18,512.7 ㎡	4.5%
保健･福祉施設	23	10,888.4 ㎡	3.7%
子育て支援系施設	19	9,317.7 ㎡	3.1%
公園	17	559.8 ㎡	2.8%
産業系施設	7	1,472.7 ㎡	1.1%
医療施設	2	199.0 ㎡	0.3%
合計	617	232,486.9 ㎡	

施設類型別の施設数では、市営住宅が 194 施設で 31.4%、スポーツ・レクリエーション系施設が 95 施設で 15.4%となり、両方で全体の約 47%を占めています。

市営住宅は、昭和 20 年代後半から定期的に建築されており、昭和 50 年代、60 年代と人口が増加した時期に建築のピークを迎えています。平成になり建築は少なくなったものの昭和 50 年代、60 年代の施設がそのまま使用されており、老朽化が進む現状になっています。

今後は、入居状況等をみながら建て替えや廃止、また、民間業者と競合している場合などは売却も視野に入れて施設の最適化を図る必要があります。

スポーツ・レクリエーション系施設は、大間々地区・東地区に集中しており、市民の利用も含め、観光目的の交流人口を促進する「みどり市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の施策と整合性を図りながら施設の老朽化や利用数等を鑑み維持管理を行い、将来に向けては複合化や統廃合等も検討し、施設数の適正化を行う必要があります。

（３）建築年度別の延床面積推移

- 全体の建築年度別延床面積推移

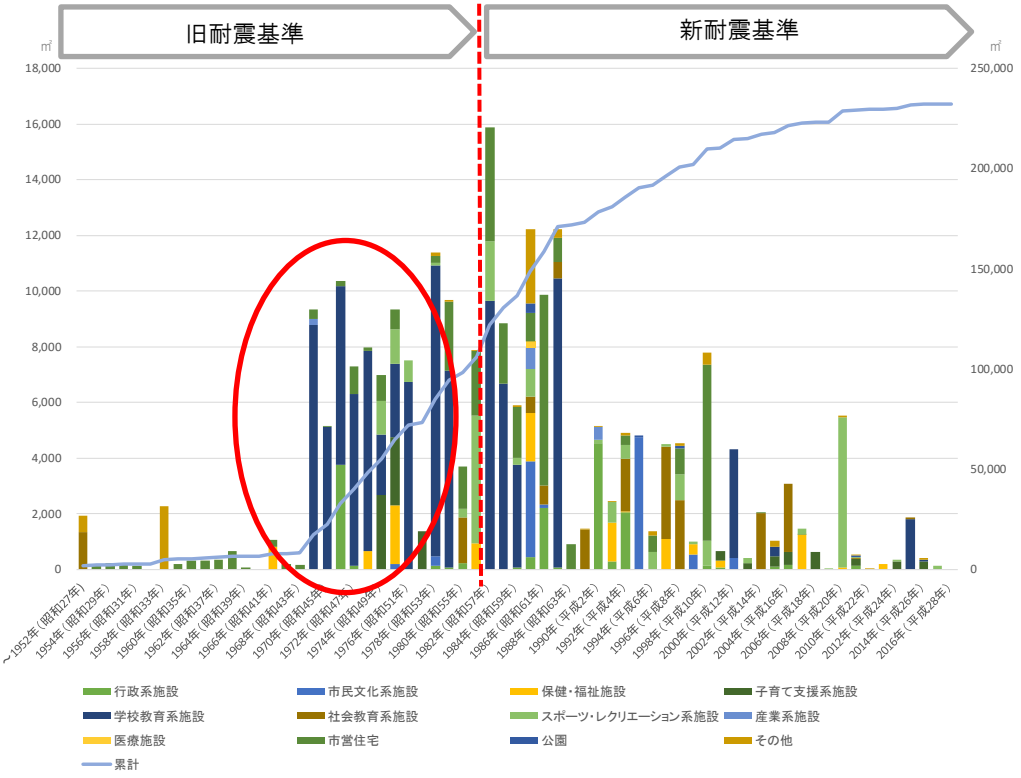

- 全体の建築年度別の〔耐震補強済施設を除く〕延床面積推移

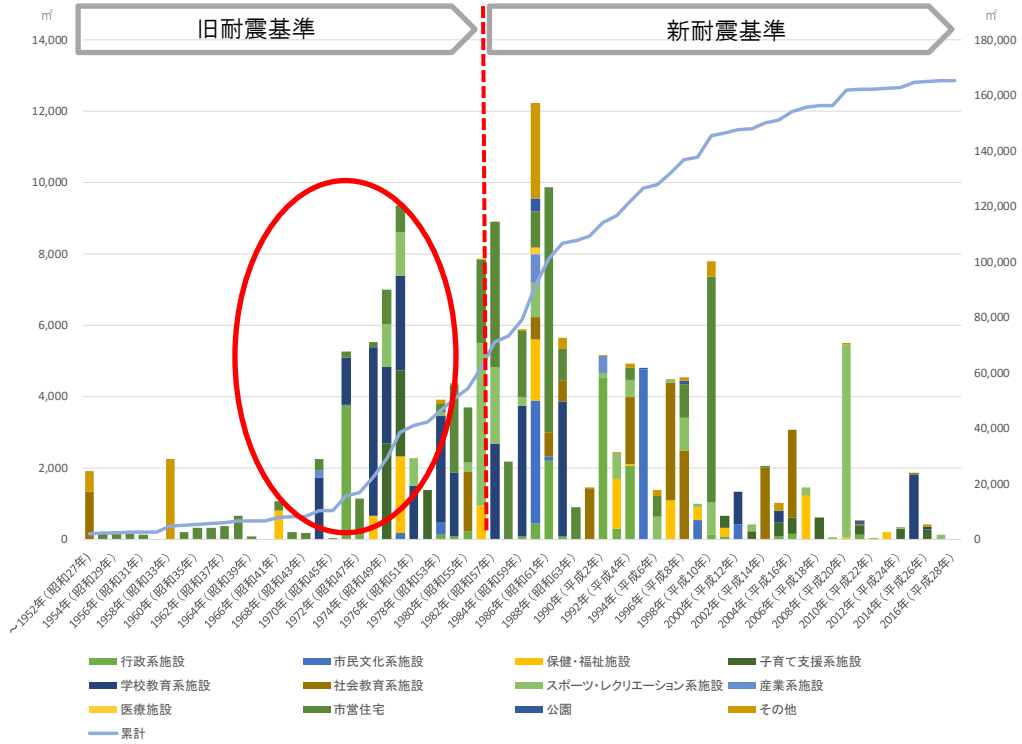

建築年度別の延床面積推移から、多くの施設は昭和 45 年（1970 年）頃から昭和 62 年（1987 年）にかけて建築されたことがわかります。特に学校教育系施設が昭和 45 年（1970 年）から昭和 54 年（1979 年）に集中して建築されました。

建築年度別の〔耐震補強済施設を除く〕延床面積推移からは、昭和 45 年（1970 年）から昭和 54 年（1979 年）にかけて建築された学校教育系施設の耐震補強が完了していることがわかります。しかし、他の施設では耐震補強を実施していない施設も多く、今後耐震補強を行うか、又は施設の老朽化状況などから建て替えを行い複合化や統合あるいは用途変更や機能移転を含めた転換を図るなどの判断が必要となります。

耐震補強が完了している学校教育系施設と同様に利用頻度が高い施設から検討していくことが求められます。

建築年度別では、昭和 56 年（1981 年）6 月に施行された新耐震基準以前に建設された旧耐震基準の建築物の総延床面積が 101,238.7 ㎡と全体の 43.6%を占めます。新耐震基準の建築物の総延床面積は 131,152.8 ㎡で全体の 56.4%となります。今後、半数以上の施設が更新時期を迎えることが確認できます。

本市では、学校教育系施設の耐震化を最優先に実施しました。耐震補強工事は、学校教育系施設全体の延床面積 99,270.1 ㎡のうち、中心となる小学校中学校の校舎 19 施設分の延床面積 67,101.8 ㎡が完了しており、これは、学校教育系施設全体の 67.6%になります。新耐震基準法施行後に建築された 19 施設（給食センターや体育館、プール等）の延床面積は 13,317.7 ㎡あり、耐震補強工事が完了した 19 施設と合わせると、耐震基準を満たしている延床面積は 80,419.5 ㎡に達しています。その他の施設は比較的小規模になり、更衣室や部室、物置などの 38 施設で、延床面積は 18,850.6 ㎡となります。

インフラ系公共施設総括表

施設分類	総延長等			
道路・橋梁	・市道	3,822 線	総延長	801,568.0 m
	・林道	50 線	総延長	141,732.0 m
	・橋梁	165 橋	総延長	2,444.3 m
公園等	・公園	37 箇所		
その他	・農業集落排水	94 本	総延長	19,525.4m
	・管渠施設	1 箇所	総面積	310.1 ㎡
	・用悪水路	854 本	総面積	94,787.5 ㎡
	・防火水槽	558 個		

• 建築年度別の延床面積推移　笠懸地区

〔耐震補強工事施設含む〕

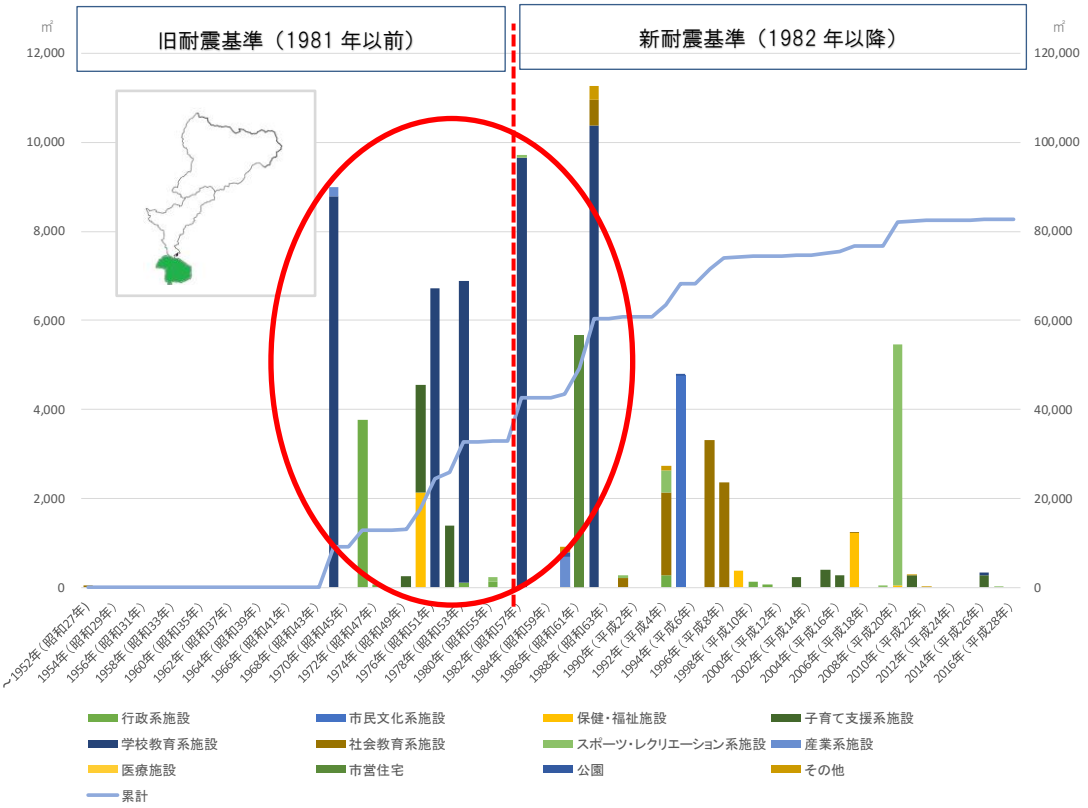

〔耐震補強工事除く〕

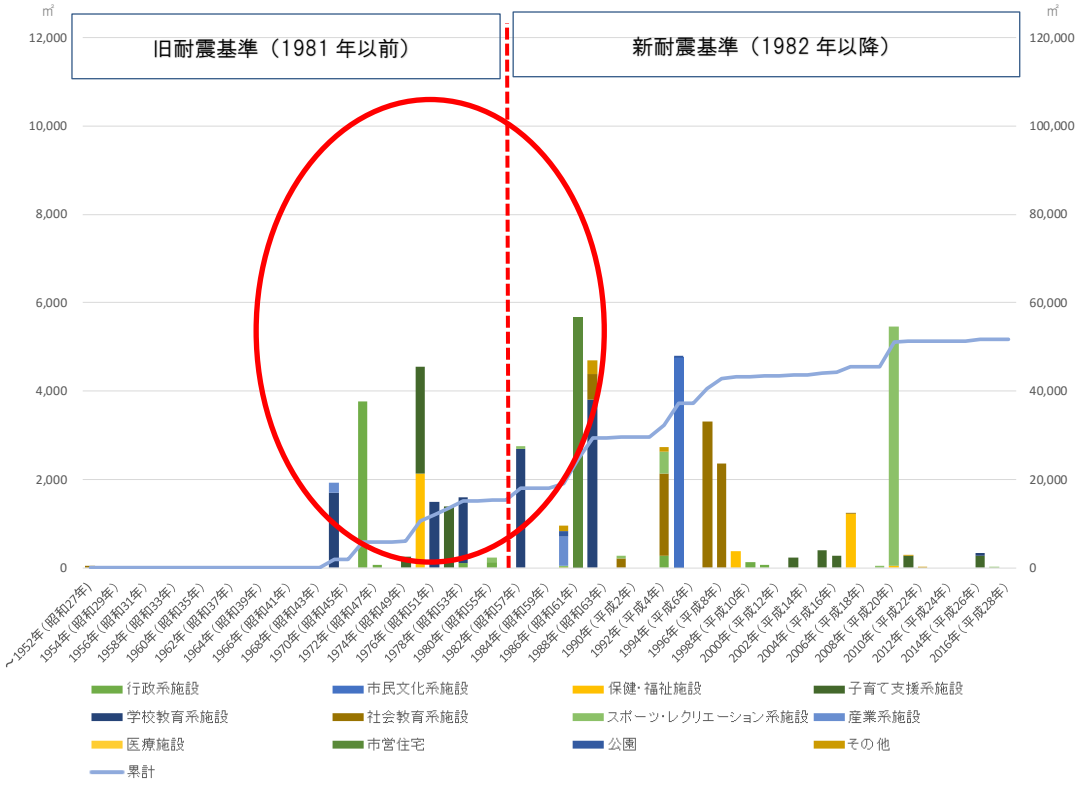

• 建築年度別の延床面積推移　<u>大間々地区</u>

〔耐震補強工事施設含む〕

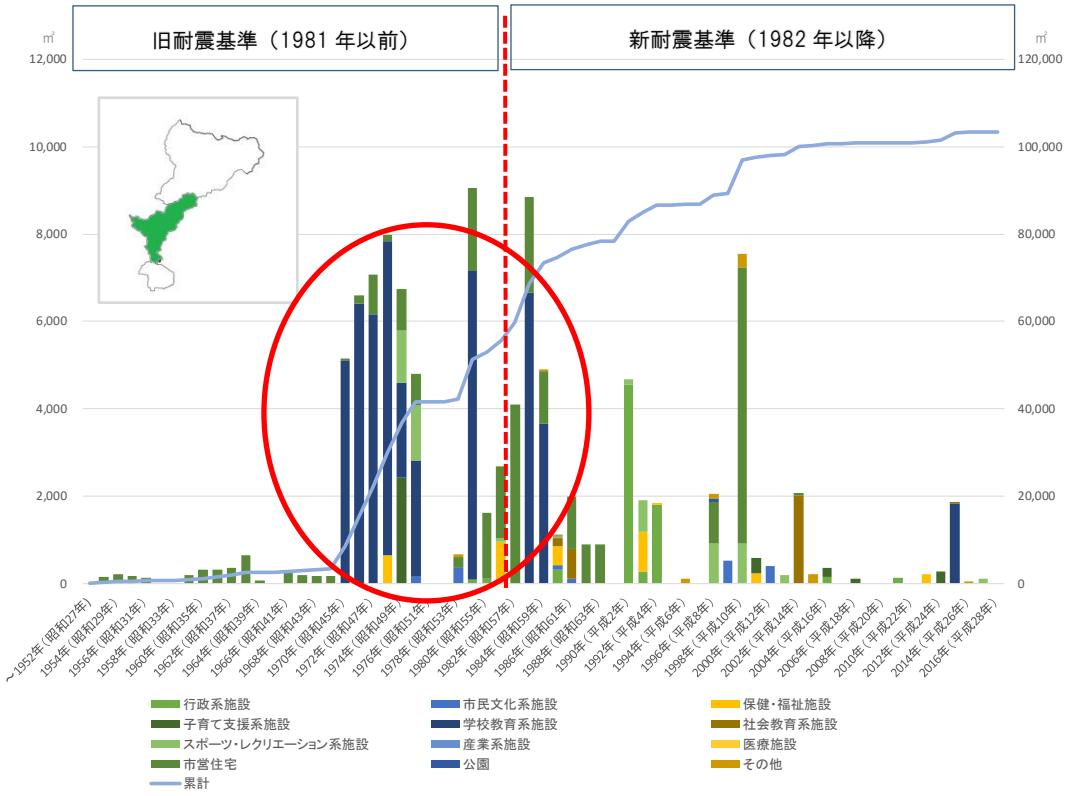

〔耐震補強工事除く〕

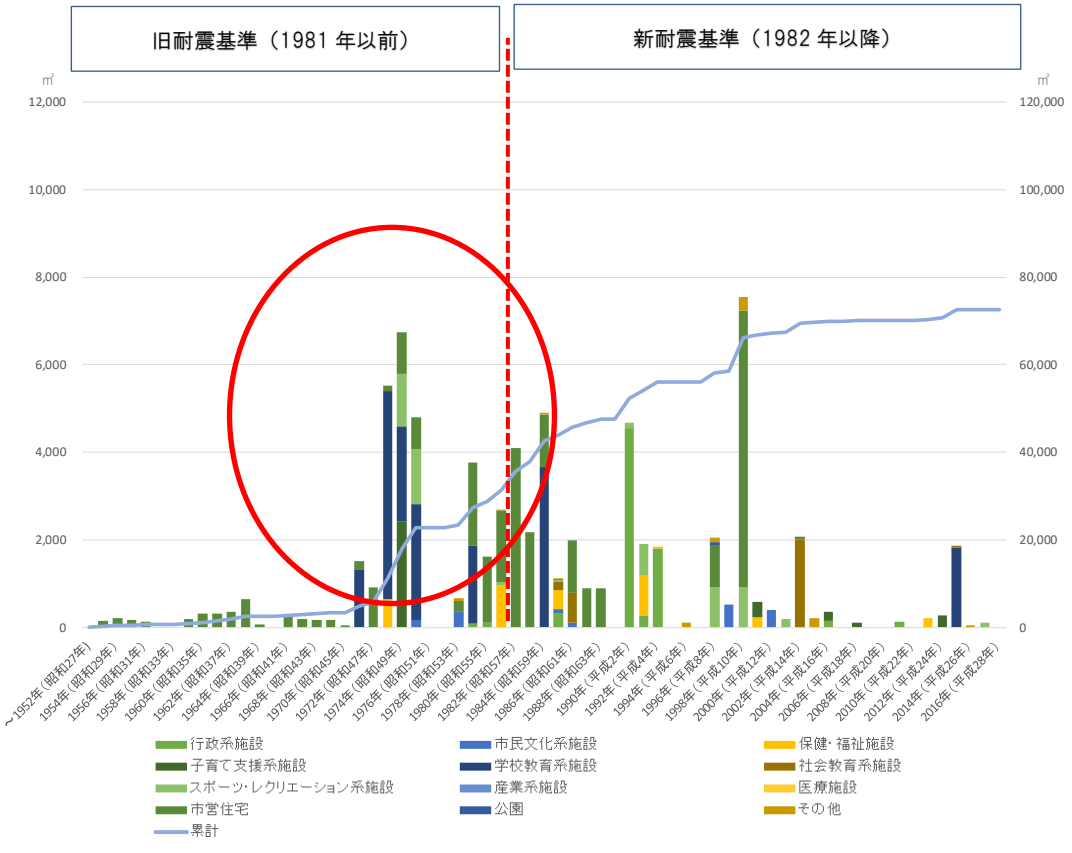

- 建築年度別の延床面積推移　東地区

〔耐震補強工事施設含む〕

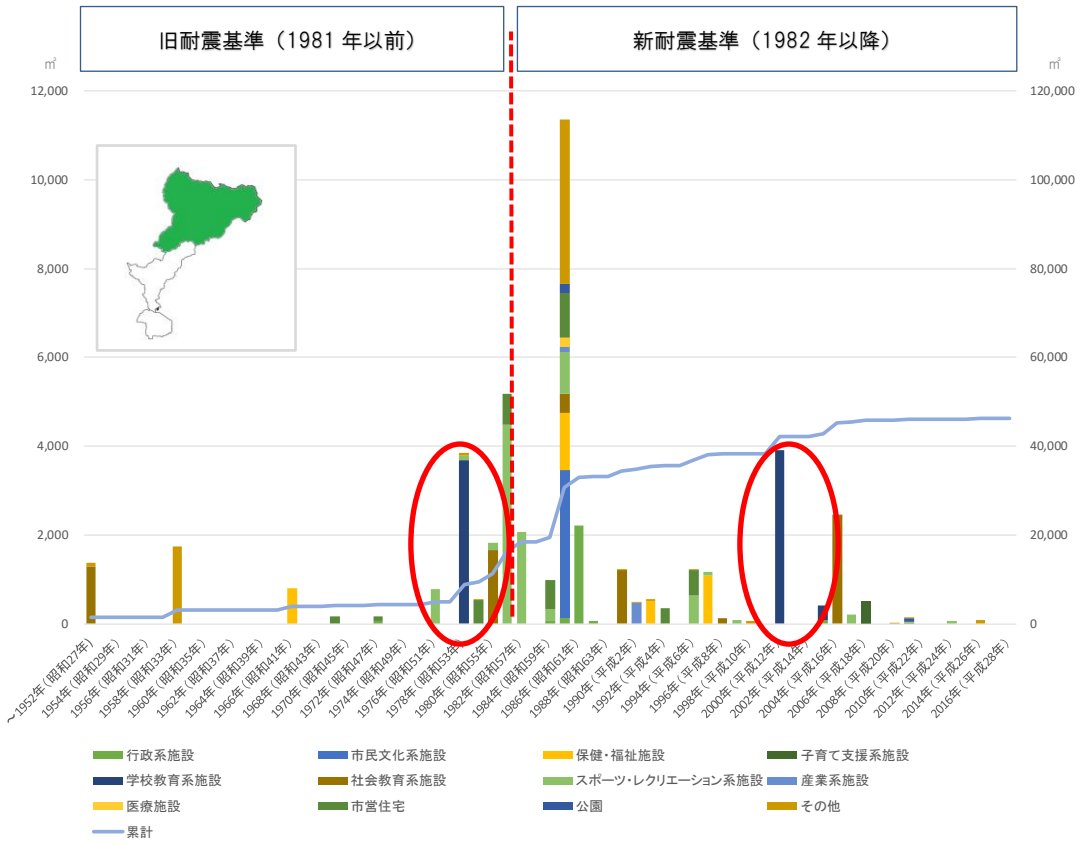

〔耐震補強工事除く〕

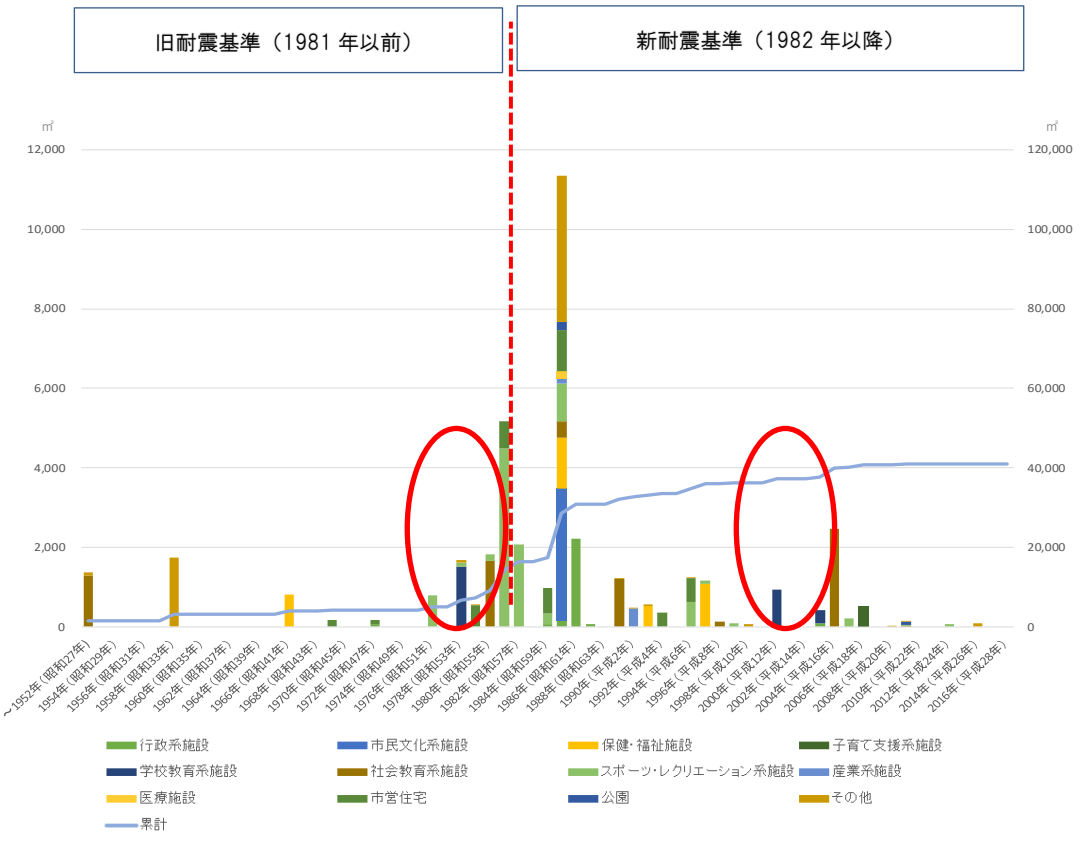

地区別にみた建築年度別の延床面積推移では、笠懸地区は公共施設の建築は比較的新しく昭和 44 年（1969 年）頃から学校教育系施設が建ち始め、昭和 62 年（1987 年）にかけて多くの施設が建築されました。大間々地区では、昭和 29 年（1954 年）頃より市営住宅が建築され、年々増加しています。また、昭和 45 年（1970 年）から昭和 50 年（1975 年）にかけて学校教育系施設が集中的に建築されています。東地区では、古くから旧花輪小学校などの建築があり、昭和 54 年（1979 年）から昭和 61 年（1986 年）にかけてスポーツ・レクリエーション系施設等が集中して建築されています。

笠懸地区や大間々地区に多くある学校教育系施設は耐震補強が進んでおり、耐震補強済延床面積と施設（校舎）数は、笠懸地区では、42,409.0 ㎡のうち 31,170.0 ㎡の 11 施設（校舎）、大間々地区では、48,936.0 ㎡のうち 30,788.8 ㎡で 6 施設（校舎）、東地区では、7,925.0 ㎡のうち 5,143.0 ㎡で 2 施設（校舎）となります。また、新耐震基準法施行後に建築された耐震補強対象外施設の数と延床面積は、笠懸地区で 12 施設の 6,563.0 ㎡、大間々地区で 12 施設の 6,563.0 ㎡、東地区で 2 施設の 1,268.0 ㎡となり、各地区における学校教育系施設の耐震補強工事は優先的に実施されています。

今後、全ての施設は建築された年度や老朽化、法定耐用年数により地区の実情に即した形で複合化や統廃合及び用途変更や機能移転の検討を図る必要があります。

６．更新費用試算

（１）試算条件

① 基本的な考え方

・耐用年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定し、延床面積等の数量に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。
・インフラ（道路・橋梁・上下水道）等は、整備済み面積や整備延長等に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。

② 耐用年数・更新の考え方

【公共施設（建物）】

・標準的な耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）とされる 60 年を採用することとします。
・建設後 30 年で建築物の大規模改修を行うものとします。
・建設時からの経過年数が 31 年以上 50 年未満の建築物については、今後 10 年間で均等に大規模改修を行うものと仮定します。
・建設時より 50 年以上経ているものについては、建て替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに 60 年を経た年度に建て替えると仮定します。

【インフラ資産】

・道　路：舗装の耐用年数 10 年と舗装の一般的な供用寿命の 12～20 年を踏まえ 15 年とし全整備面積を 15 年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定します。
・橋　梁：整備した年度から法定耐用年数の 60 年を経た年度に更新すると仮定します。
・上水道：整備した年度から法定耐用年数の 40 年を経た年度に更新すると仮定します。
・下水道：整備した年度から法定耐用年数の 50 年を経た年度に更新すると仮定します。

③ 更新単価の考え方

・公共施設については、既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に用途別に設定された単価を使用します。なお、更新単価において地域差は考慮しないこととします。
・大規模改修の単価は、建て替えの約 6 割で想定します。
・インフラ資産については、関連調査及び統計等を基に整備済み面積や整備延長等に対し、それぞれ設定された更新単価を使用します。

用途別単価

施設分類	大規模改修	建て替え
市民文化系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
社会教育系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20万円/㎡	36万円/㎡
産業系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
学校教育系施設	17万円/㎡	33万円/㎡
子育て支援系施設	17万円/㎡	33万円/㎡
保健・福祉施設	20万円/㎡	36万円/㎡
医療施設	25万円/㎡	40万円/㎡
行政系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
公営住宅	17万円/㎡	28万円/㎡
公園	17万円/㎡	33万円/㎡
その他	20万円/㎡	36万円/㎡

施設分類	細目		更新
道路	一般道路		4,700円/㎡
	自転車歩行者道		2,700円/㎡
橋梁			448千円/㎡
下水道	管種別		124千円/m
	管径別	250mm以下	61千円/m
		251～500mm	116千円/m
		501～1000mm	295千円/m

（※総務省公共施設等更新費用試算ソフトの用途別単価を応用しています）

（２）試算結果

現在までのストック	年平均更新費用の試算	40 年間の更新費用
23.2 万㎡	27.4 億円	総額 1,094.1 億円

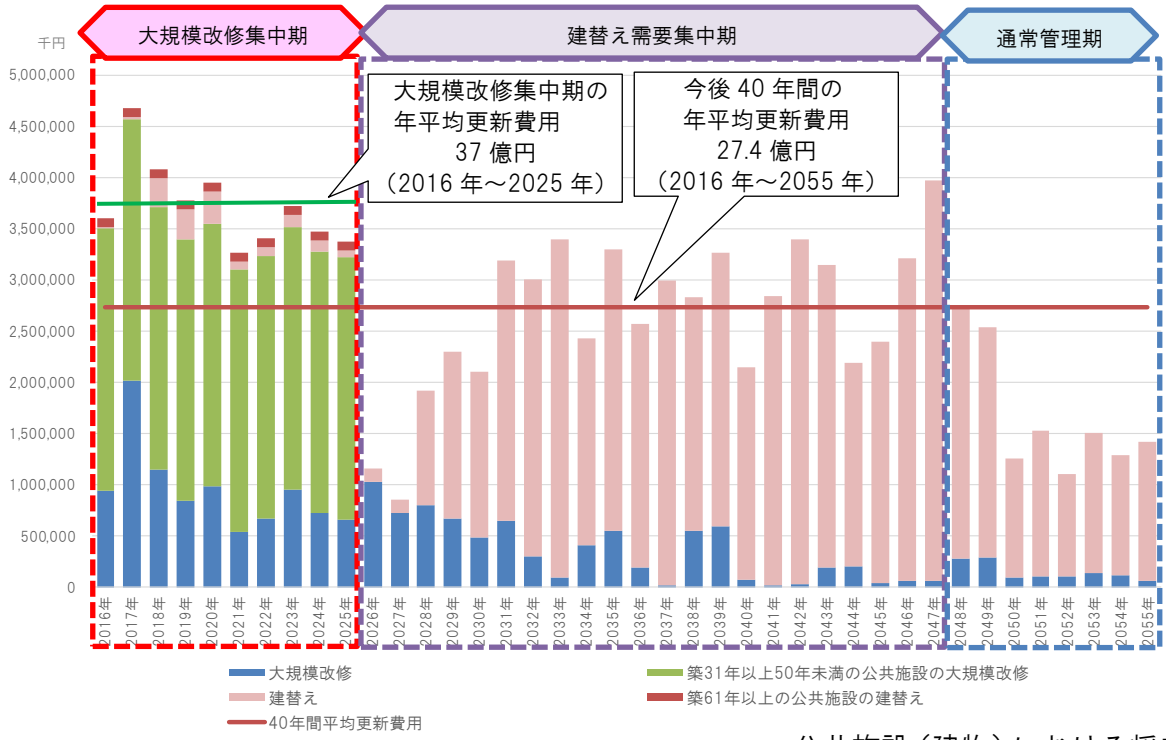

大規模改修が集中する 2016 年から 2025 年の詳細

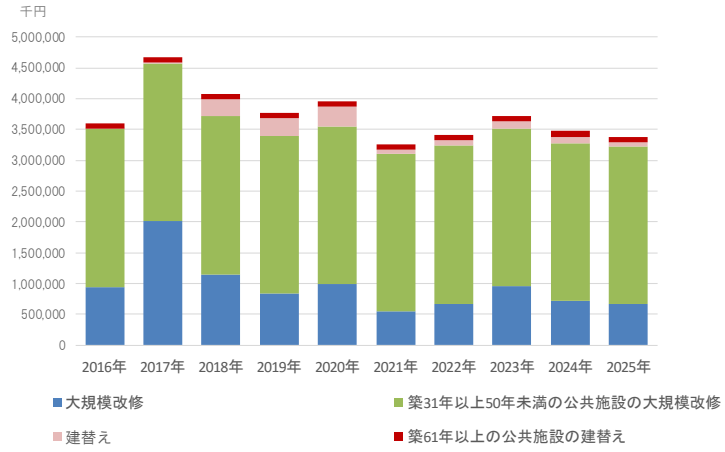

単位：百万円

年度	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	10年間合計
大規模改修	944	2,015	1,151	839	986	541	673	954	722	659	9,484
築31年以上50年未満の公共施設の大規模改修	2,560	2,560	2,560	2,560	2,560	2,560	2,560	2,560	2,560	2,560	25,600
建替え	12	12	282	287	317	75	91	123	101	68	1,368
築61年以上の公共施設の建替え	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	880
合計	3,604	4,675	4,081	3,774	3,951	3,264	3,412	3,725	3,471	3,375	37,332

公共施設（建物）における将来の更新費用の推計をグラフに示しました。更新費用を試算した結果、今後 40 年間で 1,094.1 億円（年平均 27.4 億円）掛かることがわかりました（※更新費用は施設の改修費用や維持管理経費になり、耐震補強に係る経費は含まれません。）。築 31 年から 50 年の公共施設は大規模改修として推計していますので、平成 28 年（2016 年）から平成 37 年（2025 年）に集中しています。平成 40 年（2028 年）以降では、現在の建築物が築 60 年を経過することから建て替えとして推計しています。平成 40 年（2028 年）以降は大規模改修が減少し、ほとんどの施設が建て替えになっています。

大規模改修が集中する 10 年間、平成 37 年（2025 年）までの平均更新投資費用は、37 億円と推計されます。

＜公共施設（建物）とインフラ資産の合計＞

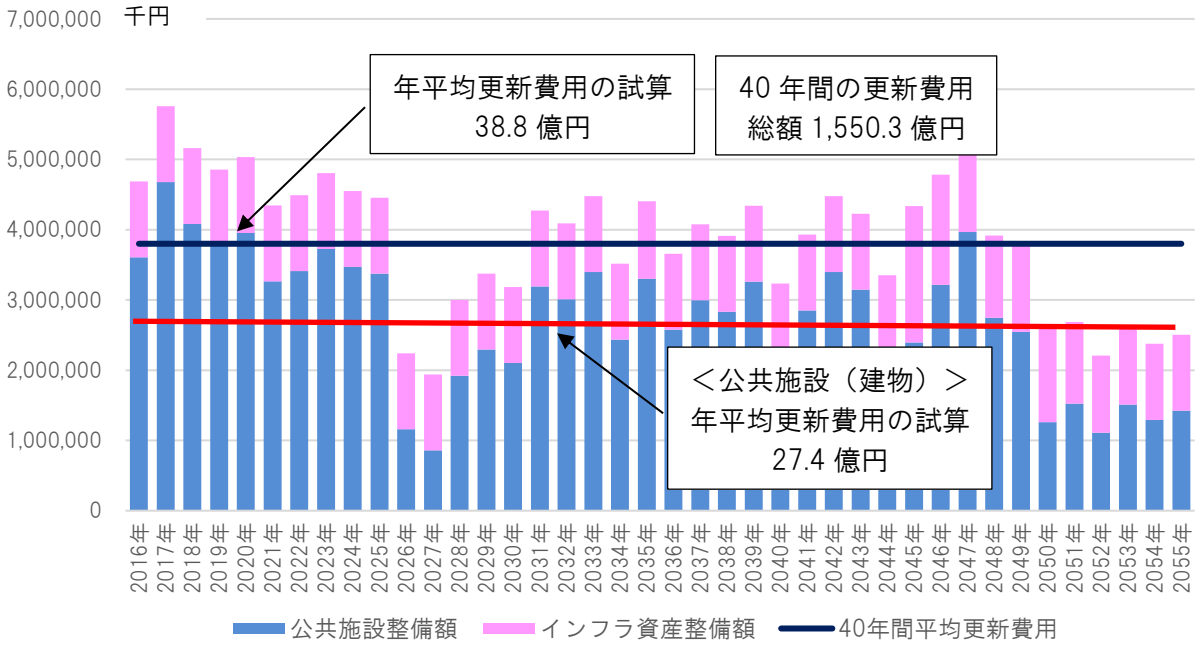

公共施設（建物）の試算結果にインフラ資産（道路、橋梁等）を加えた将来の更新費用の推計をグラフに示しました。

今後 40 年間の整備額は 1,550.3 億円、1 年当たりの整備額は 38.8 億円と試算されました。

インフラ資産の更新費用は総務省から示された単価により試算しています。インフラ資産の更新は老朽化等の状況を見ながら実施していくため、実際の更新費用は試算結果より低くなると想定しています。

７．対象施設の課題の整理

（１）人口

・本市の総人口は減少傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所の推計（P14）では平成 27 年（2015 年）の 50,906 人（国勢調査）から平成 72 年（2060 年）の 34,018 人へと 16,888 人の減少推計になっています。
人口ビジョンの戦略人口推計では、平成 72 年（2060 年）に 40,615 人と 10,291 人の減少予測になり、公共施設等の基本方針の策定は戦略人口を基本とします。

・高齢者（65 歳以上）の割合が今後増加傾向となっており、平成 72 年（2060 年）の人口に占める老年人口割合は 30%以上に達します。老年人口の増加は、地域包括支援センター、デイサービスセンターやグループホーム、老人福祉施設等の介護系の保健福祉系施設の需要が高まることになり、生きがい活動センターや老人憩いの家など、高齢者が集まる施設の充実も求められます。

・年少人口は将来にわたり 6 千人強で推移し、人口全体の割合は微増傾向になることから、子育て支援系施設や学校教育系施設の維持を強化するとともに地域の実情に合わせた管理が必要となります。

・地区別での人口推移や年齢 3 区分の将来推計で考えた場合、南側に位置する笠懸地区では、交通の要所となり、国道 50 号が東西に走り、並行して JR 両毛線が走っています。したがって、伊勢崎・高崎方面や桐生・小山方面への移動の利便性も良く、北関東自動車道の太田藪塚インターチェンジから市街地へも入りやすい環境になっているため、人が集まる地理的にも恵まれた環境にあります。半面、大間々地区、東地区では国道 122 号とわたらせ渓谷鐵道が縦断していますが、企業などがある都市への移動に時間がかかるため、南側の笠懸地区への人口が増加する傾向になっています。

・3 地区の地理的状況や特徴を考慮すると、笠懸地区では若い世代の転入を予測した、子育て支援系施設や学校教育系施設の充実が求められ、大間々地区や東地区では歴史資源、自然環境を生かした社会教育系施設やスポーツ・レクリエーション系施設など交流人口を考慮した施設の充実をはじめ、働き世代である 30 代・40 代が 2 世帯あるいは 3 世帯で安心して暮らせる環境を意識した施設の配置が必要となってきます。

（２）財政

・高齢化に伴い社会保障費の増加が想定されます。

・生産年齢人口の減少に伴い税の歳入減少が予測される中、公共施設の維持費に充当する財源割合の減少が顕著になり、今後必要となる費用等の確保が求められます。

（３）建物

・建築 35 年以上（旧耐震基準）の建物が全体の 41.0%（253/617）に達しています。そのうち、学校教育系施設の 13 施設、約 5%の施設が耐震補強工事を実施しています。
また、耐用法定年数を経過した施設は、建物全体の 59.1%（365/617）に達しています。
・公共施設（建物）では、平成 37 年（2025 年）以降に建て替えが集中すると考えられます。
・公共施設の施設数では、市営住宅が 194 施設と最も多く、次いでスポーツ・レクリエーション系施設が 95 施設あり、建物の延床面積が大きい学校教育系施設は 76 施設あります。
・地区別から建物を見た場合、笠懸地区では各施設類型（市民文化系や学校教育系・子育て支援系）の割合が人口に適した延床面積、施設数になっていると考えられます。今後、若い世代の転入を考慮し、子育て支援系施設や学校教育系施設、保健・福祉施設等の充実が求められます。大間々地区では市営住宅の施設数が地区全施設の 50%を超えています。これは合併前の各町村の施策によるものですが、市営住宅をはじめ各施設の配置は住民の生活環境を向上させることを前提に適切な配置が望まれます。東地区では自然・観光資源を基に交流人口を考慮したスポーツ・レクリエーション系施設が多く建築されています。また、定住ニーズが高いことから安心して生活できる公共施設（保健・福祉施設や市民文化系施設、医療施設）などの充実が求められます。
・市全体では、多くの施設は老朽化が進行しているため、今後は、地域の特性を生かした最適な配置を行い、市民にとって利用しやすい施設環境を目指し、施設の複合化や統合、機能移転や用途変更を進めていくことが重要となります。

（４）見直しに向けての主な課題

今後、市民ニーズや行政課題に対応しながら、より効率的・効果的な公共施設（建物）の運営を行うには、既存施設の用途変更、機能移転、統合、売却、廃止等を視野に入れた抜本的な見直しを進めていく必要があります。以下に本市の公共施設（建物）の見直しにおける基準及び方針案等を示します。

公共施設（建物）の現状

・本市が保有している公共施設（建物）は、平成 27 年度固定資産台帳によると総延床面積が 232,486.9 ㎡で人口一人当たり（平成 27 年度国勢調査：50,906 人）の公共施設延床面積は 4.57 ㎡となっています。全国平均の 3.22 ㎡に比べてやや高い数値となっています。これは、合併前に整備された施設のうち、利用目的の重複する施設が複数存在することも理由の１つとして考えられます。
・現在の施設の多くが高度成長期時代、市民ニーズに合わせたまちづくりのために整備された施設ですが、社会情勢や市民ニーズの変化等、今後の状況の変化等によっては当初の設置目的と利用実態が相違している施設が存在することなども考えられます。

公共施設（建物）の見直しに向けての主な課題

・施設建設当時とは違う市民ニーズや社会状況の変化に対して、現在のニーズに対応したサービスが提供できているかなどを検証し、施設の機能や運営方法を見直す必要があります。
・施設の老朽化による改修や更新に要する費用の増大が予想されることから、施設数の縮減と適正な維持管理を行い、安全で快適な市民サービスの維持向上を図る必要があります。
・今後も厳しい財政状況が見込まれる中、施設の廃止、統合、売却などの抜本的な見直しを進め、適正なサービスの提供と市民の利便性の向上を図るとともに、将来的な財政負担の軽減を図る必要もあります。

（５）縮減目標

本章において、分析・試算したとおり、現状のまま建物系公共施設を維持・更新していく場合、大規模改修・更新に係る費用は、今後 40 年間で 1,094.1 億円（年平均 27.4 億円）必要となる見込みです。また、これにインフラ資産の更新費用を加えると 1 年当たり 38.8 億円ほどの経費が必要とも試算されています。大幅な歳入の増加は難しい社会情勢の中、老朽化が進む施設の改修や建て替えにまわす財源の確保を進めるとともに、更新や整備を行う際の費用の抑制と平準化を図ることが求められます。

こうしたことから建物系公共施設について、現在保有している施設の全てを同数同規模で維持し、更新していくことは費用的にも無理が生じてきています。これからは、安全面や施設機能を充実させ維持していくことが重要であり、そのためには、将来の人口減少を勘案しつつ財政状況の見通しを立て、計画的に大規模改修や建て替えを実施していかなければなりません。

ついては、まず、大規模改修が集中する 10 年間、平成 37 年（2025 年）までの年平均更新投資費用 37 億円を今後 40 年間の年平均更新投資費用の 27.4 億円以下に引き下げることを目標としますが、今後の本市を取り巻く状況が更に厳しくなることもあり得ることから、目標数値については、随時検証を行い必要に応じて見直しを行っていくものとします。インフラ資産については、市民の生活基盤として現に使用されていることから、現段階ではこれを縮減していく目標等は定めないこととし、必要に応じてインフラ資産のあり方を検討しコスト縮減に努めるものとします。

また、これらの実効性を確保するためにも、今後、個別施設計画の策定に取り組んでいくこととします。

第３章　公共施設等総合管理計画の基本方針

１．公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本市の公共施設における現状と課題から、将来、施設の長寿命化を目指した改修・更新に掛かるコスト試算の結果を踏まえ、基本となる全体目標を設定します。公共施設を公共施設（建物）とインフラ資産（道路、橋梁等）に大別した上で検討を行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図ります。

（１）公共施設（建物）

①新規整備について

・施設の新設を行う場合は、住民ニーズ、建設コスト、管理運営、維持改修、解体、更新等に係る費用と、管理手法等について検討します。併せて、他施設の機能移転・代替、民間施設の活用や他施設との複合化等を検討します。

②施設の更新（建て替え）について

・施設の統合・整理や遊休地の活用を積極的に図り、施設の複合化などによって、住民サービスを維持しつつ、施設総量を縮減します。

・複合施設においては、管理・運営を一元化・効率化し、施設の複合化により空いた土地は、有効活用又は処分を促進します。

③施設総量（総床面積）について

・機能移転が可能な施設や用途が重複している施設等については、住民サービスを考慮しながら統合や整理を検討します。

・稼働率の低い施設は運営の改善を徹底し、それでもなお稼働率が低い場合は、統合や整理も検討します。

④施設コストの維持管理、運営コストについて

・PPP※（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）／PFI※（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ：建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用）の検討など、民間の力の活用を促進しながら公共施設を維持しつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストの縮減に努めます。

※ PPP　（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）とは
事業の企画段階から民間事業者が参加するなど、より幅広い範囲を民間に任せる手法です。

※ PFI （プライベート・ファイナンス・イニシアティブ：建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用）とは
国や地方自治体が基本的な事業計画をつくり、資金やノウハウを提供する民間事業者を入札などで募る方法です。

各種公共施設については保有最適化を図ります。

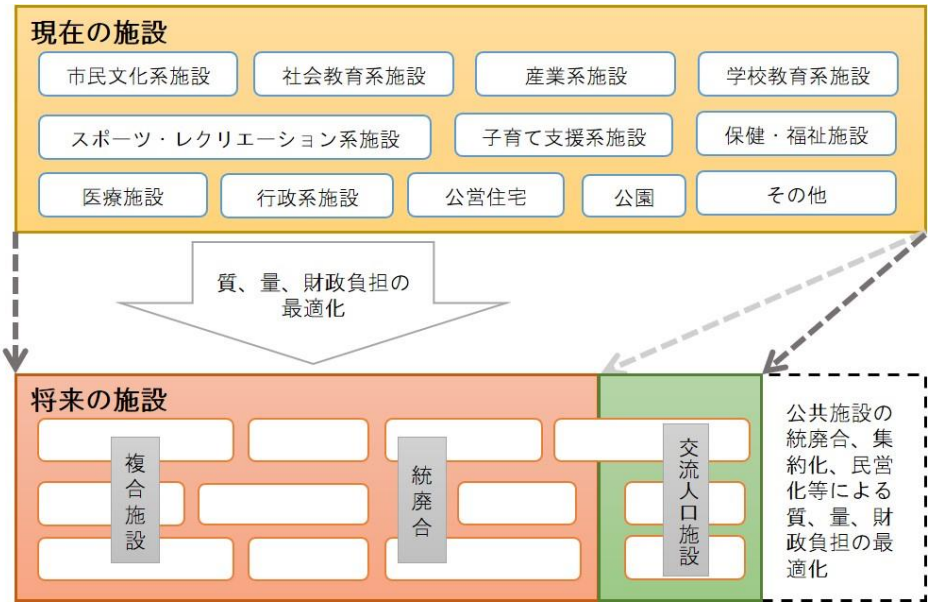

（2）インフラ系公共施設

①現状の投資額（一般財源）について

・現状の投資額（一般財源）を予算総額の範囲内で、費用対効果や経済波及効果を考慮し、新設及び改修・更新をバランス良く実施します。

・優先順位の設定等により、予算の縮減に合わせた投資額を設定します。

②維持管理について

・維持補修と長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を推進して維持管理費用を縮減します。

（３）公共施設の見直し検討方法

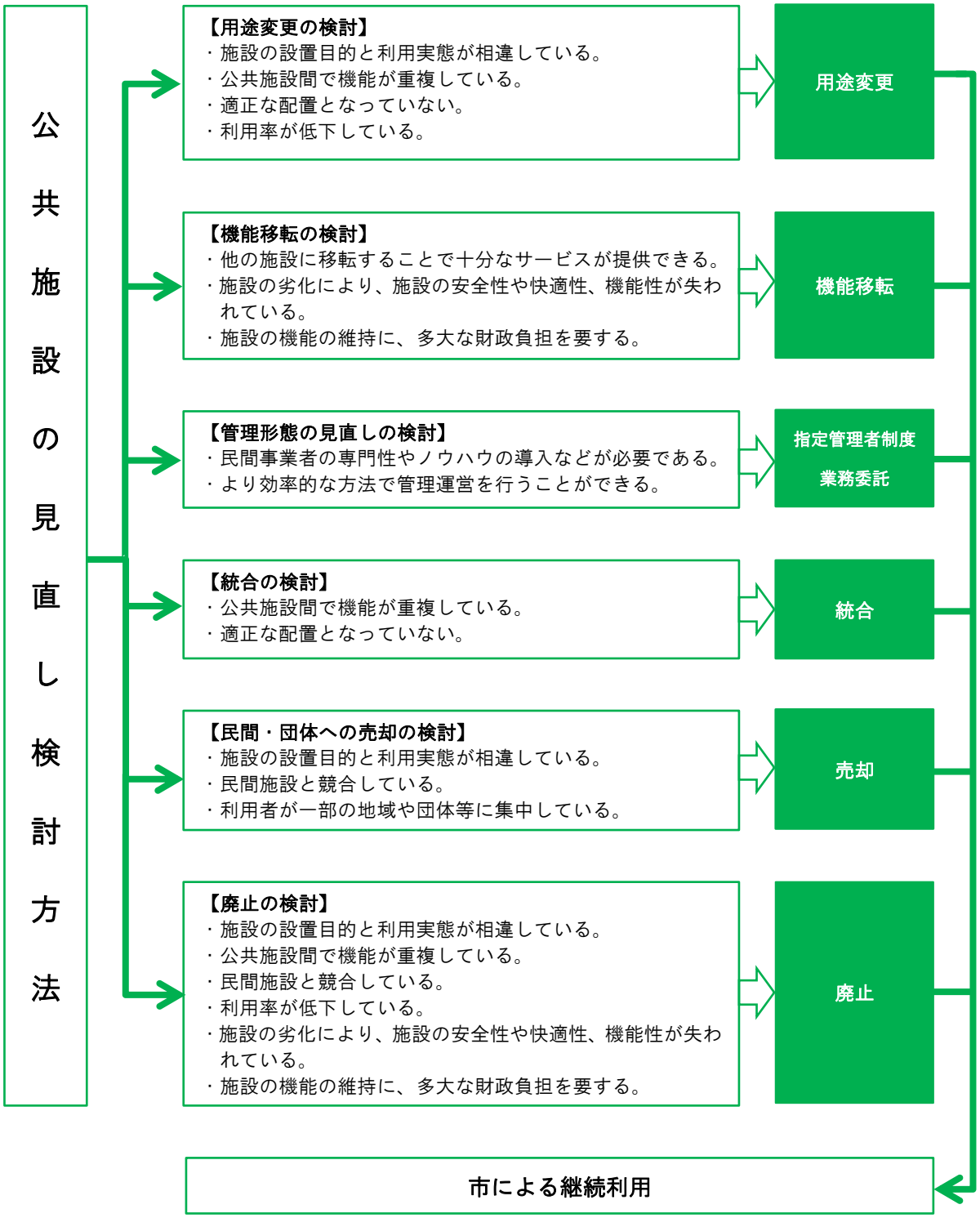

2．維持管理に関する実施方針

（1）点検・診断等の実施方針

①点検・保守

建物は、数多くの部品・部材や設備機器など様々な素材が組み合わされて構成され、それぞれの目的と機能をもっています。それらの素材は、使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷など老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させていきます。

建物の劣化及び機能低下を防ぎ、建物をより長く使っていくため、外部委託も含め、必要に応じて点検・保守・整備などの業務を行っていきます。

参考：建築・設備の日常点検項目

建　物		
構造別	小項目	点検方法等
構造体の安全について	各種荷重に対するチェック	①固定荷重 ②積載荷重 ③積雪荷重 ④風圧力 ⑤地震力 ⑥その他荷重（土圧、水圧、移動荷重、建築設備荷重、作業荷重）
屋根・屋上について	①防水に対するチェック ②パラペット ③ルーフドレン・とい ④屋上柵・タラップ ⑤丸環 ⑥金属板葺き屋根 ⑦石綿スレート葺き屋根	①防水保護塗膜の点検 ②定期的清掃点検 ③定期的清掃点検 ④定期的手入れと点検 ⑤定期的手入れと点検 ⑥早めの点検補修 ⑦暴風雨前後の点検手入れ
外装仕上げについて	①吹付け塗装 ②タイル張り ③石・擬石・テラゾ ④非鉄金属仕上げ ⑤鉄部の塗装 ⑥シーリング材 ⑦ガラス	①定期的な吹付けなおし ②定期的点検 ③定期的点検 ④定期的清掃と塗り替え ⑤定期的清掃と塗り替え ⑥定期的手入れ ⑦破損点検
建具について	①アルミ製建具 ②鋼製建具 ③シャッター・防火扉 ④建具金物	①定期的点検、パッキン材取替え ②定期的清掃点検 ③定期的な点検整備 ④締めつけ調整
内部仕上げについて	①石・擬石・テラゾ ②陶磁器質タイル ③モルタル・コンクリート ④弾性床材 ⑤板張り・フローリング・ブロック ⑥カーペット類 ⑦塗装 ⑧壁紙・布張り木材生地	①～⑧省略
厨房・浴室・便所など 水を使用する場所について	①厨房 ②浴室 ③便所	①定期的清掃、グリストラップの内部点検 ②使用後の清掃、換気 ③拭き取り清掃
外構・その他について	①境界標石 ②排水溝・会所	①隣接地工事の際注意 ②点検清掃

設　　備		
設備別	小項目	点検方法等
電気設備について	①電気主任技術者の選任 ②電気設備の法定	①建物の電気設備の契約電力が 50KW 以上の場合には電気主任技術者の選任が必要。 ②非常照明設備・自動火災報知設備などは「建築基準法」「消防法」に基づく有資格者による定期点検・検査報告などが義務付けられている。
給排水衛生設備について	①消火設備 ②給排水衛生	①消火栓・スプリンクラー設備については「建築基準法」「消防法」に基づき有資格者による定期的な点検、検査報告などが義務付けられている。 ②運転維持管理について有資格者の選任や検査・点検事項・時期などについて法令で規制されることがある。
冷暖房換気設備について	冷暖房換気設備の維持管理	①ボイラー・冷凍機など法的運転資格者の選任、法的定期検査を受ける。 ②ビル管理法上の対象建物は法に定められた運転資格者の選任が必要。 ③法に基づく換気設備・排煙設備は有資格者による定期点検検査・報告が義務付けられている。 ④冷暖房換気設備を構成する機器は回転振動などによる摩耗、劣化などがおきるので定期点検整備が必要。
昇降機設備について	エレベーター・エスカレーターなど	①「建築基準法」により定期検査報告が義務付けられている。 ②昇降機設備は複雑な制御機構をもった精度の高い機器設備なので、維持管理は専門技術者に行わせる。
ガス設備について		ガス漏れ検知装置、その他安全装置については定期的に専門業者の点検を受ける。
汚水浄化槽設備について	日常点検・保守	①消毒液を常にタンクに確保しておく。 ②駆動装置およびポンプ設備は、常時作動させておく。

（「建築・設備の日常点検項目」建築リニューアル支援協会（ARCA）より引用）

②施設の診断

■診断の実施方針

現況把握のための施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性及び適法性が最低限必要な診断項目となります。

- 表「公共施設診断の対象となる評価項目」を参考とし、本市で必要とする品質・性能が把握できる評価項目について、簡易な診断に努めます。
- 耐震診断、劣化診断など既往の診断があるものはそのデータを利用します。
- 診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことが望ましく、その記録を集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

■施設の長寿命化と施設診断

施設の長寿命化を図るには、上記の診断項目に加えて、快適性、環境負荷性、社会性など種々の性能が要求されます。

- 表「公共施設診断の対象となる評価項目」より、本市に必要な評価項目を選択し、評価方式を構築します。
- 公共施設の主要な全施設について、施設ごとに課題と優先度を判断します。

公共施設診断の対象となる評価項目

記号	評価項目	評価内容
a.	安全性	・敷地安全性（耐災害）、建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
b.	耐久性	・建物部位（構造・外装など）の耐久性・劣化状況
c.	不具合性	・施設各部位（構造・仕上げ・付帯設備・建築設備）の不具合性
d.	快適性	・施設快適性（室内環境・設備）、立地利便性
e.	環境負荷性	・施設の環境負荷性（省エネ、有害物質除去など）
f.	社会性	・地域のまちづくりとの調和、ユニバーサルデザイン（バリアフリー化）
g.	耐用性	・経過年数と耐用年数、変化に対する追随性、計画的な保全・大規模改修
h.	保全性	・維持容易性、運営容易性、定期検査の履行
i.	適法性	・建築法規、消防法
j.	情報管理の妥当性	・情報収集、情報管理、情報利活用
k.	体制・組織の妥当性	・統括管理体制、管理体制、トップマネジメントへの直属性
l.	顧客満足度	・顧客満足度、職員満足度
m.	施設充足率	・地域別施設数量の適正性、用途別施設数量適正性、余剰スペース
n.	供給水準の適正性	・供給数量適正性（敷地面積、建物面積など）
o.	施設利用度	・施設利用率、空室率
p.	点検・保守・改修コストの適正性	・点検・保守費、清掃費、警備費、改修費・大規模改修費、更新費
q.	運用コストの適正性・平準化	・運用費、水道光熱費
r.	ライフサイクルコストの適正性	・ライフサイクルコスト

（FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)より構成）

※色の付いている項目は②施設の診断で記載した最低限必要な診断項目になります。

（２）維持管理・修繕・更新等の実施方針

①維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃が必要です。その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。修繕や小規模改修に対しては、速やかな対応ができる体制を構築します。

- 清掃は建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高めます。
- 廃棄物処理については、事業系の一般廃棄物について軽減策を立案し実践します。
- 維持管理及び修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物にかかるトータルコストを縮減します。

②更新・改修の実施方針

計画的な保全では、不具合が発生したその都度対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し実施していくことが重要です。施設の経年変化には、法規の改正による既存不適格の発生も含まれるので、適法性の管理が必要となります。

適法性の主な管理項目

適法性管理	関連法規適法性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保健安全法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
		消防に関する法令	消防法
		環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法
		不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法
	定期検査の履行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査
		建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検

建物を更新することなく長期にわたって有効に活用するためには、建物の基本性能を利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要となります。そのため、建物や設備等を適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくことが不可欠となります。本計画の中の具体的な計画となる個別施設計画（長期修繕計画など）の策定を進めながら、定期的な見直しを行う中期修繕・改修計画の展開が重要となります。

建物を更新する場合は種々の診断を行って更新理由を明確にする必要があります。

考えられる理由

・施設の耐久性
・不具合性
・施設の規模(広さ・高さ)
・使いにくさ
・施設に求められる様々な性能面や法規対応において要求水準を満たしていない

更新する場合は、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率化の観点からも土地や建物について単独更新以外の統合や複合化についての検討を行います。

したがって更新・改修の方針については、費用対効果を勘案しながら再生可能エネルギーへの転換、統合や廃止を図る必要があります。

（３）安全確保の実施方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全の確保と資産や情報の保全を目的とした要件です。また、万一の事故・事件・災害に遭遇したときに、損害を最小限にとどめ、俊敏に復旧体制を整えるために平時から備えることは、施設管理者にとって最も重要なことです。

下表は施設の安全性及び耐用性の観点から、それに係る安全確保の項目を抽出したものです。高い危険性が認められる項目としては、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性などが挙げられます。

施設の安全確保に係る項目

評価項目			内 容	
大項目	中項目	小項目		
安全性	敷地安全性	自然災害回避性	地震災害	・液状化・活断層の有・無
			土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域の有・無
			浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域の有・無
		敷地安全対応策	地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無
			緊急自動車接近	・道路幅
			地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地の有・無
			危険物の種類	・消防法危険物（1 類・2 類・3 類）の有・無
			保安距離	・危険物から 50m 以内、200m 以内
	建物安全性	構造安全性	基礎の安全性	・基礎の安全要件の満足度
			常時床荷重	・許容積載荷重・超過
		耐震安全性	建設年	・1981 年 6 月以前
			耐震診断	・Is 値＞0.6 /0.6＞Is 値＞0.3 /0.3＞Is 値
			耐震補強	・要・不要
			耐震等級	・等級
			免震、制震	・有・無
		耐風安全性	耐風等級	・等級
		対水安全性	浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度
		対落雷安全性	避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度
	火災安全性	耐火安全性	延焼防止	・外壁・屋根の防火性能
		避難安全性	避難路確保	・避難路確保
		消火安全性	消火活動・経路確保	・非常用進入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保
	生活環境安全性	空気質安全性	空気質測定	・有・無 ・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況
			空気質安全性の確保	・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン放散速度
		水質安全性	水質検査	・有・無
			水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度
		傷害・損傷防止性	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度
			落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度
			危険物の危険防止性	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度
		有害物質排除性	アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況（年代・部位）
			RCB 排除	・トランス・蛍光灯・シーリングから RCB 排除状況（年代・部位）
			フロン・ハロン対策	・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況
			CCA 対策	・木造土台の CCA の有・無
		公害防止性	日照・通風障害防止性	・日照・通風障害防止要件の満足度
			風害防止性	・風害防止要件の満足度
			電波障害性防止性	・電波障害性防止要件の満足度
			騒音・振動・悪臭防止性	・音・振動・悪臭防止要件の満足度
			障害防止性	・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度
			外構の維持保全	・外構の維持保全要件の満足度

評価項目			内 容	
大項目	中項目	小項目		
耐用性	耐久性	耐用年数	経過年数	・経過年数の%
			耐用年数（償却）	・法的耐用年数
		耐久性	構造材耐久性	・構造耐用年数（60 年）と築年の差
			外壁・屋根耐久性	・外壁・屋根耐用年数（40 年）と改修年の差
			付属設備耐久性	・設備耐用年数（20 年）と改修年の差
	不具合現況	構造不具合	基礎・躯体	・沈下、亀裂、欠損の状況
			土台	・腐れ、欠損の状況
			柱、梁、壁、床など	・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状況
		外部仕上不具合	屋根	・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況
			外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況
			窓枠、サッシ、ガラス	・腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シーリングの状況
		内部仕上不具合	天井	・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下の有・無
			内壁	・割れ、剥がれ、変色の有・無
			床	・割れ、剥がれ、変色の有・無
		付帯設備不具合	煙突、屋外階段	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
			広告塔、吊り看板、他	・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
		建築設備不具合	電気設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況
			給排水衛生設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況
			空調換気設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況
			搬送設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況
			その他設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況

（FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)）

- この中から高度な危険性が認められる項目を絞り込み、評価します。
- 危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。（ただし総合的な判断により改修せずに廃止を検討する場合もあります。）

（４）耐震化の実施方針

本市では、既存建築物について順次耐震診断を行っています。

耐震改修と耐震補強の状況、及び主要な建築物の耐震改修対象建築物について、必要に応じ順次耐震補強工事等を実施しており、特に利用率、効用等の高い施設については、重点的に対応することとしています。その際に、構造部分の耐震性のほか、非構造部分の安全性(耐震性)についても検討を行い、施設利用者の安全性の確保及び災害時を想定した十分な検討に努めます。

（５）長寿命化の実施方針

①総合的かつ計画的な管理

診断と改善に重点をおいた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。総合的かつ計画的な管理とは、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健康な状況に保ち、定期的に施設診断を行い、その結果により小規模改修工事を行って不具合箇所を是正することです。

そのためには、今ある公共施設等の状態を把握するための施設診断が必要で、診断結果により所定の機能・性能を確保できるところまで改修工事を行い、さらに計画的な保全を行っていきます。

②計画的な保全、長寿命化計画

下図は、施設のライフサイクルにおける経過年数と機能･性能の関係を示したものです。

建設から 40 年程度までは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。しかし、建設後 40 年以上経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要になる場合もあります。

本市の公共施設では、定期的な点検や診断を行い、使用が可能であれば長寿命化改修工事を実施し、施設を長く使用することでコストを削減することも検討します。

長寿命化における経過年数と機能･性能の関係（鉄筋コンクリートの場合）

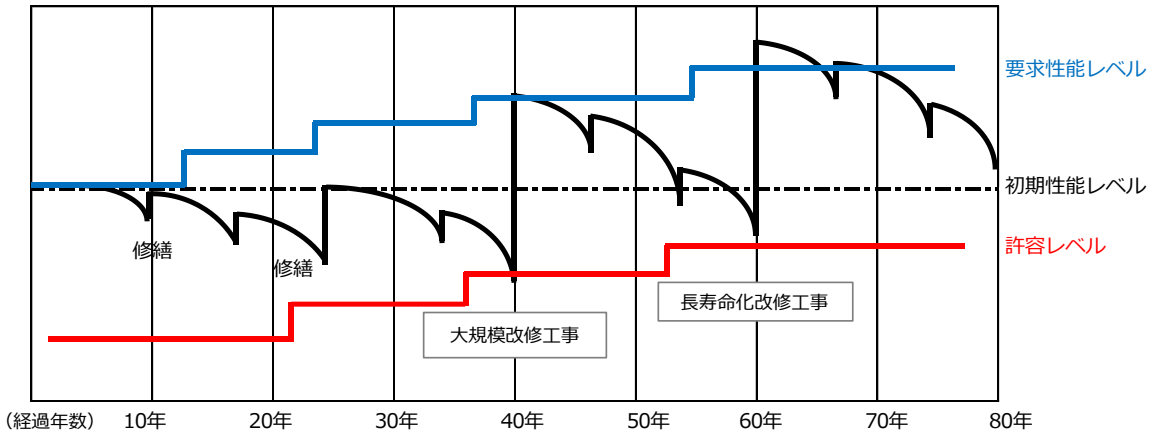

3．統合や廃止に関する実施方針

（1）公共施設等のコンパクト化に向けた基礎資料の構築

危険性の高い施設や老朽化等により廃止（用途廃止、施設廃止）を必要とする施設を見いだします。

公共施設等のコンパクト化は、以下の 7 つの評価項目において診断します。

- 施設の安全性
- 機能性
- 耐久性
- 施設効率性
- 地域における施設の充足率
- 施設利用率
- 費用対効果

上記の品質・性能によって施設を診断し、継続使用、改善使用、用途廃止、施設廃止の 4 つの段階に評価します。診断結果は、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とします。

下表に、診断結果による取組の方向性の例を示します。

診断結果と取組の方向性

診断結果	取組の方向性	
	施設面	ソフト面（検討項目）
継続使用	・長期修繕計画の策定	・効果的かつ効率的な運用を検討
	・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施	・それに伴う改善策を検討
改善使用	・長期修繕計画の策定 ・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施 ・建て替え更新時の規模縮小の検討 ・他用途との複合化など、施設の有効活用の検討 ・PPP/PFI の活用等による用途変更	・利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討 ・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討 ・運用の合理化を検討
用途廃止	・空いた施設の利活用(他用途への変更、民間への貸与等)の検討	・用途廃止に代わり、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討
施設廃止	・施設廃止後は、建物解体	・類似施設への統合を検討 ・他施設との複合化を検討 ・用途廃止に代わり、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討
	・施設廃止に伴う跡地は原則売却	

（２）公共施設等のコンパクト化に向けた施策

住民サービスの水準を確保しつつ、公共施設等統合や廃止の推進に向けた施策を検討します。公共施設等統合や廃止には、住民サービスの水準低下が伴います。それを最小限にするために、下表のような種々の公共施設のコンパクト化に向けた施策について、住民合意の可能性を図りながら検討する必要があります。

公共施設のコンパクト化の施策

段階	住民サービス水準の変化	行政サービス・施設サービスの考え方	公共施設のコンパクト化の施策
Ⅰ	・住民の痛みを求めない初動的取組	・住民サービスの現状の水準を維持	・公共施設等の運営の効率化 ・公共施設等の賃貸
Ⅱ	・一定の住民負担を前提とした住民サービスの質の低下を招かない取組 ※合併市町村では大きな政策課題	・行政サービス、施設サービスの質の改善を目指した取組 ・第１段階のコンパクト化	・公共施設等の合築 ・公共施設等の統合
Ⅲ	・財政収支見通しに基づいた住民の痛みを伴う取組	・行政サービス、施設サービスの見直しにより住民サービスが低下することも想定 ・第２段階のコンパクト化 ※住民の理解と合意形成が必要	・公共施設等の使用制限・使用料金徴収（受益者負担） ・公共施設等の減築 ・公共施設等の廃止
Ⅳ	・公共団体が果たすべき公共施設管理の役割を明確化する取組	・民間主体による公共施設管理 ・第３段階のコンパクト化	・公共施設等維持管理の民営化

4．推進体制

（1）業務サイクルによるフォローアップ

下図に示す業務サイクルでは、「市の方針／ビジョン」に基づき、「本計画」を策定します。

公共施設等に対し日常の運営や維持業務を行う「運営・維持」を実施します。「個別施設計画」を策定した公共施設等に対しても、その後は日常の運営や維持業務を行う「運営・維持」の実施を行います。「運営・維持」の対象である公共施設等に対し、数量（供給）、品質、コスト（財務）の面から「評価」を実施します。これらの業務を遂行する核として「統括管理」を推進します。

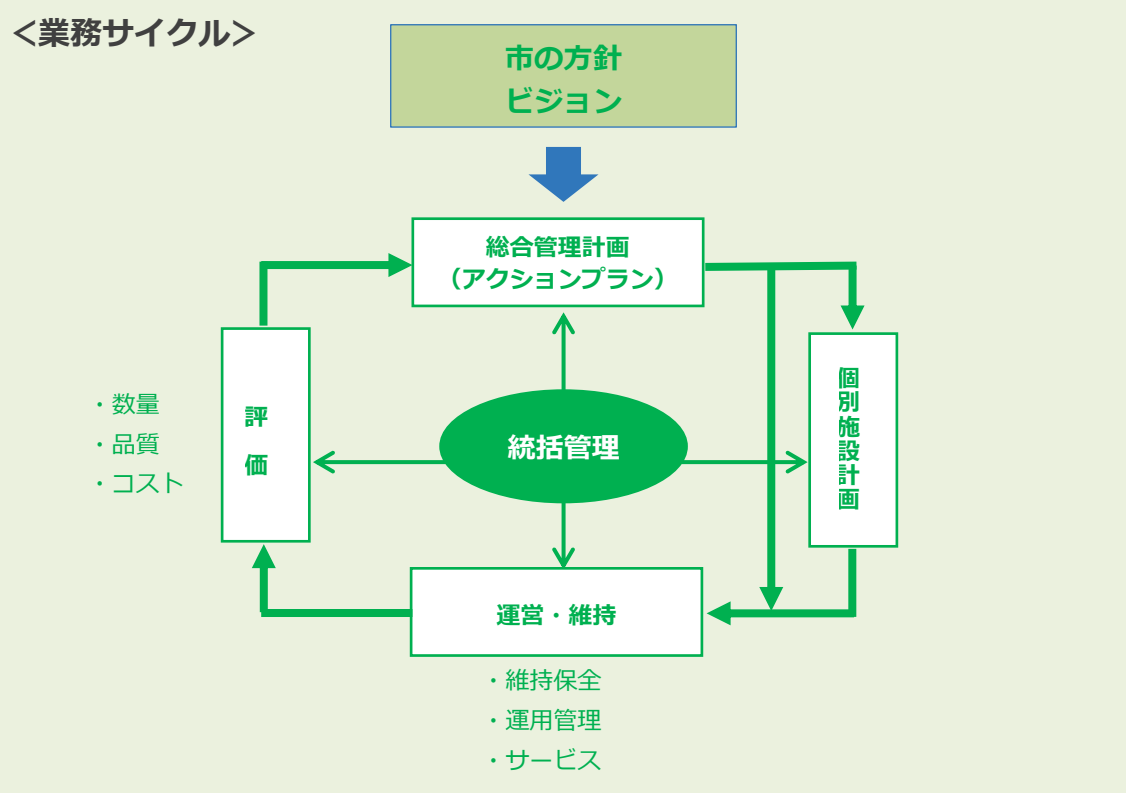

（2）情報共有

持続可能で健全な施設の維持管理の検討を行うに当たり、住民と行政が、市有施設に関する情報と問題意識を共有することが重要です。

公共施設を利用し支えている多くの住民と行政が問題意識を共有し、将来のあるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報や評価結果を積極的に開示します。

また、住民からの様々な意見を収集・整理して公共施設マネジメントに生かす仕組みについても検討することとします。

第４章　施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

１．公共施設（建物）の管理に関する基本的な方針

耐用年数について

耐用年数は、建物等が使用できる期間として法的に定められた年数です。耐用年数を経過した施設もありますが、本市では施設の状況を見ながら、適切に改修工事を実施して施設の長寿命化を進めています。

（１）市民文化系施設

①施設一覧表（主な施設）

施設名	所在	延床面積（㎡）	構造	建築年度	耐用年数	稼働年数	残存年数	耐震補強
みどり市東町神戸生活改善センター	東町神戸 556-4	197.0	木造	1985	24	30	-6	対象外
みどり市東町荻原集会所	東町荻原 116-1	166.0	木造	1985	24	30	-6	対象外
みどり市東町関守地区住民センター	東町荻原 499	63.0	木造	1985	24	30	-6	対象外
みどり市東町花輪一区集会所	東町花輪 132	156.0	木造	1985	24	30	-6	対象外
みどり市東町花輪二区集会所	東町花輪 920	99.0	木造	1985	24	30	-6	対象外
みどり市東町花輪三区集会所	東町花輪 410	128.0	木造	1985	24	30	-6	対象外
みどり市東町栃原地区住民センター	東町花輪 1366	62.0	木造	1985	24	30	-6	対象外
みどり市東町小夜戸松島集会所	東町小夜戸 173	62.0	木造	1985	24	30	-6	対象外
みどり市東町小夜戸集会所	東町小夜戸 901-2	87.0	木造	1985	24	30	-6	対象外
みどり市大畑集会所	東町小夜戸 1341-1	62.0	木造	1985	24	30	-6	対象外
みどり市小中上住民センター	東町小中 317	62.0	木造	1985	24	30	-6	対象外
みどり市東町小中集会所	東町小中 591-1	175.0	木造	1985	24	30	-6	対象外
みどり市小中下住民センター	東町小中 1382-12	66.0	木造	1985	24	30	-6	対象外
みどり市東町神戸原地区住民センター	東町神戸 625-1	63.0	木造	1985	24	30	-6	対象外
みどり市東町神戸桑平木集会所	東町神戸 937-1	1,098.0	木造	1985	24	30	-6	対象外
みどり市東町座間集会所	東町座間 259	132.0	木造	1985	24	30	-6	対象外
みどり市東町草木地区住民センター	東町草木 208-1	80.0	木造	1985	24	30	-6	対象外
みどり市東町東宮集会所	東町沢入 50-13	72.0	木造	1985	24	30	-6	対象外
みどり市東町沢入集会所	東町沢入 507-1	74.0	木造	1985	24	30	-6	対象外
みどり市東町春場見地区住民センター	東町沢入 665-2	57.0	木造	1985	24	30	-6	対象外
みどり市東町沢入会館	東町沢入 932	267.0	木造	1985	24	30	-6	対象外
みどり市大間々町福岡中央公民館	大間々町浅原 1234-1	347.8	木造	1978	24	37	-13	未
みどり市大間々町第９区公民館	大間々町桐原 173-1	250.9	木造	2000	24	15	9	対象外

施設名	所在	延床面積（㎡）	構造	建築年度	耐用年数	稼働年数	残存年数	耐震補強
塩原生活改善センター　実習室	大間々町塩原 435-1	173.9	木造	1975	22	40	-18	未
塩原生活改善センター　事務所	大間々町塩原 435-1	99.2	木造	1985	24	30	-6	対象外
笠懸野文化ホール	笠懸町阿左美 1579-1	4,529.0	RC 造	1993	50	22	28	対象外
みどり市福岡記念館	大間々町浅原 46-9	153.2	木造	2000	22	15	7	対象外
他 7 施設		957.6						
計	34 施設	9,739.5						

※　構造：　RC 造：鉄筋コンクリート

※残存年数を経過した施設と耐震補強済施設は色分けをしています。	耐用年数を超えた施設	耐震補強済施設

②施設の現状と課題、基本方針

1 現状と課題

【現状】

・この類型に分類される施設は集会施設（集会所）、文化施設があり、全体で 34 施設あります。

・耐用年数を経過している施設が 34 施設のうち 29 施設（約 9 割）あります。

・耐震補強が必要な施設は 34 施設のうち 2 施設（約 1 割）あります。

【課題】

・集会施設は耐用年数を経過しているものが多く、改修や建て替えを検討する必要があります。また、文化施設については耐用年数を経過していませんが、計画的に改修を進める必要があります。

・集会施設は各地域に必要な施設ですが、今後は人口減少が見込まれるため、人口規模に応じた施設配置を検討する必要があります。

2 基本方針

・集会施設は耐用年数を経過した施設が多いため、計画的に改修や建て替え、耐震化を進めます。また、今後の人口減少を踏まえ、地域住民の意見を考慮しつつ、施設の集約化や管理のあり方等も含め検討します。

・文化施設は不特定多数の人が利用するため、特に安全性に重点を置いた点検、診断を実施する必要があります。既に耐用年数の半分を経過していることから、施設の長寿命化に向け計画的に改修を進めます。

（２）社会教育系施設

①施設一覧表（主な施設）

施設名	所在	延床面積（㎡）	構造	建築年度	耐用年数	稼働年数	残存年数	耐震補強
笠懸公民館	笠懸町阿左美 1581-1	3,319.0	RC 造	1995	50	20	30	対象外
東公民館	東町花輪 205-1	1,662.0	RC 造	1980	50	35	15	未
笠懸図書館	笠懸町鹿 373	2,363.0	RC 造	1996	50	19	31	対象外
大間々図書館	大間々町大間々1332-3	2,003.4	RC 造	2002	50	13	37	対象外
岩宿博物館	笠懸町阿左美 1790-1	1,836.0	RC 造	1992	50	23	27	対象外
史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設	笠懸町阿左美 2418-1	206.1	RC 造	1989	50	26	24	対象外
コノドント館	大間々町大間々1030	688.1	鉄骨造	1986	31	29	2	対象外
旧花輪小学校記念館(校舎)	東町花輪 191	1,213.0	木造	1917	22	98	-76	未
童謡ふるさと館	東町座間 367-1	1,182.0	RC 造	1989	38	26	12	対象外
陶器と良寛書の館	東町沢入 968-8	247.3	木造	1985	24	30	-6	対象外
富弘美術館	東町草木 86	2,464.0	RC 造	2004	50	11	39	対象外
他 17 施設		1,328.7						
計	28 施設	18,512.7						

※　構造：　RC 造：鉄筋コンクリート

※残存年数を経過した施設と耐震補強済施設は色分けをしています。	耐用年数を超えた施設	耐震補強済施設

②施設の現状と課題、基本方針

1 現状と課題	【現状】 ・この類型に分類される施設は、公民館、図書館、博物館等があり、全体で 28 施設あります。 ・耐用年数を経過している施設が 28 施設のうち 11 施設（約 4 割）あります。 ・耐震補強が必要な施設は 28 施設のうち 4 施設（約 1 割）あります。
	【課題】 ・耐用年数が経過している施設は、今後の統廃合や改修計画を検討して施設整備を行う必要があります。また、文化財施設は、耐用年数にかかわらず建物自体の保存が必要なものもあります。 ・耐震補強が必要な施設については、耐震化の確保を行う必要があります。

2 基本方針	・公民館や図書館などの社会教育系施設は、地域住民の活動の拠点として重要な施設であり、長寿命化を図り施設を維持していく必要があります。 ・利用目的が重複する施設は、各施設の利用状況を見ながら集約化に向けた検討を進めます。 ・文化財施設は建物自体の保存が必要なものもあるため、点検や診断を行い保存に向けた対応を進めます。

（３）スポーツ・レクリエーション系施設

①施設一覧表（主な施設）

施設名	所在	延床面積（㎡）	構造	建築年度	耐用年数	稼働年数	残存年数	耐震補強
浅原体験村　実習室	大間々町浅原 590-14	239.2	木造	1998	22	17	5	対象外
浅原体験村　バンガロー・コテージ	大間々町浅原 590-14	275.1	木造	1998	22	17	5	対象外
浅原体験村　実習室	大間々町浅原 590-14	312.5	木造	1998	22	17	5	対象外
小平の里　キャンプ場	大間々町小平 495	588.1	木造	1991	22	24	-2	対象外
小平の里　陶芸工房	大間々町小平 519-1	132.5	木造	1991	22	24	-2	対象外
ながめ公園　ステージ・余興場	大間々町大間々1635	828.9	木造	1996	20	19	1	対象外
国民宿舎サンレイク草木	東町草木 1654-1	3,678.0	RC 造	1981	47	34	14	未
国民宿舎サンレイク草木　バーベキューハウス「ぐりりん」	東町草木 1435-1	206.0	-	1985	20	30	-10	対象外
ファミリーオートキャンプ場そうり　センターハウス	東町沢入 428-1	373.0	木造	1994	22	21	1	対象外
ファミリーオートキャンプ場そうり　バンガロー	東町沢入 428-1	171.0	木造	1985	22	30	-8	対象外
ファミリーオートキャンプ場そうり　トレラーハウス	東町沢入 428-1	54.0	木造	1995	7	20	-13	対象外
黒坂石バンガロー・テント村　管理棟	東町沢入 1146	109.0	木造	1981	22	34	-12	未
黒坂石バンガロー・テント村　コテージ	東町沢入 1146	209.0	木造	1981	22	34	-12	未
黒坂石バンガロー・テント村　大バンガロー	東町沢入 1150	113.0	木造	1981	15	34	-19	未
地域振興青年研修センター　研修所	東町座間 26-1	250.0	木造	1984	15	31	-16	対象外
みどり市民体育館	笠懸町阿左美 1714-2	5,406.0	RC 造	2008	47	7	40	対象外
みどり市東運動公園　社会体育館	東町座間 378-4	2,069.0	RC 造	1982	47	33	14	対象外
旧福岡西小学校　体育館	大間々町塩原 363	1,205.0	RC 造	1974	47	41	6	未
旧花輪小学校　体育館	東町花輪 191	789.0	木造	1976	27	39	-12	未
他 65 施設		4,652.5						
計	95 施設	21,660.8						

※　構造：　RC 造：鉄筋コンクリート

※　所在地、建築年度及び構造が同じ施設はまとめて掲載しています。

※残存年数を経過した施設と耐震補強済施設は色分けをしています。	耐用年数を超えた施設	耐震補強済施設

②施設の現状と課題、基本方針

1 現状と課題	【現状】 ・この類型に分類される施設は、スポーツ施設、レクリエーション施設、観光施設等があり、全体で 95 施設あります。 ・耐用年数を経過している施設が 95 施設のうち 51 施設（約 5 割）あります。 ・耐震補強が必要な施設は 95 施設のうち 23 施設（約 2 割）あります。
	【課題】 ・耐用年数が経過している施設は将来に向けて改修を計画的に行っていきます。 ・合併以前から存在する施設が市へ引き継がれたため、市内に利用目的が重複する施設が複数存在しています。将来的には統廃合を視野に入れた整備計画を検討する必要があります。 ・耐震補強が必要な施設については、計画的に耐震化を行う必要があります。

2 基本方針	・耐用年数を経過している施設については、整備計画を策定し長寿命化等の対応を計画的に進めます。 ・耐震補強が必要な施設については、今後の運営方針も検討したうえで計画的に耐震化を進めます。 ・利用目的が重複する施設が複数存在するため、必要な施設数量を把握し施設の集約化を検討します。

（４）産業系施設

①施設一覧表（主な施設）

施設名	所在	延床面積（㎡）	構造	建築年度	耐用年数	稼働年数	残存年数	耐震補強
農林業センター	笠懸町阿左美 1912-1	665.5	RC 造	1985	50	30	20	対象外
わらべ工房　木工工芸作業舎	東町座間 434-3	255.0	木造	1990	24	25	-1	対象外
わらべ工房　木材製材所	東町座間 434-3	185.0	木造	1990	24	25	-1	対象外
みどり市勤労者会館	笠懸町阿左美 1581	220.3	木造	1969	24	46	-22	対象外
他 3 施設		147.0						
計	7 施設	1,472.7						

※　構造：　RC 造：鉄筋コンクリート

※残存年数を経過した施設と耐震補強済施設は色分けをしています。	耐用年数を超えた施設	耐震補強済施設

②施設の現状と課題、基本方針

1 現状と課題	【現状】 ・この類型に分類される施設は、勤労者会館等があり、全体で 7 施設あります。 ・耐用年数を経過している施設が 7 施設のうち 5 施設（約 7 割）あります。 ・全ての施設が耐震補強の対象外の施設になります。
	【課題】 ・耐用年数を経過した施設が多く、大規模改修や建て替えが必要な時期を迎えているため、計画的に改修を進める必要があります。 ・会議室等の貸し出しが主な利用目的となっている施設もあり、利用目的が重複する施設があることから利用状況を見ながら統廃合を検討する必要があります。

2 基本方針	・耐用年数を経過している施設が多いことから、改修計画を策定し計画的に改修を進めます。 ・利用状況等を勘案しながら統廃合も検討します。

（５）学校教育系施設

①施設一覧表（主な施設）

施設名	所在	延床面積（㎡）	構造	建築年度	耐用年数	稼働年数	残存年数	耐震補強
みどり市大間々学校給食センター	大間々町大間々519	1,814.7	鉄骨造	2013	41	2	39	対象外
みどり市東学校給食センター	東町神戸 46	337.0	RC 造	2003	41	12	29	対象外
みどり市立笠懸小学校　校舎	笠懸町鹿 346-2	7,079.0	RC 造	1969	47	46	1	済
みどり市立笠懸小学校　体育館	笠懸町鹿 346-2	1,429.0	RC 造	1969	47	46	1	未
みどり市立笠懸東小学校　校舎	笠懸町阿左美 1010	5,236.0	RC 造	1976	47	39	8	済
みどり市立笠懸東小学校　体育館	笠懸町阿左美 1010	1,344.0	RC 造	1976	47	39	8	未
みどり市立笠懸北小学校　校舎	笠懸町阿左美 3730	5,294.0	RC 造	1978	47	37	10	済
みどり市立笠懸北小学校　体育館	笠懸町阿左美 3730	1,337.0	RC 造	1978	47	37	10	未
みどり市立大間々東小学校　校舎	大間々町大間々456-1	5,295.3	RC 造	1979	47	36	11	済
みどり市立大間々東小学校　体育館	大間々町大間々456-1	1,546.7	RC 造	1979	47	36	11	未
みどり市立大間々南小学校　校舎	大間々町大間々884	5,118.0	RC 造	1970	47	45	2	済
みどり市立大間々南小学校　体育館	大間々町大間々884	1,560.0	RC 造	1973	47	42	5	未
みどり市立大間々北小学校　校舎	大間々町桐原 653	5,091.4	RC 造	1971	47	44	3	済
みどり市立大間々北小学校　体育館	大間々町桐原 653	1,238.5	RC 造	1971	47	44	3	未
みどり市立福岡中央小学校　校舎	大間々町浅原 1500-2	2,454.5	RC 造	1973	47	42	5	済
みどり市立福岡中央小学校　体育館	大間々町浅原 1500-2	1,205.0	RC 造	1974	47	41	6	未
みどり市立あずま小学校　校舎	東町神戸 10	2,971.0	RC 造	2000	47	15	32	済
みどり市立あずま小学校　体育館	東町神戸 10	931.0	RC 造	2000	47	15	32	対象外
みどり市立笠懸中学校　校舎	笠懸町鹿 362	6,588.0	RC 造	1987	47	28	21	済
みどり市立笠懸中学校　体育館	笠懸町鹿 362	2,523.0	RC 造	1987	47	28	21	対象外
みどり市立笠懸南中学校　校舎	笠懸町阿左美 829	6,973.0	RC 造	1982	47	33	14	済
みどり市立笠懸南中学校　体育館	笠懸町阿左美 829	2,418.0	RC 造	1982	47	33	14	対象外
みどり市立大間々東中学校　校舎	大間々町大間々1829-1	6,669.7	RC 造	1983	47	32	15	済
みどり市立大間々東中学校　体育館	大間々町大間々1829-1	3,199.0	RC 造	1984	47	31	16	対象外
みどり市立大間々中学校　校舎	大間々町桐原 217	6,159.9	RC 造	1972	47	43	4	済
みどり市立大間々中学校　体育館	大間々町桐原 217	1,749.0	RC 造	1973	47	42	5	未
みどり市立東中学校　校舎	東町神戸 47	2,172.0	RC 造	1978	47	37	10	済
みどり市立東中学校　体育館	東町神戸 47	1,433.0	RC 造	1978	47	37	10	未
適応指導教室(笠懸適応指導)	笠懸町阿左美 1714-１	72.0	木造	2014	22	1	21	対象外
他 41 施設		8,031.4						
計	76 施設	99,270.1						

※　構造：　RC 造：鉄筋コンクリート

※　所在地、建築年度及び構造が同じ施設はまとめて掲載しています。

※残存年数を経過した施設と耐震補強済施設は色分けをしています。	耐用年数を超えた施設	耐震補強済施設

②施設の現状と課題、基本方針

1 現状と課題	【現状】 ・この類型に分類される施設は、小中学校、学校給食センター等があり、全体で 76 施設あります。 ・耐用年数を経過している施設が 76 施設のうち 23 施設（約 3 割）あります。 ・耐震補強が必要な校舎や体育館は、平成 10 年度から平成 25 年度にかけて耐震補強工事を実施し安全性を確保しています。
	【課題】 ・学校施設を適正に維持管理していくためには、長寿命化に係る費用の縮減や集中する改修時期の平準化が求められます。 ・学校施設は、災害時には避難場所にもなることから、安全性、耐久性を確保する必要があります。

2 基本方針	・学校施設は施設の長寿命化を図るとともに、児童・生徒が日常的に使用することや災害対応の観点からより安全性や耐久性を重視した改修を進めます。 ・学校施設の事故を未然に防ぐため、事後保全から予防保全に転換し、突発的な事故による学校運営への影響を減少させるとともに維持管理費の縮減に取り組みます。 ・各学校の改修にあたっては、児童・生徒数の動向を踏まえた全体的な計画を策定し、工事費や工事時期の平準化を図ります。

（６）子育て支援系施設

①施設一覧表（主な施設）

施設名	所在	延床面積（㎡）	構造	建築年度	耐用年数	稼働年数	残存年数	耐震補強
みどり市立笠懸第１保育園	笠懸町阿左美 3740	1,379.0	RC 造	1977	47	38	9	未
ちえのみ保育園	東町花輪 215	515.4	鉄骨造	2006	34	9	25	対象外
みどり市第１親老児童館	笠懸町鹿 4636-1	388.1	鉄骨造	2003	34	12	22	対象外
みどり市第２親老児童館	笠懸町鹿 4637-5	270.2	鉄骨造	2014	34	1	33	対象外
みどり市第１笠懸東学童クラブ	笠懸町阿左美 1010	226.0	鉄骨造	2001	34	14	20	対象外
みどり市第２笠懸東学童クラブ	笠懸町阿左美 804-16	265.0	木造	2009	22	6	16	対象外
みどり市笠懸北小学童クラブ	笠懸町阿左美 3730	261.2	RC 造	2004	47	11	36	対象外
みどり市大間々東学童保育所（専用施設）	大間々町大間々456-1	147.5	鉄骨造	2012	34	3	31	対象外
みどり市大間々東学童保育所（余裕教室）	大間々町大間々456-1	201.6	RC 造	2004	47	11	36	対象外
みどり市大間々北学童保育所（専用施設）	大間々町桐原 653	131.4	鉄骨造	2012	34	3	31	対象外
みどり市大間々北学童保育所（余裕教室）	大間々町桐原 653	99.4	RC 造	2006	47	9	38	対象外
みどり市大間々南学童保育所	大間々町大間々884	343.0	RC 造	1999	47	16	31	対象外
みどり市立笠懸幼稚園	笠懸町鹿 4590-2	2,662.0	RC 造	1975	47	40	7	未
他 1 施設		2,428.0						
計	19 施設	9,317.7						

※　構造：　RC 造：鉄筋コンクリート

※　所在地、建築年度及び構造が同じ施設はまとめて掲載しています。

※残存年数を経過した施設と耐震補強済施設は色分けをしています。	耐用年数を超えた施設	耐震補強済施設

②施設の現状と課題、基本方針

1 現状と課題	【現状】 ・この類型に分類される施設は保育所、幼稚園、児童施設があり、全体で 19 施設あります。 ・耐用年数を経過している施設が 19 施設のうち 2 施設（約 1 割）あります。 ・耐震補強が必要な施設は 19 施設のうち 8 施設（約 4 割）あります。 ・10 施設が指定管理者による管理です。
	【課題】 ・これから耐用年数を迎える施設があるため、機能維持のための早急な改修工事が求められます。 ・耐震補強が必要な施設については、計画的に耐震補強工事を進める必要があります。 ・子育て支援系施設のニーズは高いものの少子化は加速するものと見込まれるため、人口動向を注視し必要な施設数量を把握したうえで、施設の統廃合など効率的な施設運営を検討していく必要があります。

2 基本方針	・児童が安全で快適な生活が送れるよう建物・設備等の日常的な点検を実施していくとともに、老朽化に伴う事故が発生しないよう安全性や耐用性に重点を置いた施設の長寿命化を進めます。 ・子育て関連事業は、「みどり市まち・ひと・しごと創生総合戦略」でも重点事業として位置づけ、今後も子育て支援系施設の役割は大きいため、若い世代の流入人口も考慮して今後の施設のあり方を検討します。 ・施設の更新時期が集中するため、計画的に施設整備を実施します。

（７）保健・福祉施設

①施設一覧表（主な施設）

施設名	所在	延床面積（㎡）	構造	建築年度	耐用年数	稼働年数	残存年数	耐震補強
笠懸保健センター	笠懸町鹿 250	2,062.0	RC 造	1975	50	40	10	未
大間々保健センター	大間々町大間々1497-1	899.3	RC 造	1991	50	24	26	対象外
東保健センター	東町花輪 93-3	508.0	RC 造	1991	50	24	26	対象外
温泉施設「かたくりの湯」	笠懸町鹿 250	380.0	木造	1997	22	18	4	対象外
みどり市立厚生会館	大間々町桐原 81-2	929.2	RC 造	1981	47	34	13	未
みどり市地域活動支援センター「おおま ま」	大間々町桐原 1150-3	198.0	木造	2011	24	4	20	対象外
みどり市高齢者能力活用センター	大間々町桐原 1032-1	237.6	木造	1999	24	16	5	対象外
みどり市大間々老人憩の家	大間々町桐原 1251-1	648.2	RC 造	1973	47	42	5	未
みどり市介護予防複合施設	大間々町大間々1378	428.8	鉄骨造	1985	47	30	17	対象外
障害者福祉センター	笠懸町阿左美 1567-2	1,198.2	鉄骨造	2005	38	10	28	対象外
みどり市高齢者生活福祉センター　高齢者生活福祉棟	東町花輪 114-3	1085.0	RC 造	1995	50	20	30	対象外
みどり市高齢者生活福祉センター　老人福祉棟	東町花輪 114-3	1024.0	RC 造	1985	50	30	20	対象外
沢入地区共同交流生活ハウス「いきがい」	東町沢入 491	803.0	木造	1966	24	49	-25	対象外
他 10 施設		487.1						
計	23 施設	10,888.4						

※　構造：　RC 造：鉄筋コンクリート

※残存年数を経過した施設と耐震補強済施設は色分けをしています。	耐用年数を超えた施設	耐震補強済施設

②施設の現状と課題、基本方針

1 現状と課題	【現状】 ・この類型に分類される施設は、保健施設、高齢者福祉施設、障害福祉施設等があり、全体で 23 施設あります。 ・耐用年数を経過している施設が 23 施設のうち 6 施設（約 3 割）あります。 ・耐震補強が必要な施設は 23 施設のうち 5 施設（約 2 割）あります。 ・各地域に利用目的が重複している施設があります。 ・15 施設が指定管理者による管理です。
	【課題】 ・耐用年数を経過した施設は安全な施設使用の観点からも早急に整備計画を策定し、計画的に改修を進める必要があります。 ・耐震補強が必要な施設については、耐震性の確保に向けた検討を行う必要があります。 ・利用目的が重複している施設は、統廃合を検討する必要があります。 ・指定管理者が管理している施設のうち、民間で同様のサービス提供が可能なものについては、民間への譲渡も検討する必要があります。

2 基本方針	・耐用年数や耐震補強を考慮した整備計画を策定し、施設の長寿命化を進めます。 ・人口推計や施設利用者の見込みを把握し、市民ニーズに対応できるよう、施設配置や利用目的が重複する施設の集約化など効率的な施設のあり方を検討します。 ・指定管理者が管理している施設のうち、民間で同様のサービス提供が可能なものについては、民間への譲渡も視野に入れ、今後の運営を検討します。

（８）医療施設

①施設一覧表（主な施設）

施設名	所在	延床面積（㎡）	構造	建築年度	耐用年数	稼働年数	残存年数	耐震補強
あずま歯科クリニック	東町花輪 230-2	169.0	木造	1985	24	30	-6	対象外
あずま歯科クリニック　車庫	東町花輪 230-2	30.0	木造	1985	17	30	-13	対象外
計	２施設	199.0						

※国保診療所は笠懸保健センターと同一の建物内にあるため、保健・福祉施設に計上しています。

※残存年数を経過した施設と耐震補強済施設は色分けをしています。	耐用年数を超えた施設	耐震補強済施設

②施設の現状と課題、基本方針

1 現状と課題	【現状】 ・この類型に分類される施設は診療所があり、全体で 2 施設あります。 ・2 施設とも耐用年数を経過しています。 ・耐震補強の対象外の施設です。
	【課題】 ・診療所の再開に伴い施設改修を実施していますが、外壁や屋根など改修を要する箇所もあるため、引き続き計画的に改修を進める必要があります。 ・今後、保健や介護関連の各種計画の中に「口腔衛生」や「口腔ケア」の重要性が明記される予定もあるため、施設の必要性がより高まります。

2 基本方針	・今後の医療・保健分野や介護分野での課題や需要、地域の高齢化問題などを考え合わせると、地域に必要な医療施設です。引き続き良好な医療サービスが提供できるよう計画的な改修により施設を維持していきます。

（９）行政系施設

①施設一覧表（主な施設）

施設名	所在	延床面積（㎡）	構造	建築年度	耐用年数	稼働年数	残存年数	耐震補強
みどり市消防団第一分団詰所	笠懸町阿左美 1414-1	65.0	鉄骨造	1972	24	43	-19	未
みどり市消防団第二分団詰所	笠懸町鹿 377	113.0	鉄骨造	1978	24	37	-13	未
みどり市消防団第三分団詰所	笠懸町鹿 3456-1	116.0	鉄骨造	1980	24	35	-11	未
みどり市消防団第四分団詰所	笠懸町阿左美 2244-5	116.0	鉄骨造	1998	24	17	7	対象外
みどり市消防団第五分団詰所	笠懸町西鹿田 801	67.0	鉄骨造	1999	24	16	8	対象外
みどり市消防団第六分団詰所	大間々町大間々469-9	91.1	鉄骨造	1980	24	35	-11	未
みどり市消防団第七分団詰所	大間々町大間々2117-4	119.5	RC 造	1985	24	30	-6	対象外
みどり市消防団第八分団詰所	大間々町大間々1065-1	117.7	RC 造	1991	24	24	0	対象外
みどり市消防団第九分団詰所	大間々町塩原 431-1	149.0	鉄骨造	2004	24	11	13	対象外
みどり市消防団第十分団詰所	大間々町浅原 1234-1	116.4	鉄骨造	2009	24	6	18	対象外
みどり市消防団第十一分団詰所	東町花輪 113-6	72.0	鉄骨造	1984	24	31	-7	対象外
みどり市消防団第十二分団詰所	東町小夜戸 1012-4	72.0	鉄骨造	1987	24	28	-4	対象外
みどり市消防団第十三分団詰所	東町小中 1382-12	72.0	鉄骨造	1986	24	29	-5	対象外
みどり市消防団第十四分団詰所	東町神戸 30-1	72.0	鉄骨造	1985	24	30	-6	対象外
みどり市消防団第十五分団詰所	東町沢入 532-1	81.0	RC 造	2003	24	12	-12	対象外
みどり市消防団本部詰所	大間々町大間々1518-2	142.2	RC 造	1991	24	24	0	対象外
笠懸庁舎	笠懸町鹿 2952	3,387.0	RC 造	1971	50	44	6	未
大間々庁舎	大間々町大間々1511	4,543.3	RC 造	1990	50	25	25	対象外
東支所	東町花輪 205-2	2,073.0	RC 造	1986	50	29	21	対象外
教育庁舎	大間々町大間々235-6	1,183.9	RC 造	1992	50	23	27	対象外
他 18 施設		1,734.0						
計	38 施設	14,503.1						

※　構造：　RC 造：鉄筋コンクリート

※　笠懸庁舎は平成 29 年度に庁舎の耐震補強工事を実施していますが、上記施設一覧表は平成 27 年度末の固定資産台帳をもとに作成しているため、耐震補強が未実施となっています。

※残存年数を経過した施設と耐震補強済施設は色分けをしています。	耐用年数を超えた施設	耐震補強済施設

②施設の現状と課題、基本方針

1 現状と課題	【現状】 ・この類型に分類される施設は、庁舎、消防施設等があり、全体で 38 施設あります。 ・庁舎は耐用年数を経過した施設はありません。消防施設の 23 施設のうち、耐用年数を経過している施設が 12 施設（約 5 割）あります。 ・笠懸庁舎は平成 29 年度に耐震補強工事を実施し、耐震基準を満たしています。他の庁舎は新耐震基準により建築されているため、耐震性は確保されています。また、消防施設は耐震性が確保されていない施設もあるため耐震性の確保が必要です。 ・消防施設として使用されていない施設が 5 箇所あります。
	【課題】 ・庁舎は建物に加え、主要設備についても耐用年数の経過や不具合が生じているものが見受けられ、計画的な修繕や改修が求められます。また、消防施設として使用されている施設のうち、耐用年数を経過したものについては、施設の機能維持のため計画的な修繕や改修が求められます。 ・現在、消防施設として使用されている施設のうち、耐震性が確保されていないものは、施設の機能維持のため計画的な耐震化が求められます。

2 基本方針	・庁舎は地域の核となる行政施設となるため、定期的に点検や診断を行うことで施設の長寿命化を図るとともに、照明の LED 化など長寿命化と併せて維持管理費の削減につながる改修を進めます。 ・合併時から総合サービス型分庁方式を採用して庁舎の利活用を図っていますが、分庁方式の検証や防災拠点としての庁舎のあり方など、今後の庁舎の方向性の検証を進めます。 ・耐用年数を経過した消防施設については、長寿命化に係る整備計画の策定を検討します。また、耐震化が未実施な施設については、建て替えも含めた耐震化計画の策定を検討します。 ・現在、消防施設として使用されていない 5 施設については、使用状況を十分に把握し、廃止も含め今後の方針を検討します。

（10）市営住宅

①施設一覧表（主な施設）

施設名	所在	延床面積（㎡）	構造	建築年度	耐用年数	稼働年数	残存年数	耐震補強
みどり市営住宅鹿団地(非木造)	笠懸町鹿 23-2	4,266.0	RC 造	1986	47	29	18	対象外
みどり市営住宅鹿団地(非木造)	笠懸町鹿 23-2	70.0	鉄骨造	1986	38	29	9	対象外
みどり市営住宅鹿団地	笠懸町鹿 23-2	1,333.9	木造	1986	22	29	-7	対象外
みどり市営住宅塩原高松団地	大間々町塩原 1510-1	725.4	CB 造	1975	38	40	-2	未
みどり市営住宅塩原高松団地	大間々町塩原 1510-1	499.6	CB 造	1974	38	41	-3	未
みどり市営住宅塩原中村団地	大間々町塩原 374-4	700.9	CB 造	1996	38	19	19	対象外
みどり市営住宅塩原下ノ台団地	大間々町塩原 611	149.6	RC 造	1978	50	37	13	未
みどり市営住宅塩原下ノ台団地	大間々町塩原 611	1,524.2	RC 造	1980	47	35	12	対象外
みどり市営住宅塩原下ノ台団地	大間々町塩原 611	1,917.8	RC 造	1979	47	36	11	未
みどり市営住宅塩原上ノ台団地	大間々町塩原 830	1,634.6	RC 造	1981	47	34	13	未
みどり市営住宅戸沢団地	大間々町桐原 1092	29.8	木造	1998	22	17	4	対象外
みどり市営住宅戸沢団地	大間々町桐原 1092	307.4	木造	1961	22	54	-32	未
みどり市有住宅上桐原団地	大間々町桐原 1504-1	324.0	木造	1972	22	43	-21	未
みどり市営住宅上ノ台団地南	大間々町桐原 444	186.7	木造	1967	22	48	-26	未
みどり市営住宅上ノ台団地北	大間々町桐原 493	126.0	CB 造	1998	38	17	21	対象外
みどり市営住宅上ノ台団地北	大間々町桐原 493	291.2	CB 造	1963	38	52	-14	未
みどり市営住宅上ノ台団地北	大間々町桐原 493	72.8	木造	1966	22	49	-27	未
みどり市営住宅上ノ台団地北	大間々町桐原 493	72.8	木造	1964	22	51	-29	未
みどり市営住宅上ノ台団地北	大間々町桐原 493	360.5	木造	1963	22	52	-30	未
みどり市営住宅上ノ台団地宮岡 2	大間々町桐原 526-1	186.7	木造	1966	22	49	-27	未
みどり市営住宅上ノ台団地宮岡 1	大間々町桐原 535	72.4	木造	1998	22	17	5	対象外
みどり市営住宅上ノ台団地宮岡 1	大間々町桐原 535	354.9	木造	1962	22	53	-31	未
みどり市営住宅下桐原団地	大間々町桐原 66-1	104.1	木造	1996	22	19	3	対象外
みどり市営住宅下桐原団地	大間々町桐原 66-1	34.7	木造	1998	22	17	5	対象外
みどり市営住宅下桐原団地	大間々町桐原 66-1	317.4	木造	1960	22	55	-33	未
みどり市営住宅下桐原団地	大間々町桐原 66-1	183.0	木造	1959	22	56	-34	未
みどり市営住宅高津戸団地	大間々町高津戸 1582	161.5	木造	1968	22	47	-25	未
みどり市営住宅神梅第２団地	大間々町上神梅 205	4,086.6	RC 造	1982	47	33	14	対象外
みどり市営住宅神梅団地	大間々町上神梅 211-1	36.5	木造	1996	22	19	3	対象外
みどり市営住宅神梅団地	大間々町上神梅 226	100.6	RC 造	1978	50	37	13	未
みどり市営住宅神梅団地	大間々町上神梅 226-1	36.5	木造	1996	22	19	3	対象外
みどり市営住宅神梅団地	大間々町上神梅 226-1	439.6	CB 造	1972	38	43	-5	未
みどり市営住宅神梅団地	大間々町上神梅 226-1	66.8	CB 造	1973	38	42	-4	未
みどり市営住宅神梅団地	大間々町上神梅 226-1	66.8	木造	1973	38	42	-4	未

施設名	所在	延床面積（㎡）	構造	建築年度	耐用年数	稼働年数	残存年数	耐震補強
みどり市営住宅神梅団地	大間々町上神梅 226-1	145.8	木造	1971	22	44	-22	未
みどり市営住宅神梅団地	大間々町上神梅 226-1	170.1	木造	1970	22	45	-23	未
みどり市営住宅神梅団地	大間々町上神梅 226-1	198.5	木造	1969	22	46	-24	未
みどり市営住宅神梅第３団地	大間々町上神梅 244-1	2,179.5	RC 造	1983	47	32	15	対象外
みどり市営住宅浅原中曽根団地	大間々町浅原 1489-1	450.0	CB 造	1974	38	41	-3	未
みどり市営住宅浅原田中団地	大間々町浅原 1547-1	866.0	RC 造	1998	47	17	30	対象外
みどり市営住宅浅原田中団地	大間々町浅原 1551-1	886.2	RC 造	1988	47	27	20	対象外
みどり市営住宅浅原田中団地	大間々町浅原 1551-1	1,186.2	RC 造	1986	47	29	18	対象外
みどり市営住宅浅原田中団地	大間々町浅原 1551-1	1,186.2	RC 造	1984	47	31	16	対象外
みどり市営住宅浅原田中団地	大間々町浅原 1551-1	886.2	RC 造	1987	47	28	19	対象外
みどり市営住宅大間々一丁目西団地	大間々町大間々1138-1	56.2	木造	2002	22	13	9	対象外
みどり市営住宅大間々一丁目西団地	大間々町大間々1138-1	208.2	木造	1954	22	61	-39	未
みどり市営住宅大間々一丁目西団地	大間々町大間々1138-1	138.8	木造	1953	22	62	-40	未
みどり市営住宅大間々一丁目上原団地	大間々町大間々1171-2	5,176.7	RC 造	1998	47	17	30	対象外
みどり市営住宅大間々六丁目団地	大間々町大間々1719-3	28.1	木造	1998	22	17	5	対象外
みどり市営住宅大間々六丁目団地	大間々町大間々1719-3	125.6	木造	1956	22	59	-37	未
みどり市営住宅大間々六丁目団地	大間々町大間々1720-1	158.0	CB 造	1955	38	60	-22	未
みどり市有住宅原団地	大間々町大間々1736-9	68.0	木造	1996	22	19	3	対象外
みどり市営住宅花輪団地	東町花輪 113	654.0	木造	1984	22	31	-9	対象外
みどり市営住宅中居団地	東町花輪 139-1	1,020.0	木造	1985	22	30	-8	対象外
みどり市営住宅高街道団地	東町花輪 167	583.0	木造	1994	22	21	1	対象外
みどり市営住宅大平団地	東町小中 701	464.0	木造	1981	22	34	-12	未
みどり市有住宅上ノ平団地	東町神戸 272-12	100.0	木造	1971	22	44	-22	未
みどり市営住宅下小池団地	東町神戸 888-2	540.0	木造	1979	22	36	-14	未
みどり市営住宅横川団地	東町草木 1567-10	116.0	木造	1981	22	34	-12	未
みどり市営住宅横川団地	東町草木 1567-10	116.0	木造	1981	22	34	-12	未
みどり市有住宅東宮団地	東町沢入 25-12	160.0	木造	1969	22	46	-24	未
みどり市有住宅沢入団地	東町沢入 507-1	350.0	鉄骨造	1992	34	23	11	対象外
計	194 施設	39,058.5						

※　構造：　RC 造：鉄筋コンクリート　　CB 造：コンクリートブロック

※　所在地、建築年度及び構造が同じ施設はまとめて掲載しています。

※残存年数を経過した施設と耐震補強済施設は色分けをしています。	耐用年数を超えた施設	耐震補強済施設

②施設の現状と課題、基本方針

1 現状と課題

【現状】

・この類型に分類される施設は、市営住宅等があり、全体で 194 施設あります。

・木造平屋及び簡易耐火平屋の住宅と RC 造りの住宅があります。耐用年数を経過している施設が 194 施設のうち 145 施設（約 7 割）あります。

・耐震補強が必要な施設は 194 施設のうち 128 施設（約 7 割）あります。

・木造平屋及び簡易耐火平屋の住宅は入居者が退去後、解体しています。

・RC 造りの住宅については補修や改修により長寿命化を図っています。

【課題】

・木造平屋及び簡易耐火平屋の住宅については入居中は管理を継続するため、小規模な修繕などが発生します。

・RC 造りの住宅については、外壁や屋上防水の補修や、給排水設備や衛生設備、バリアフリーなどの改修が必要となります。

・空き部屋が多くなると家賃収入の低下に繋がるため入居率の向上も課題です。

2 基本方針

・RC 造り住宅については、市営住宅の長寿命化計画に基づき維持管理を継続します。

・老朽化、居住水準の診断を行い、診断結果に基づき施設の建て替え、廃止等を計画的に行います。

・耐震補強が必要な施設については、耐震診断を実施し計画的に耐震化を進めます。

・木造及び簡易耐火住宅については、入居者の退去後に解体し施設数を縮減します。

・民間住宅事業者等と住宅施策に対する協力、連携を進め、保有する物件の有効利用などの検討を行うことで更新費用の縮減を図ります。

（11）公園等

①施設一覧表（主な施設）

施設名	所在	延床面積（㎡）	構造	建築年度	耐用年数	稼働年数	残存年数	耐震補強
高津戸結婚の森　四阿	大間々町高津戸 1072-4	25.0	木造	1996	22	19	3	対象外
高津戸公園　公衆トイレ	大間々町高津戸 1075-2	6.5	木造	1985	15	30	-15	対象外
高津戸公園　休息所･待合所	大間々町高津戸 1080-5	14.6	木造	1985	22	30	-8	対象外
高津戸公園　展望台	大間々町高津戸 1075-2	45.0	RC 造	1996	47	19	28	対象外
水の広場（ダム直下）公園　四阿	東町座間 421-1	20.3	木造	2009	22	6	16	対象外
草木湖展望台（左岸）公園　四阿	東町座間 613 付近	20.0	木造	2009	22	6	16	対象外
草木湖やすらぎ広場　四阿	東町草木 1653 付近	20.0	木造	2009	22	6	16	対象外
東宮公園　四阿	東町草木 1172 付近	16.0	木造	1985	22	30	-8	対象外
沢入ふれあいパーク　四阿	東町沢入 940 付近	20.0	木造	2009	22	6	16	対象外
小中大滝自然公園　バーベキュー棟	東町小中山 1282-8 付近	16.0	木造	1985	15	30	-15	対象外
五覧田城趾　四阿・休憩場	東町荻原地内	25.0	木造	1985	22	30	-8	対象外
高戸山　四阿・休憩場	東町神戸 1131-3	25.0	木造	1985	22	30	-8	対象外
高戸山　管理事務所	東町神戸 1131-3	123.0	木造	1985	30	30	0	対象外
天神山　トイレ	笠懸町西鹿田 108-4	7.4	木造	1985	15	30	-15	対象外
ちびっこ広場　トイレ	笠懸町阿左美 1594-1	46.2	RC 造	1993	38	22	16	対象外
他 ２施設		129.9						
計	17 施設	559.8						

※　構造：　RC 造：鉄筋コンクリート

※残存年数を経過した施設と耐震補強済施設は色分けをしています。	耐用年数を超えた施設	耐震補強済施設

②施設の現状と課題、基本方針

1 現状と課題	【現状】 ・この類型に分類される施設は、公園施設があり、全体で 17 施設あります。 ・耐用年数を経過している施設が 17 施設のうち 8 施設（約 5 割）あります。 ・全ての施設が耐震補強の対象外です。
	【課題】 ・木造施設が多いため、事後修繕で長寿命化できる場合もありますが、鉄骨造や RC 造の施設は、計画的な改修を行う必要があります。

2 基本方針	・公園の整備は、「みどり市まち・ひと・しごと創生総合戦略」にも主要事業として位置づけられています。多くの市民の憩いの場となるよう設備の見直しを図るなど、市民が利用しやすい環境を整えていきます。

（12）その他

①施設一覧表（主な施設）

施設名	所在	延床面積（㎡）	構造	建築年度	耐用年数	稼働年数	残存年数	耐震補強
市営岩宿駅駐輪場	笠懸町阿左美 1498-14	10.0	木造	1985	24	30	-6	対象外
草木ダム右岸広場バイク用駐輪場	東町神戸 1140-3	28.1	LGS 造	2014	24	1	23	対象外
旧杲小学校　校舎	東町小中 800	1,914.0	木造	1958	22	57	-35	未
旧沢入小学校　校舎	東町沢入 407	1,099.0	木造	1985	22	30	-8	対象外
旧沢入小学校　体育館	東町沢入 407	562.0	RC 造	1985	47	30	17	対象外
はねたき橋公衆トイレ	大間々町大間々1258	31.2	RC 造	1996	38	19	19	対象外
大間々駅前公衆トイレ	大間々町大間々1608-1	59.7	RC 造	1996	38	19	19	対象外
岩宿駅構内公衆トイレ	笠懸町阿左美 1498-2	28.8	木造	2010	31	5	26	対象外
コノドント館駐車場内トイレ	大間々町大間々1026-3	38.6	CB 造	2014	38	1	37	対象外
水の広場（ダム直下）公衆トイレ	東町座間 421-1	49.0	木造	1978	15	37	-22	未
草木ダム展望台（右岸）公衆トイレ	東町神戸 1140-3	65.0	木造	1979	15	36	-21	未
花輪駅舎ふれあいセンター　ふれあいセンター	東町花輪 105-1	76.0	木造	1998	24	17	7	対象外
花輪駅舎ふれあいセンター　駅舎	東町花輪 105-1	20.0	木造	1998	24	17	7	対象外
沢入駅舎	東町沢入 2963	55.0	木造	1994	24	21	3	対象外
福岡中央集落排水センター	大間々町浅原 189	310.1	RC 造	1998	38	17	21	対象外
花輪教職員住宅	東町花輪 231-1	97.0	木造	1985	22	30	-8	対象外
中野教職員住宅	東町花輪 554	103.0	木造	1985	22	30	-8	対象外
東町農産物直売所	東町草木 86-9	49.7	木造	2008	24	7	17	対象外
他 64 施設		2,708.4						
計	84 施設	7,304.6						

※　構造：　RC 造：鉄筋コンクリート　LGS 造：軽量鉄骨　CB 造：コンクリートブロック

※　所在地、建築年度及び構造が同じ施設はまとめて掲載しています。

※残存年数を経過した施設と耐震補強済施設は色分けをしています。	耐用年数を超えた施設	耐震補強済施設

②施設の現状と課題、基本方針

1 現状と課題	【現状】 ・この類型に分類される施設は公衆トイレ、駐輪場、教員住宅、市有住宅等があり、全体で 84 施設あります。 ・耐用年数を経過している施設が 84 施設のうち 60 施設（約 7 割）あります。 ・耐震補強が必要な施設は 84 施設のうち 13 施設（約 2 割）あります。
	【課題】 ・耐用年数を経過した施設で現在、使用されていないものもあります。 使用している施設については、計画的に改修をしていく必要があります。 ・公衆トイレは、建物自体の機能維持に加え、多目的トイレの併設やトイレ機能の見直しなどバリアフリー化に対応した改修を検討する必要があります。 ・現在使用されていない施設は、利活用を検討する必要があります。

2 基本方針	・災害時の待避所に指定されている施設もあるため、必要な施設については計画的に改修を行います。 ・公衆トイレは必要な施設ではありますが、施設の設置箇所や規模を検証し、統廃合も検討します。 ・使用されていない施設については、貸付などの有効活用を検討します。また、老朽化が進んでいる施設は廃止も検討します。

2．インフラ資産の管理に関する基本的な方針

（1）道路

①施設概要

本市が管理する道路（市道）は、平成 28 年 3 月現在 3,822 路線、総延長 801,568.0m となっています。また、林道は 50 路線で 141,732.0m となり、全道路 3,872 路線の総延長は、943,300m となります。

施設分類		路線数	延長等（m）
道路	市道	3,822	801,568.0
	林道	50	141,732.0

道路は定期的に目視点検を行い目視点検内容に沿って修繕しています。

②維持管理の基本方針

・構造物（舗装、付帯設備等）ごとに、定期的に点検・診断を実施します。
・健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針を基に、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、修繕･舗装に係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、維持管理費用の低減を図ります。
・施設管理の容易さと道路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。

（2）橋梁

①施設概要

本市が管理する橋梁は、平成 28 年 3 月現在で 165 橋あり、総延長は 2,444.3m となります。

施設分類	橋梁数	延長等（m）
橋梁	165	2,444.3

橋梁は定期的に目視点検を行い目視点検内容に沿って修繕しています。

②維持管理の基本方針

・定期点検を計画的に実施し、橋梁の健全度を把握します。
・予算の平準化を図りながら予防的な修繕を実施し、適切な健全性を維持することを目指します。
・健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針を基に、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、修繕・架け替えに係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、維持管理費用の低減を図ります。

（３）上水道

①施設概要

本市が管理する上水道は、簡易水道となります。

※簡易水道は公営企業会計の適用に向け、管理台帳の整備など数量の把握を行っているため記載していません。

②施設の状況

・長寿命化計画等で修繕費を検討します。

③維持管理の基本方針

費用の平準化にも配慮しつつ、維持管理、改修等を計画的に実施していきます。定期的な点検を行い、機能維持を図り、また、維持管理費の縮減に努めます。

（４）下水道

①施設概要

本市が管理する下水道施設は、平成 28 年 3 月現在でし尿処理施設 3 箇所となります。

	所在	延床面積（㎡）	構造	建築年度	耐用年数	稼働年数	残存年数	耐震補強
笠懸し尿貯留場	笠懸町阿左美 1577 番地 1	263	RC 造	1992	38	23	4	対象外
大間々し尿貯留場	大間々町高津戸 1343 番地 1	20	LGS 造	1991	24	24	0	対象外
東し尿貯留場	東町荻原 373 番地 2	27	CB 造	1985	15	30	-15	対象外

※　構造：　RC：鉄筋コンクリート　LGS 造：軽量鉄骨　CB：コンクリートブロック

施設分類	数量	総延長･総面積等	
農業集落排水	94 本	総延長	19,525.4m
管渠施設	1 箇所	総面積	310.1 ㎡

※公共下水道は公営企業会計の適用に向け、管理台帳の整備など数量の把握を行っているため記載していません。

②施設の状況

・長寿命化計画等で修繕費を検討します。

③維持管理の基本方針

公共下水道については、長寿命化計画等に基づき、費用の平準化にも配慮しつつ、維持管理、改修等を計画的に実施していきます。定期的な点検を行い、機能維持を図り、また、維持管理費の縮減に努めます。

第５章　今後の取組

１．方針の定期的な見直しについて

第 2 章では、本市が所有する公共施設の現状を検証し、更新投資費用の算出を行い課題を抽出してきました。今後、社会情勢等公共施設を取り巻く環境や前提条件の変化により、状況も変わることが考えられます。そこで、第 3 章の基本的方針や第 4 章の個別基本方針の内容が適切であるかどうかは、おおむね 5 年おきに総合計画に合わせて検証を行うものとします。

２．推進体制について

公共施設等総合管理計画は、公共施設が健全な状態で持続できるようになってはじめて目的が達成されたといえます。PDCA サイクル（第 3 章 4. 推進体制：業務サイクル図）などの考え方を活用して、常に見直しを行い改善を進めていくことが求められます。また、本計画は、公共施設における個別施設計画とも関連づけられる内容が多いことから、推進体制（第 3 章 4. 推進体制）におけるファシリティマネジメントや情報共有の推進に当たっては、他分野の計画との関連性を常に意識する必要があります。

３．今後の取組に向けて

まちづくりの更なる発展を目指し、住民の皆様の意見を真摯に取り入れながら、「みどり市総合計画」「みどり市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と整合を図り、今後 10 年間の施設の維持・修繕・更新・統廃合などの基本方針を定めました。さらに、それを基に施設ごとの管理計画、保全計画等を策定するよう取り組みます。

本市が保有する施設を有効活用し、計画的な保全・更新等を推進することで行政サービスの質を高め、住民の皆様の利便性向上につながる取組を実施していきます。

資料編

みどり市
公共施設等に関するアンケート調査
＜集計結果報告書＞

調査概要

調査の目的

現在、みどり市では、「施設の老朽化」や「人口減少等による利用需要の変化」等の状況を踏まえ、今後の公共施設等のあり方を検討する「公共施設等総合管理計画」の策定を進めています。

本アンケート調査は、市民の皆さまの公共施設に関する意向や利用状況についておうかがいし、計画策定の資料とするため実施するものです。

調査の方法

○ 調査対象：市内在住の 18 歳以上の方の中から 3,000 名
○ 調査期間：平成 29 年 9 月 8 日～9 月 27 日
○ 調査方法：郵送配布・郵送回収
○ 配布・回収状況：

配布数	回収数	回収率
3,000 票	1,201 票	40.0%

この報告書の留意点

この報告書の分析結果を読む際の留意点は以下のとおりです。

○「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
○「ｎ」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
○ 百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を 100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数第 2 位以下を四捨五入し、小数第 1 位までを表記します。このため、すべての割合の合計が 100%にならないことがあります。また、複数回答（2 つ以上選ぶ問）の設問では、すべての割合の合計が 100%を超えることがあります。
○ 図表中の「0.0」は四捨五入の結果又は、回答者が皆無であることを表します。
○ 質問文を一部省略しています。
○ グラフ及び文章中、選択肢を一部省略しています。
○ 一部グラフでは、見やすさを優先し「0.0%」の数値表示を省略しているものがあります。

集計結果

回答者ご本人について

Ｆ１．あなたの性別

「男」が 47.1%、「女」が 52.2%となっています。

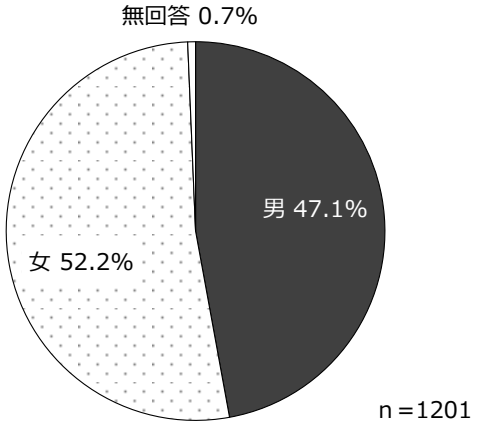

Ｆ２．あなたの年齢

「75 歳以上」が 16.7%で最も多く、次いで「40～49 歳」が 16.3%、「50～59 歳」が 14.6%、「65～69 歳」が 14.1%、「30～39 歳」が 12.1%となっています。

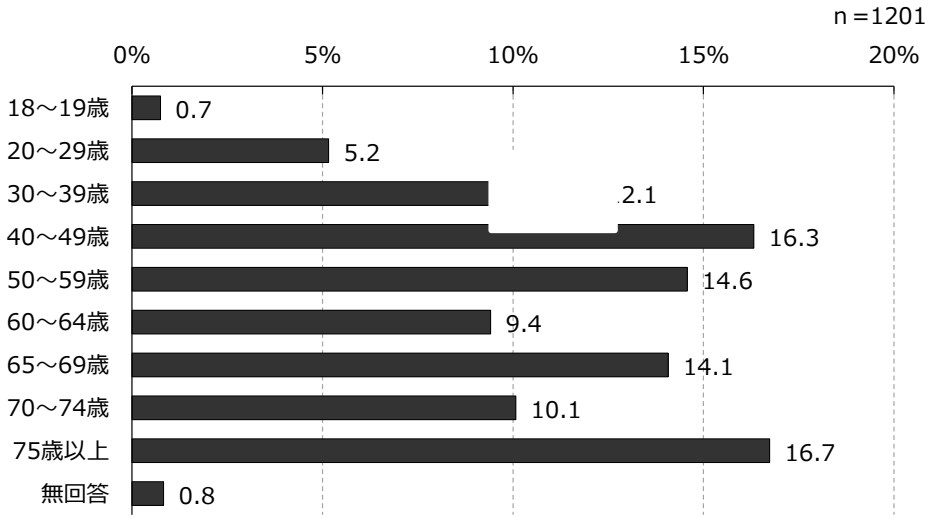

Ｆ３．あなたの職業

「会社員・公務員」が 31.0%で最も多く、次いで「無職」が 23.9%、「パートタイマー・アルバイト」が 13.1%、「自営業・会社役員（農林水産業で専業の方を含む）」が 12.9%、「家事専業」が 12.2%となっています。

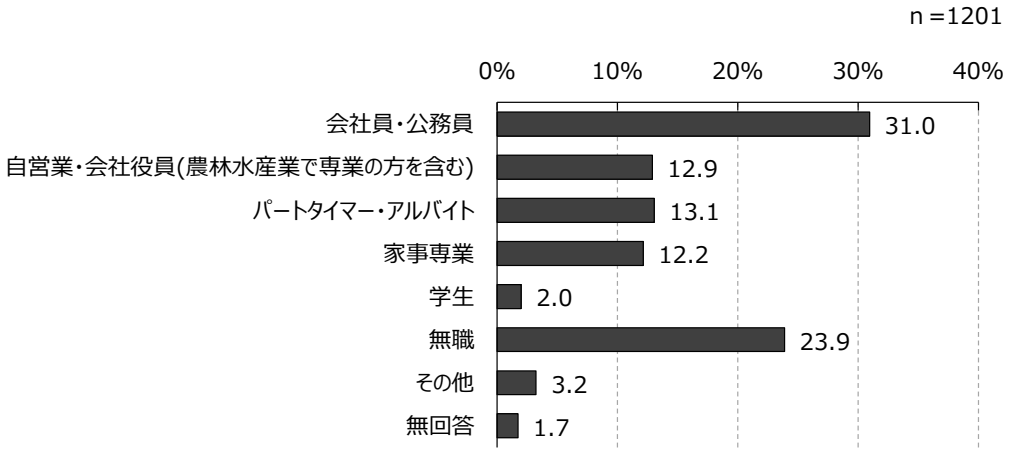

Ｆ４．あなたの（同居している）家族構成

「親子（２世代）」が 45.0%で最も多く、次いで「夫婦のみ」が 28.8%、「親・子・孫（３世代）」が 11.4%、「単身」が 8.8%、「その他」が 4.2%となっています。

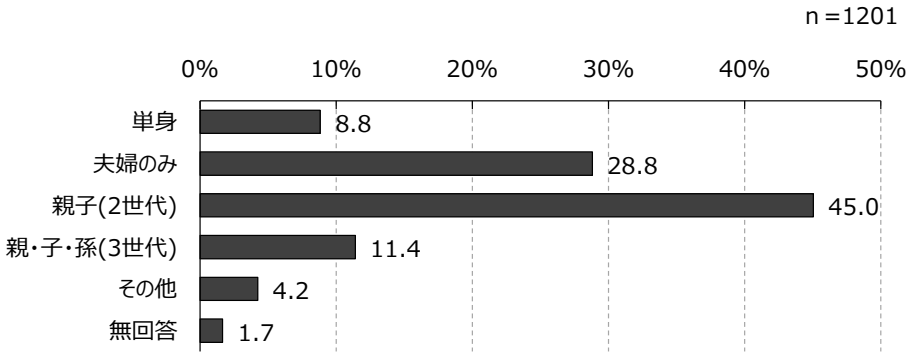

Ｆ５．あなた以外の同居家族に次の方はいますか

就学前（0～5 歳）は、「いる」が 9.6%、「いない」が 52.8%となっています。
小学生は、「いる」が 9.9%、「いない」が 52.9%となっています。
中学生は、「いる」が 7.3%、「いない」が 55.1%となっています。
高校生は、「いる」が 9.0%、「いない」が 53.0%となっています。
65 歳以上の方は、「いる」が 37.9%、「いない」が 38.6%となっています。

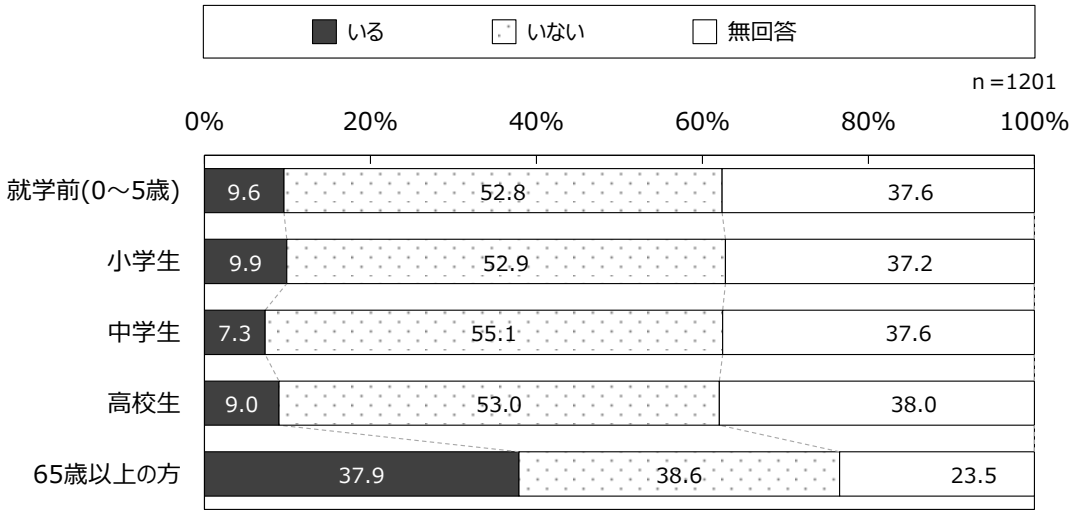

Ｆ６．あなたのお住まいになっている地区

「阿左美」及び「大間々」が 23.5%、「鹿」が 19.2%、「桐原」が 6.4%、「久宮」が 5.7%となっています。

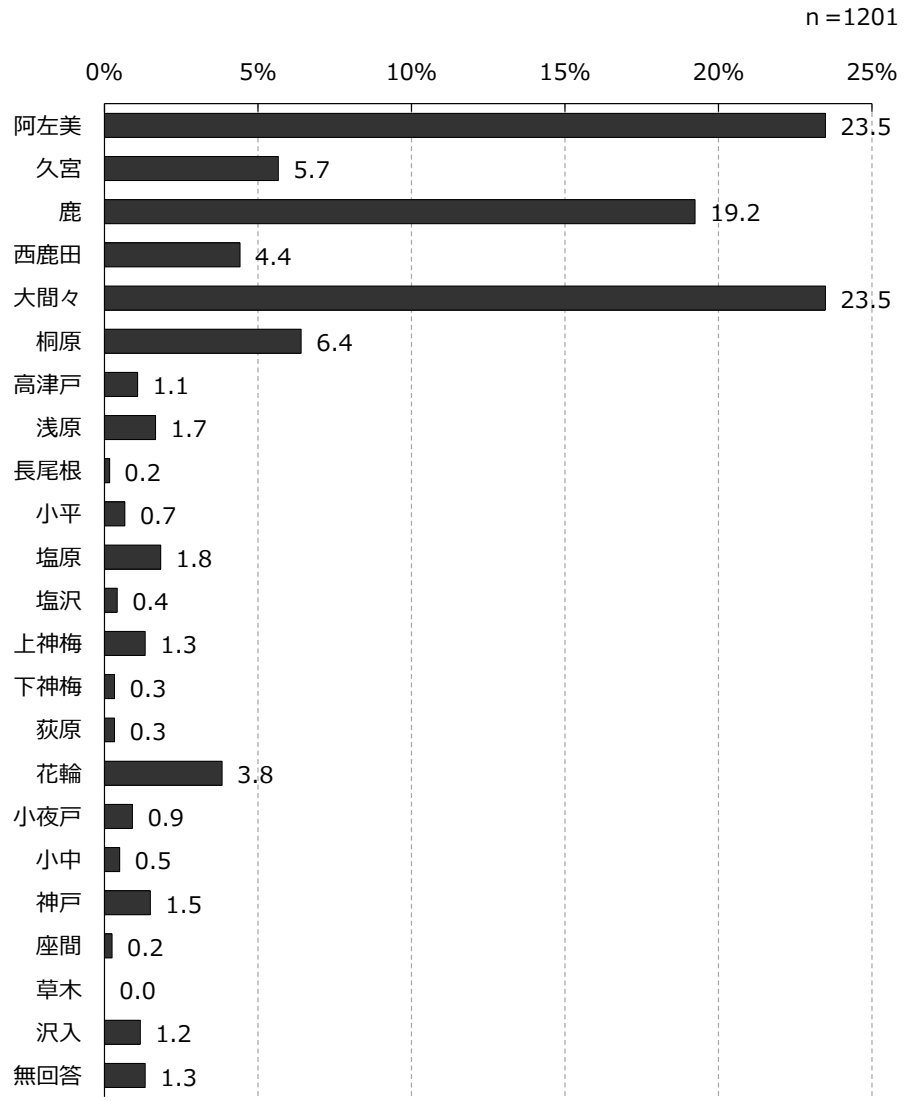

Ｆ７．あなたがみどり市に住むようになって何年になりますか。

「20 年以上」が 72.9%で最も多く、次いで「10 年以上 20 年未満」が 13.7%、「1 年以上 5 年未満」が 5.5%、「5 年以上 10 年未満」が 5.3%、「1 年未満」が 1.6%となっています。

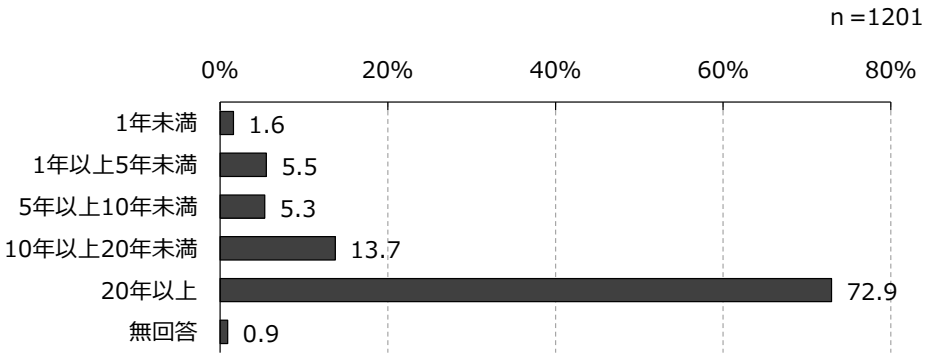

施設の利用状況と今後のあり方について

問１　市の公共施設の利用状況と今後のあり方についておうかがいします
※各施設にはその敷地・施設内の設備等の全てを含みます。

（１）市民文化系施設　（主な施設：公民館、集会所など）

①　市民文化系施設をどのくらい利用していますか

「年に数回程度」が 39.1%で最も多く、次いで「過去 1 年以内には利用していない」が 22.9%、「今まで一度も利用したことがない」が 17.2%、「月に数回程度」が 12.2%、「週に数回程度」が 4.0%となっています。

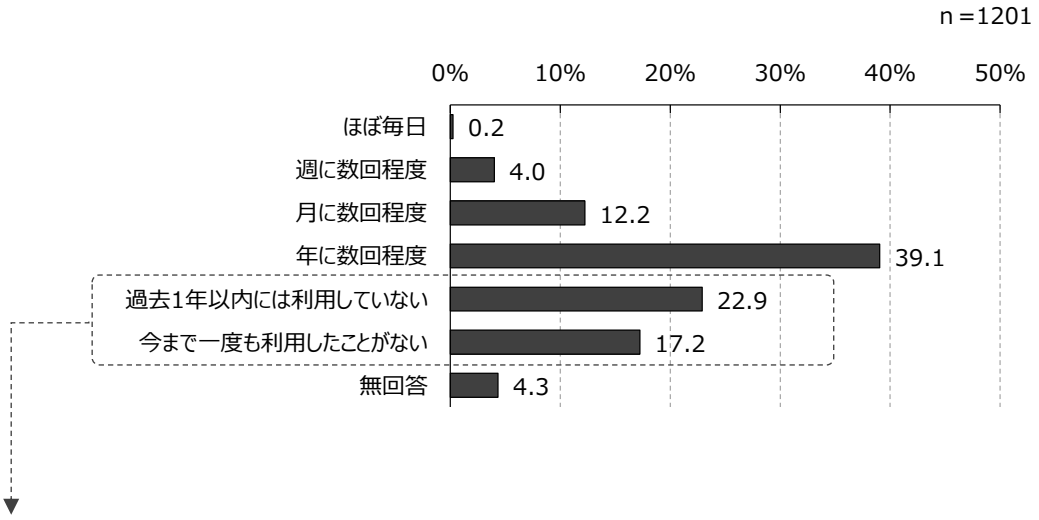

【①で「利用していない」、「利用したことがない」と回答した方】

②　市民文化系施設を利用しなかった理由は何ですか（複数回答）

「利用の必要がない」が 76.8%で最も多く、次いで「施設の存在やサービス内容を知らない」が 17.4%、「国や県、他市町村の施設を利用している」が 3.5%、「類似の民間施設を利用している」が 2.1%、「建物、立地、サービス（時間、料金等）に不満がある」が 1.9%となっています。

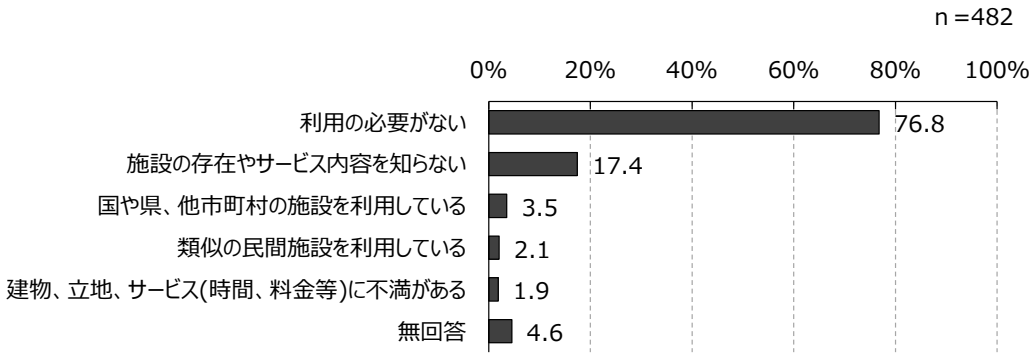

（２）社会教育系施設　（主な施設：図書館など）

①　社会教育系施設をどのくらい利用していますか

「年に数回程度」が 33.0%で最も多く、次いで「過去 1 年以内には利用していない」が 24.9%、「今まで一度も利用したことがない」が 22.6%、「月に数回程度」が 11.7%、「週に数回程度」が 2.2%となっています。

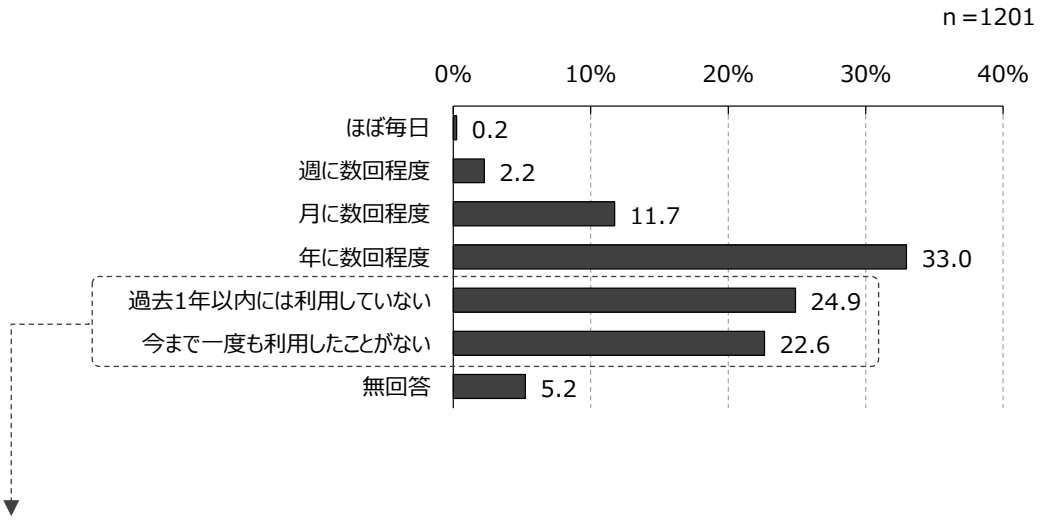

【①で「利用していない」、「利用したことがない」と回答した方】

②　社会教育系施設を利用しなかった理由は何ですか（複数回答）

「利用の必要がない」が 77.9%で最も多く、次いで「施設の存在やサービス内容を知らない」が 11.0%、「国や県、他市町村の施設を利用している」が 3.9%、「建物、立地、サービス（時間、料金等）に不満がある」が 2.8%、「類似の民間施設を利用している」が 2.3%となっています。

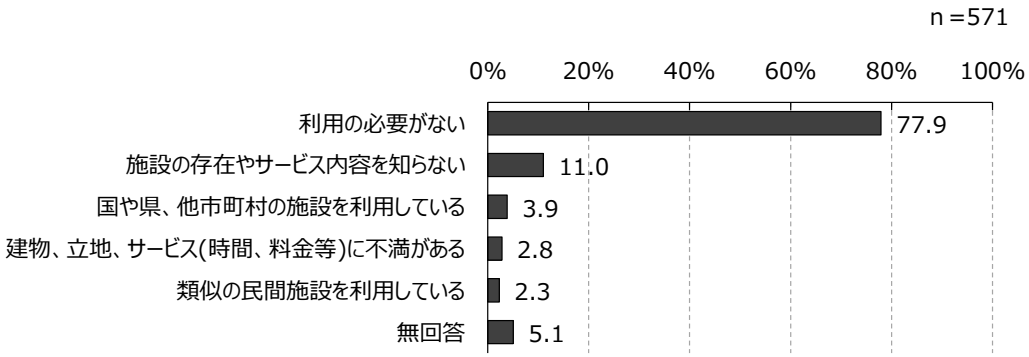

（3）スポーツ・レクリエーション系施設

（主な施設：市民体育館、運動場、小平の里、ながめ余興場、サンレイク草木など）

①　スポーツ・レクリエーション系施設をどのくらい利用していますか

「年に数回程度」が 34.5%で最も多く、次いで「過去 1 年以内には利用していない」が 28.5%、「今まで一度も利用したことがない」が 22.1%、「月に数回程度」が 6.2%、「週に数回程度」が 4.2%となっています。

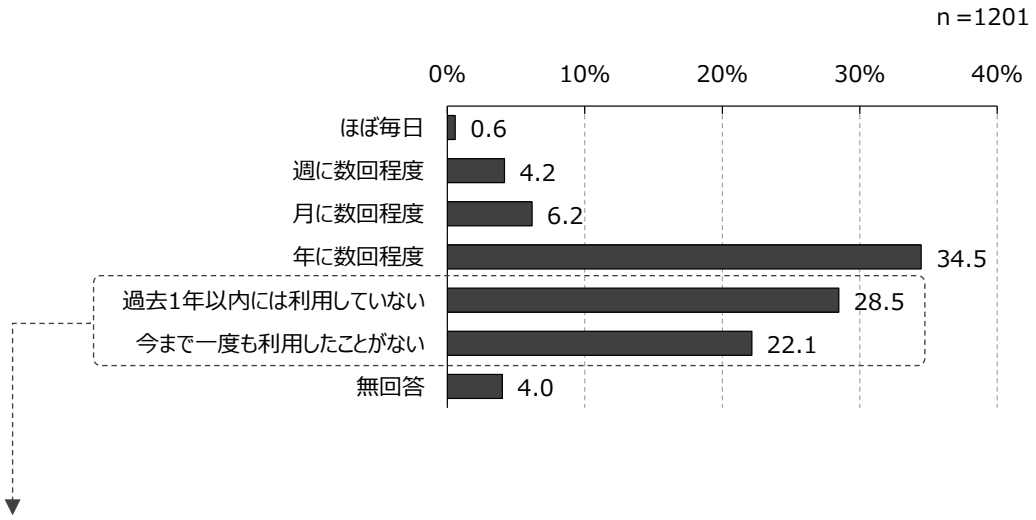

【①で「利用していない」、「利用したことがない」と回答した方】

②　スポーツ・レクリエーション系施設を利用しなかった理由は何ですか（複数回答）

「利用の必要がない」が 76.0%で最も多く、次いで「施設の存在やサービス内容を知らない」が 12.8%、「類似の民間施設を利用している」が 4.6%、「国や県、他市町村の施設を利用している」が 4.4%、「建物、立地、サービス（時間、料金等）に不満がある」が 3.8%となっています。

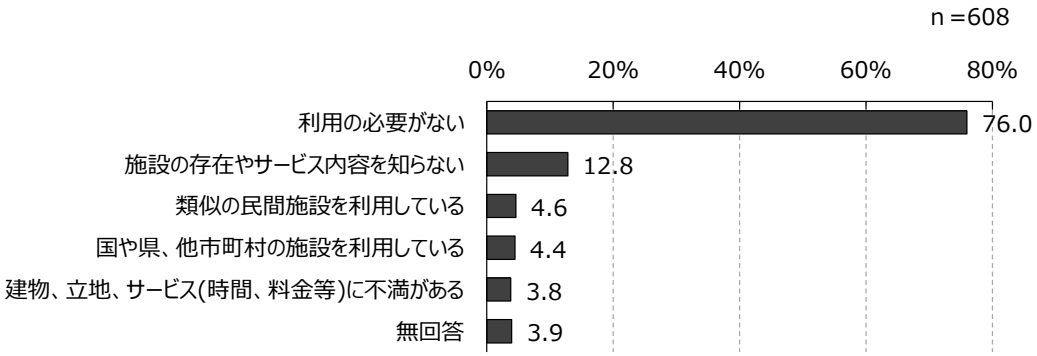

（４）産業系施設　（主な施設：わらべ工房など）

①　産業系施設をどのくらい利用していますか

「今まで一度も利用したことがない」が 63.9%で最も多く、次いで「過去 1 年以内には利用していない」が 16.2%、「年に数回程度」が 11.7%、「月に数回程度」が 2.2%、「週に数回程度」が 0.6%となっています。

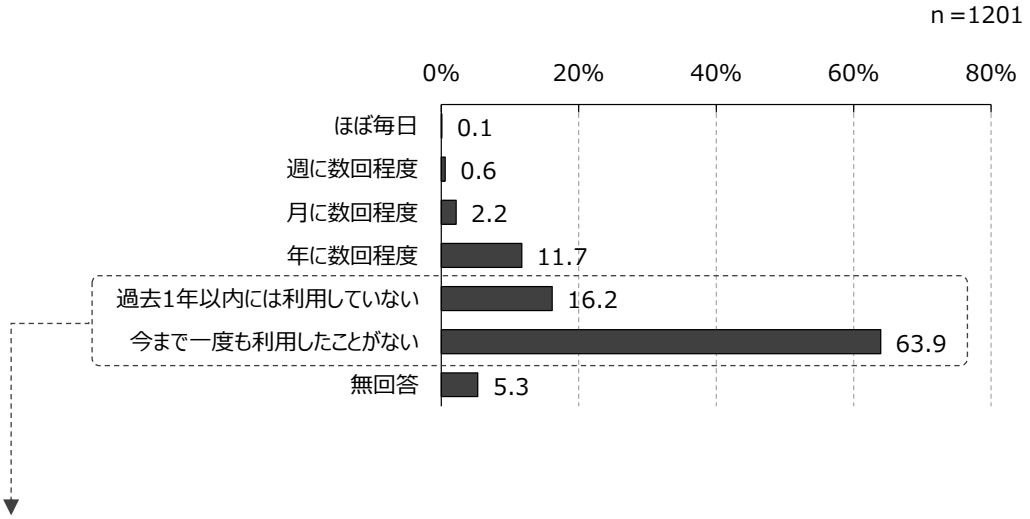

【①で「利用していない」、「利用したことがない」と回答した方】

②　産業系施設を利用しなかった理由は何ですか（複数回答）

「利用の必要がない」が 63.8%で最も多く、次いで「施設の存在やサービス内容を知らない」が 31.2%、「類似の民間施設を利用している」が 2.7%、「国や県、他市町村の施設を利用している」が 2.6%、「建物、立地、サービス（時間、料金等）に不満がある」が 1.1%となっています。

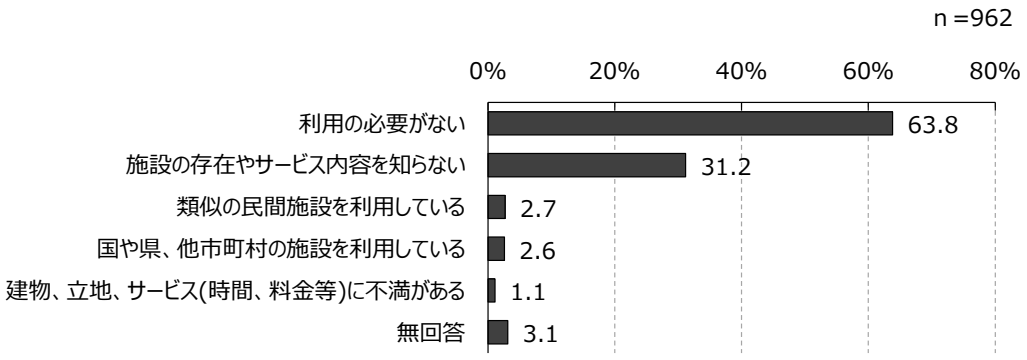

（５）学校教育系施設　（小学校、中学校）

（注）利用については一般開放（校庭・体育館等）利用に限ります。

①　学校教育系施設をどのくらい利用していますか

「今まで一度も利用したことがない」が 46.2%で最も多く、次いで「過去 1 年以内には利用していない」が 30.7%、「年に数回程度」が 12.9%、「週に数回程度」が 2.2%、「月に数回程度」が 2.1%となっています。

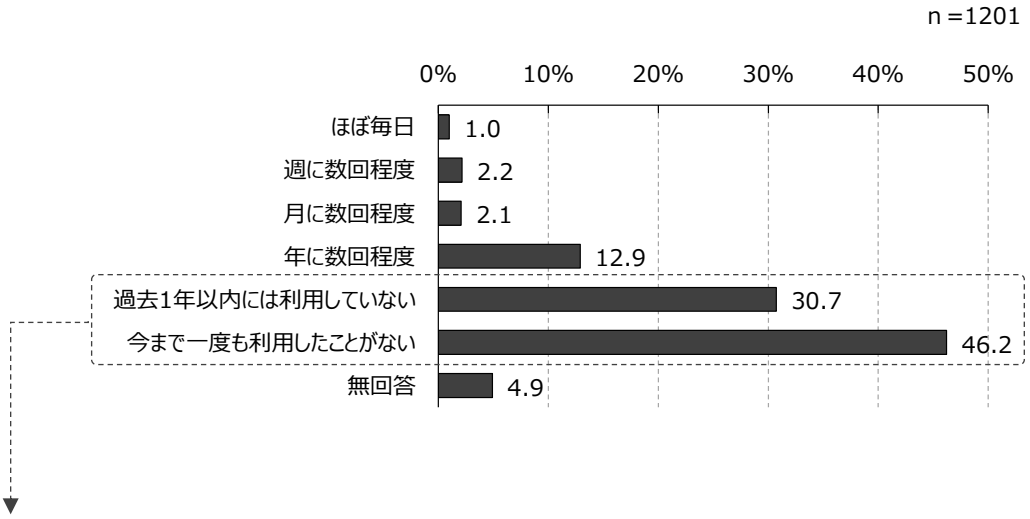

【①で「利用していない」、「利用したことがない」と回答した方】

②　学校教育系施設を利用しなかった理由は何ですか（複数回答）

「利用の必要がない」が 84.6%で最も多く、次いで「施設の存在やサービス内容を知らない」が 11.5%、「国や県、他市町村の施設を利用している」が 1.7%、「類似の民間施設を利用している」が 1.4%、「建物、立地、サービス（時間、料金等）に不満がある」が 0.4%となっています。

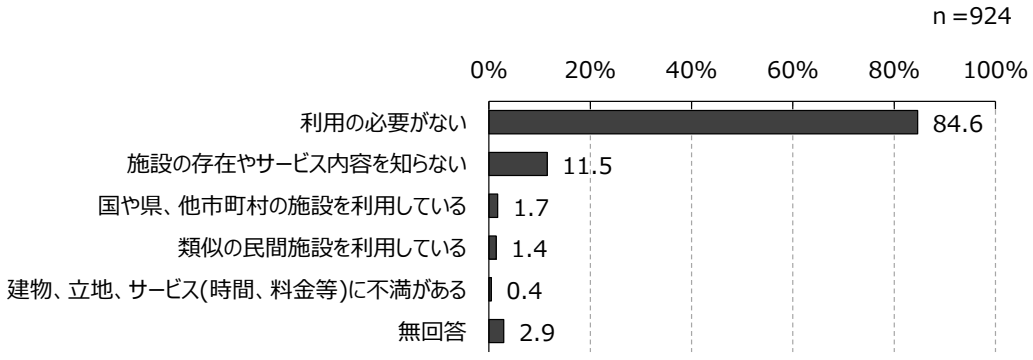

（６）子育て支援系施設　（主な施設：保育園、幼稚園、学童保育所など）

①　子育て支援系施設をどのくらい利用していますか

「今まで一度も利用したことがない」が 48.5%で最も多く、次いで「過去 1 年以内には利用していない」が 33.3%、「ほぼ毎日」が 6.7%、「年に数回程度」が 3.8%、「月に数回程度」が 0.6%となっています。

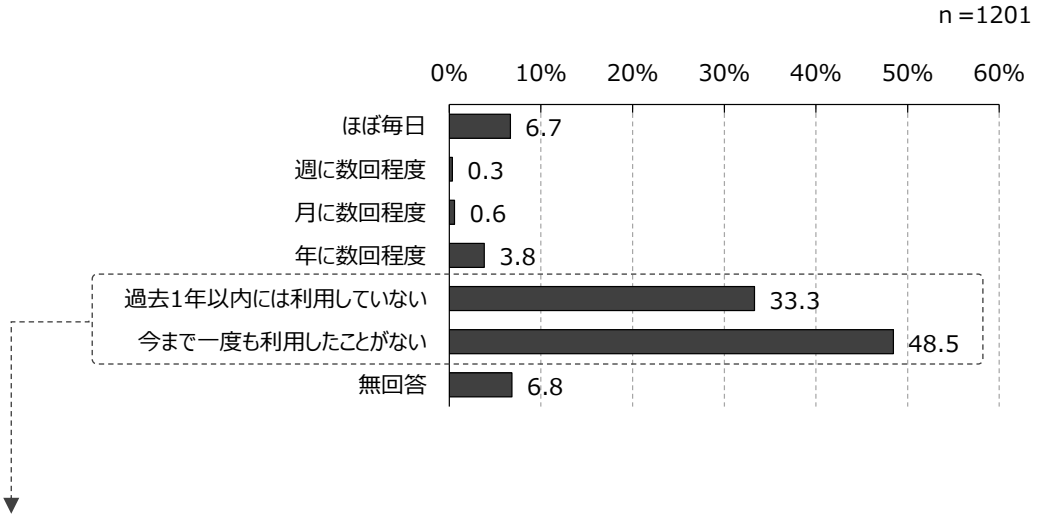

【①で「利用していない」、「利用したことがない」と回答した方】

②　子育て支援施設を利用しなかった理由は何ですか（複数回答）

「利用の必要がない」が 92.1%で最も多く、次いで「施設の存在やサービス内容を知らない」が 5.4%、「国や県、他市町村の施設を利用している」が 0.8%、「建物、立地、サービス（時間、料金等）に不満がある」及び「類似の民間施設を利用している」が 0.7%となっています。

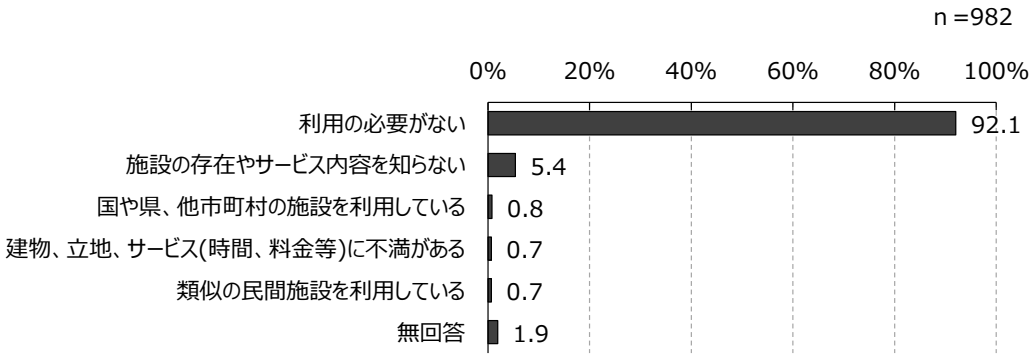

（７）保健・福祉施設　（主な施設：保健センター、厚生会館、かたくりの湯など）

①　保健・福祉施設をどのくらい利用していますか

「年に数回程度」が 31.2%で最も多く、次いで「過去 1 年以内には利用していない」が 29.7%、「今まで一度も利用したことがない」が 26.7%、「月に数回程度」が 5.1%、「週に数回程度」が 2.3%となっています。

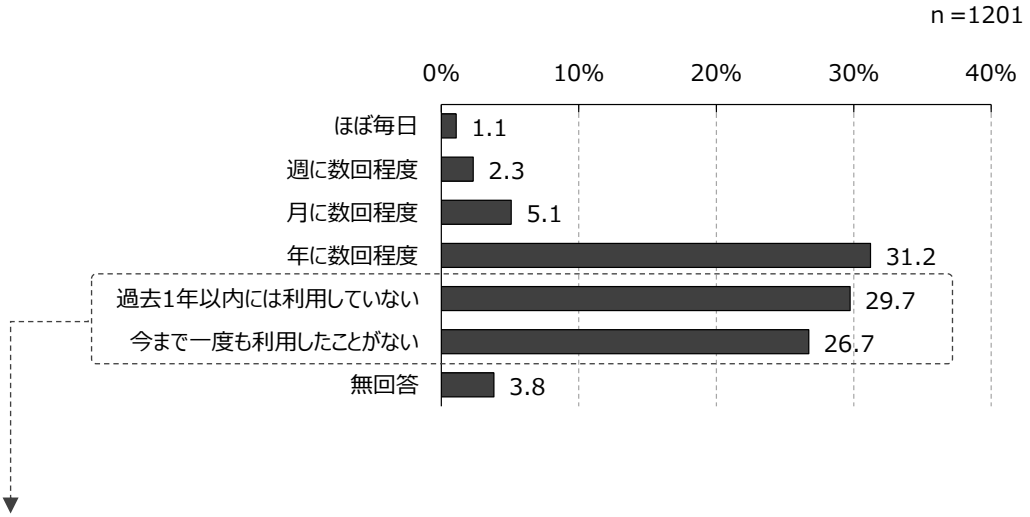

【①で「利用していない」、「利用したことがない」と回答した方】

②　保健・福祉施設を利用しなかった理由は何ですか（複数回答）

「利用の必要がない」が 81.0%で最も多く、次いで「施設の存在やサービス内容を知らない」が 10.8%、「類似の民間施設を利用している」が 5.2%、「国や県、他市町村の施設を利用している」が 2.7%、「建物、立地、サービス（時間、料金等）に不満がある」が 1.6%となっています。

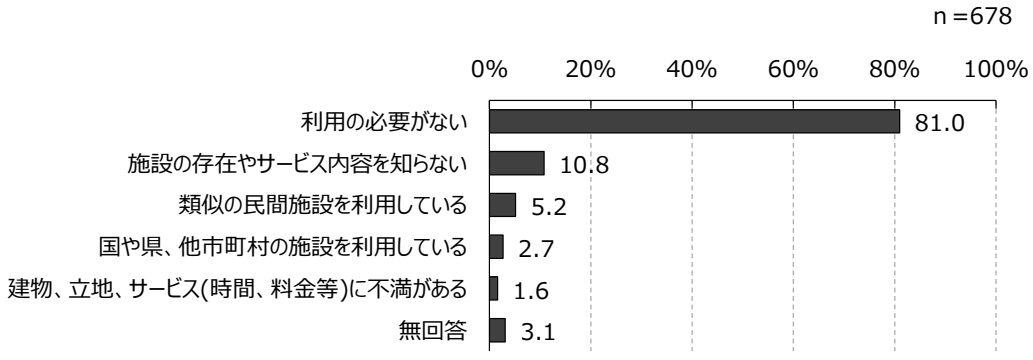

（８）公園

①　公園をどのくらい利用していますか

「過去 1 年以内には利用していない」が 32.0%で最も多く、次いで「年に数回程度」が 28.7%、「今まで一度も利用したことがない」が 25.5%、「月に数回程度」が 6.4%、「週に数回程度」が 2.7%となっています。

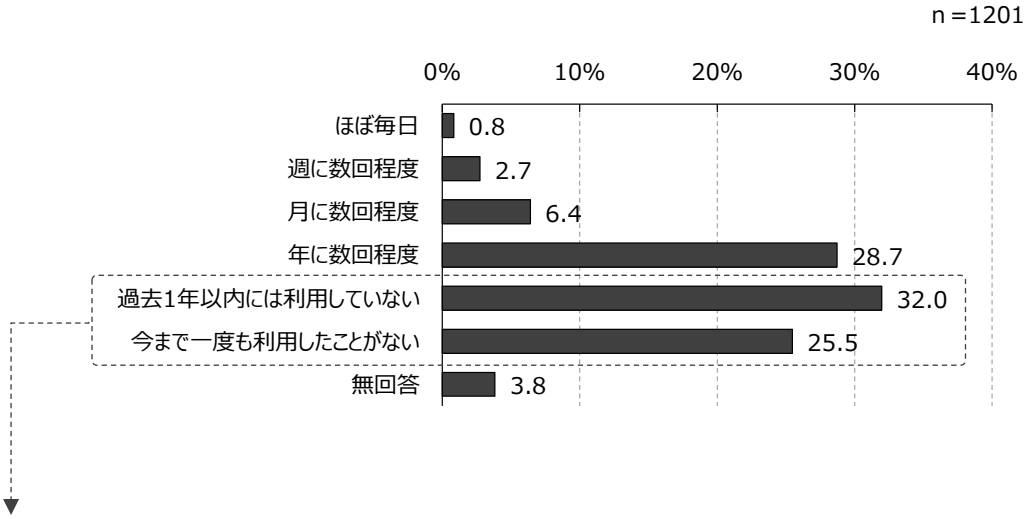

【①で「利用していない」、「利用したことがない」と回答した方】

②　公園を利用しなかった理由は何ですか（複数回答）

「利用の必要がない」が 77.4%で最も多く、次いで「施設の存在やサービス内容を知らない」が 9.7%、「国や県、他市町村の施設を利用している」が 8.6%、「建物、立地、サービス（時間、料金等）に不満がある」が 2.8%、「類似の民間施設を利用している」が 1.7%となっています。

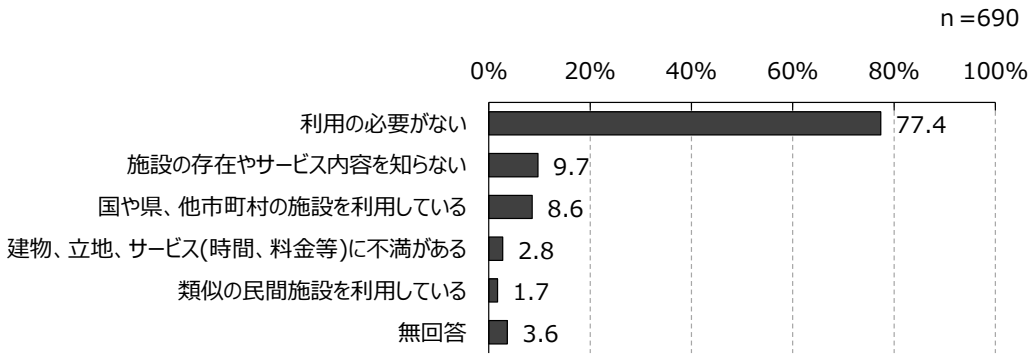

問２　あなたは市の公共施設を過去１年間で、どのような目的で、どのくらい利用しましたか

公共施設の利用目的については、⑪手続き、届出、相談等を除き、「利用しなかった」との回答が最も多くなっています。

また、目的別の利用頻度については、⑪手続き、届出、相談等及び②大会、コンサート、展示会等の観覧・観戦で「年に数回程度」の頻度で利用との回答が多い一方、③運動又は演奏及び⑦入浴では「週に数回程度」以上の頻度で利用との回答が多くなっています。特に、⑦入浴では「ほぼ毎日」との回答が、他の利用目的と比べてやや多くなっています。

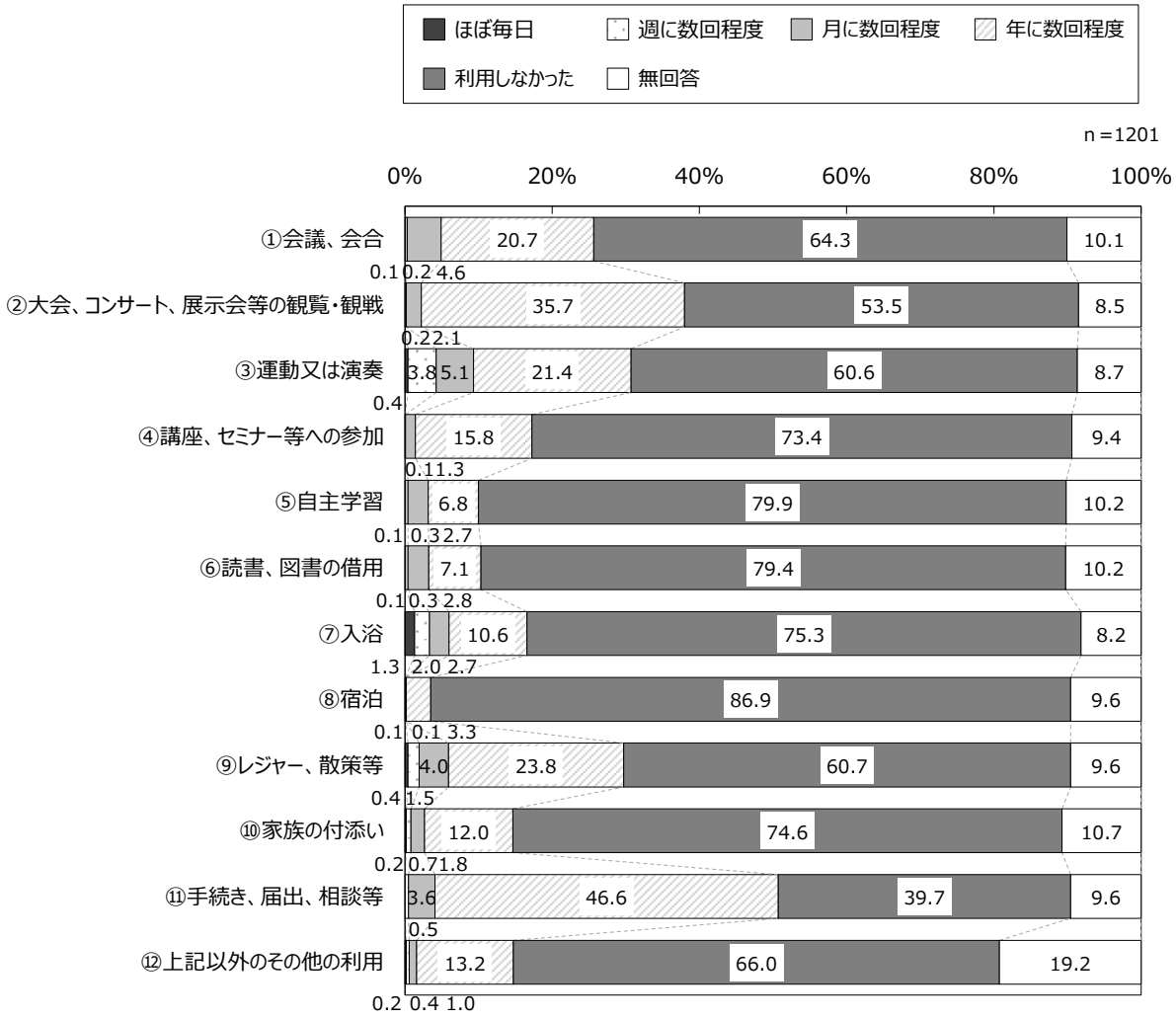

問３　現状の公共施設を維持及び更新してくためには、多額の財政負担が必要になり、また、将来の人口減少を踏まえると、廃止や統合など公共施設を最適化する必要があります。
あなたは、公共施設の廃止や統合（最適化）についてどのように思いますか（複数回答）

「多機能･複合化を推進するべき※1」が 45.1%で最も多く、次いで「やむを得ない」が 38.3%、「長寿命化して維持するべき（廃止や統合はしない。）※2」が 10.8%となっています。

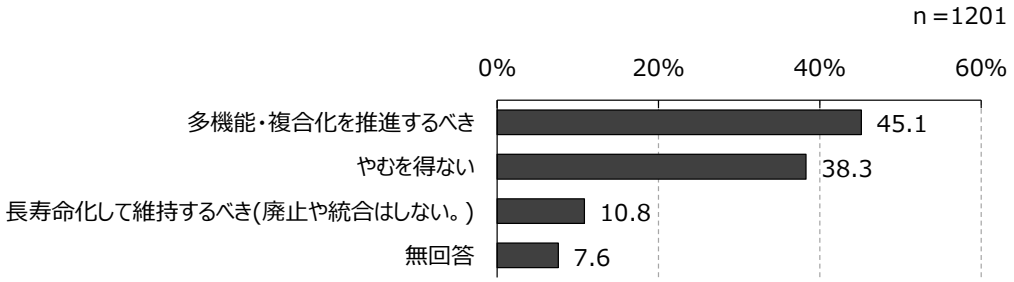

※１：多機能は 1 つの施設を複数の用途に使い分けること、複合化は 1 つの建物に複数の施設を集約させること。
※２：壊れたら直す「事後保全」から計画的な修繕や改修による「予防保全」により施設を長持ちさせること。

問４　やむを得ず、公共施設の廃止や統合を行うとしたら、どのような点を考慮する必要がありますか。最も近い考えのものを次の中から選んでください（複数回答）

「利用者が少ない」が 62.8%で最も多く、次いで「維持管理費がかかり過ぎている」が 46.3%、「老朽化が進んでいる」が 42.0%、「建替え等により財政負担が増加する」が 29.7%、「同じような用途の施設が多い」が 20.9%となっています。

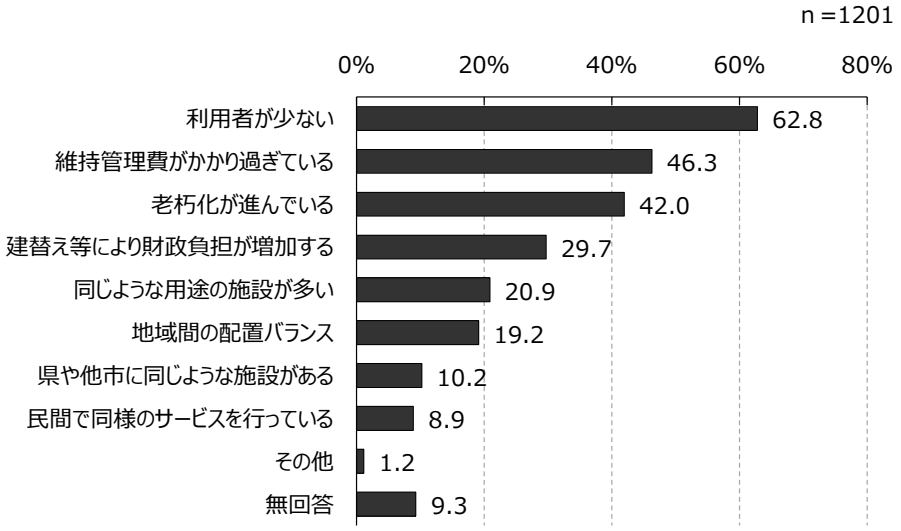

■「その他」と回答された方の主な意見

- 民間委託、指定管理、補助金なしで。
- 条件に合う、合わないで解体をしてはならない。
- 利用者のアクセスを補助する仕組づくり。
- 地域の人の意見が重要。
- 地域の意見を聞く。
- みどり市は県下の市の中で人口が最下位。みどり市に移住する人の募集し、人口増加を考えるべきである。特に若い人が安心して生活出来る、魅力的な街作り対策必須。　　等

問５　将来にわたり優先的に維持すべきと考える施設として、あなたが思う主なものはどれですか（複数回答）

「医療施設」が 51.1%で最も多く、次いで「保健・福祉施設」が 47.5%、「子育て支援系施設」が 37.3%、「学校教育系施設」が 31.9%、「スポーツ・レクリエーション系施設」が 26.4%となっています。

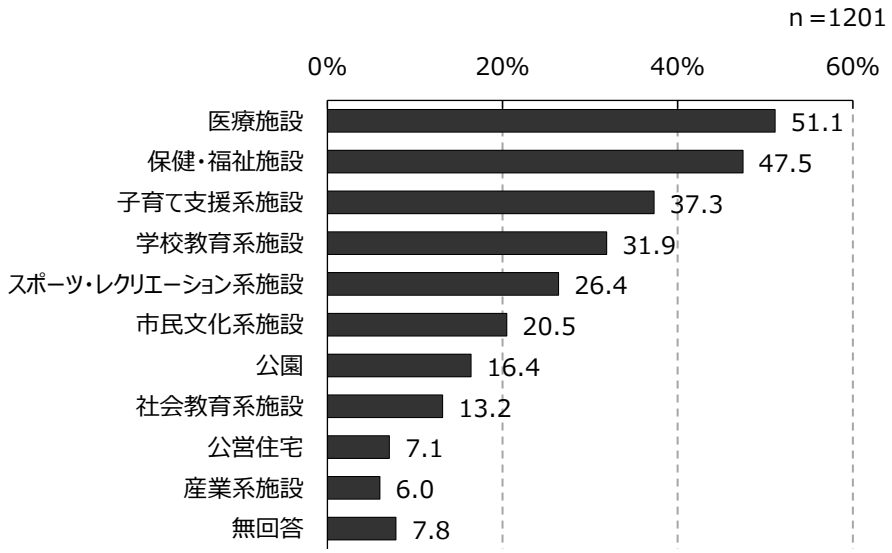

問６　公共施設の老朽化に伴って建て替えの時期を迎えた場合、廃止や統合をした方がよいと考える施設として、あなたが思う主なものはどれですか。（複数回答）

「産業系施設」が 28.6%で最も多く、次いで「公営住宅」が 27.6%、「スポーツ・レクリエーション系施設」が 21.4%、「市民文化系施設」が 20.2%、「社会教育系施設」が 17.7%となっています。

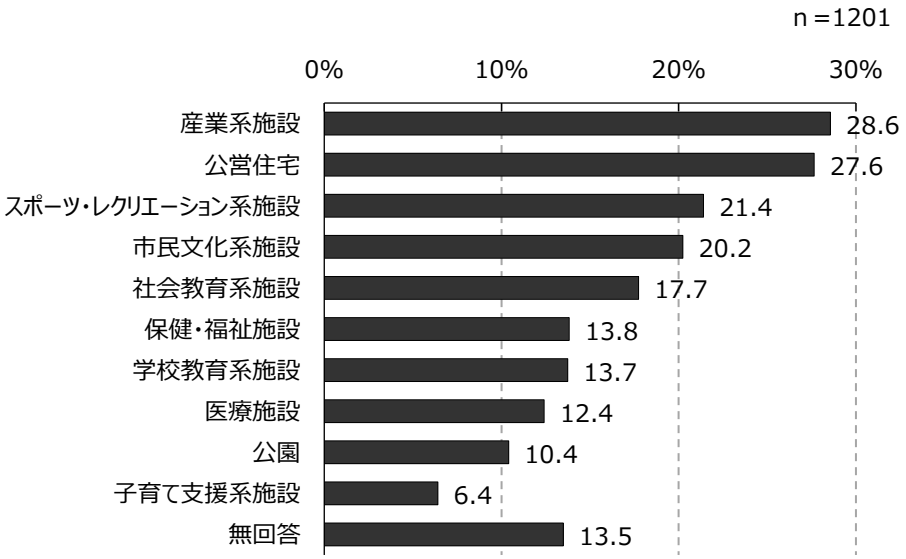

問７　みどり市は 4 つの庁舎がある総合サービス型分庁方式*（注）（以下「分庁方式」という。）を採用していますが、庁舎を利用する際に不便を感じることがありますか

「ある」が 27.1%、「ない」が 65.5%となっています。

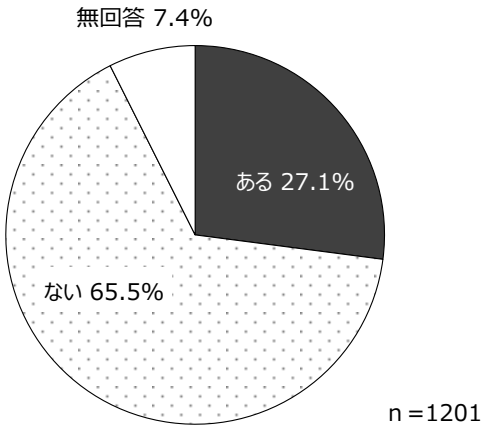

*(注)総合サービス型分庁方式

1 箇所に行政機能を集約するのではなく、一部の行政部門を分ける方式です。
みどり市の場合は、合併時に笠懸庁舎、大間々庁舎、東支所、教育庁舎に行政部門を分けています。

【問７で「ある」と回答した方】

問８　分庁方式を不便と感じる理由は何ですか（複数回答）

「用事を１つの庁舎で済ませられない」が 66.5%で最も多く、次いで「自宅から遠い庁舎に行かなければならない」が 36.9%、「どの庁舎に行ったらよいかわからない」が 31.4%、「その他」が 4.9%となっています。

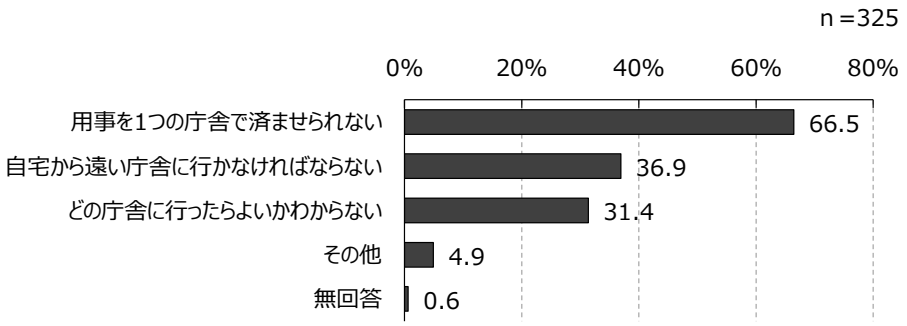

■「その他」と回答された方の主な意見

- 全庁舎で同じサービスの提供がされていない。
- 書類等をとる時など（住民票 etc）いちいち金額が高い。
- これこそ統合すべき。
- 時間がかかる。
- 対応が悪い。
- 本庁の担当に聞かなければ回答できない。
- 交通。
- 東支所内では処理出来ない事（内容をよく把握していないというか勉強不足だと思います）が多く、笠懸庁舎に確認の電話などで時間がかかる事。
- 職員の教育。
- 分庁とはいっても、東庁舎では役人が大間々や笠懸との電話のやりとりの業務が多く果たして分庁方式といっていいのだろうか。
- たらい回しにされた事が 2 回ある。
- どこに行っても土日が休み。　　等

インフラ施設（道路・橋・上下水道など）について

問９　将来も必要となる公共サービスを安心・安全な状態で提供していくためには、インフラ施設のあり方について様々な視点で検討する必要があります。以下の方策についてあなたはどのように思われますか

「積極的に実施すべき」と「どちらかといえば実施すべき」を合わせた“実施すべき”との回答が多い方策は、①利用頻度の低いものを廃止し、施設の総量を減らす（60.2%）、⑥機能していない道路等の土地を売却・貸付することにより収入を得る（57.0%）、②国・県・近隣市町村と共同で、施設を建設、管理運営する（50.1%）などとなっています。

一方、「どちらかといえば実施すべきではない」と「実施すべきではない」を合わせた“実施すべきでない”を合わせた“実施すべきでない”との回答が多い方策は、⑧増税等を行い、市民全体で負担する（39.4%）、⑦使用料を徴収できる施設では、使用料（水道料金、下水道使用料等）を引き上げる（23.1%）、④地域に密着した施設（小さな公園など）は、地域住民が管理を行う（15.2%）などとなっています。

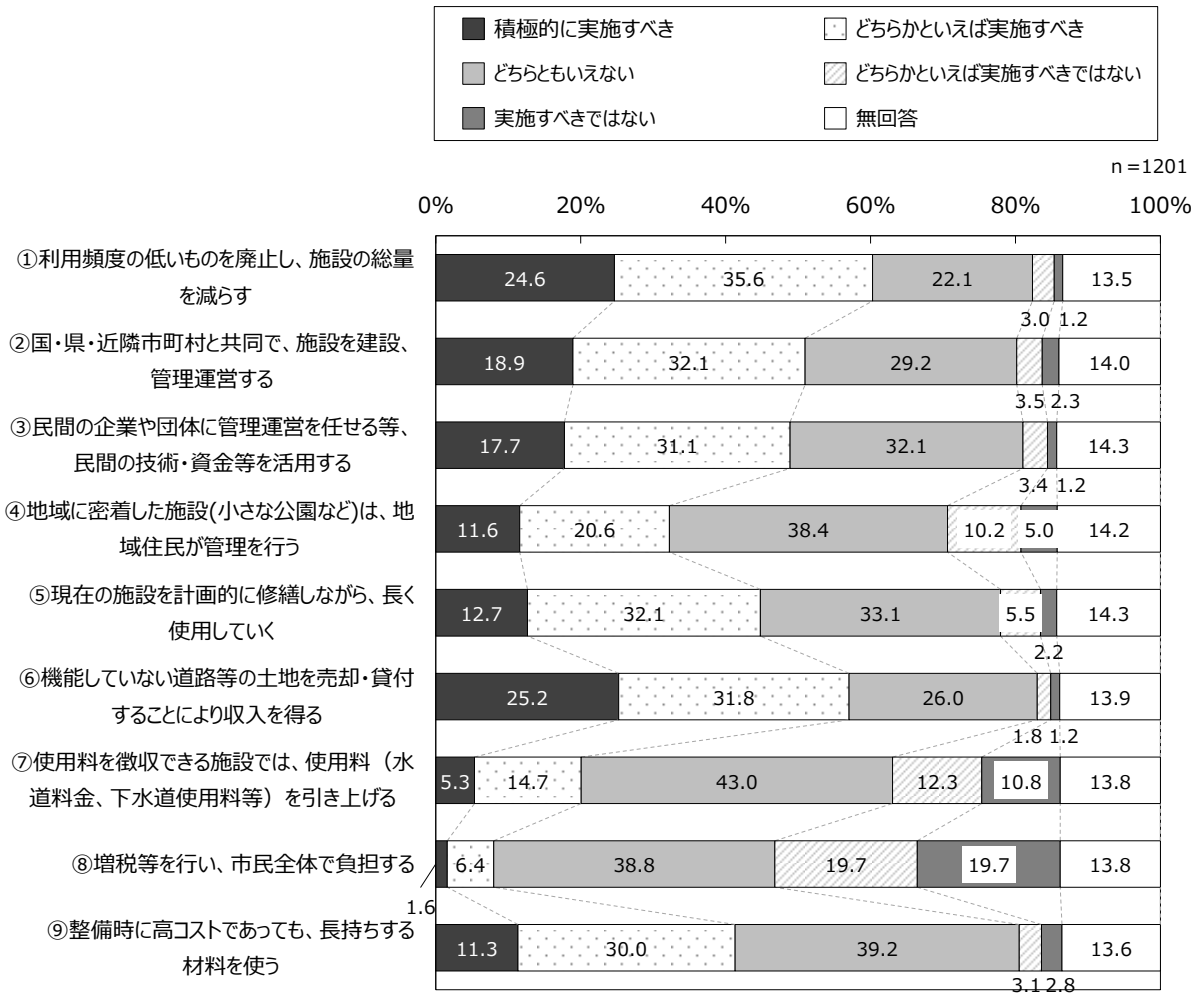

みどり市　公共施設等総合管理計画

平成 30 年 3 月

発　行：みどり市 総務部 財政課

住　所：〒379-2395 群馬県みどり市笠懸町鹿 2952 番地

T　E　L：0277-76-0963

F　A　X：0277-76-2449